中国における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日商	(1)	外国投資の禁止／制限分野	･外商投資規制における奨励類、制限類、禁止類において、希土類等が禁止項目となっている。	･希土類等の禁止項目を緩和してほしい。	･外商投資産業指導目録（2007 年 12 月 1 日施行） ･外商投資産業指導目録の禁止外商投資産業目録（二. 採鉱業）および制限外商投資産業目録（三. 製造業 （九）非鉄金属の精錬及び圧延加工業 ･国祋院关于经营者集中申醳　准的规定 ･商祋部慲施外国投资者并购境内企荄安全懌　制度的规定
					(対応) ･国家発展開発委員会と商務部は、2004 年に『外商投資産業指導目録』（以下、『目録』）を初めて公表し、その後数度の改正を経て、最新のものは 2011 年改正版である。『目録』は、外商投資産業を奨励類、制限類及び禁止類に分けている。『目録』に含まれていない産業は、中国の法律･規則で明確に禁止されていない限り、中国国内で許可されていると見なされる。奨励類に投資する外商投資企業は、地方･省級部門の承認を得て、課税免除や税率の引き下げなど一定の優遇措置を受けられる。制限類に投資する外商投資企業は、地方･省級部門の承認を得て、一定の所有権の制限を受ける形で投資が認められる。外商投資企業は、禁止類への投資は行えない。 ･2007 年「外商投資業務方針」が策定され、(1) 外資利用の質と水準の向上、(2) 外商投資政策の連続性、安定性を保持、(3) 外資導入による先進技術、管理経験、ハイレベル人材を誘致、産業構造高度化、(4) 外商投資政策の段階的移転により地域経済の協調的発展促進、(5) アウトソーシング業務受け入れによりサービス業の発展、などの目標が盛り込まれた。 ･2007 年 12 月 1 日、外商投資について、産業構成の高度化、資源の節約、環境保護などの観点から改正された「外商投資産業指導目録」が公布された。04 年制定の「外資系企業の投資産業指導リスト」は即日廃止された。 修正リストの特徴は、 1) 対外開放分野を一層拡大。修正リストには奨励類、制限類、禁止類等の項目が 478 件ある。奨励類項目は 351 件で、旧リストより 94 件増え、リスト全体に占める割合は 69%から 73%に上昇。制限類は 87 件で、割合は 21%から 18%に低下。禁止類は 40 件で、割合は 9%から 8%に低下。 2) 中国が WTO 加盟時に開放を承諾した分野や変更を承諾した株式比率などがいずれもリストに組み込まれた。 3) 自主革新を促進し、産業構造の最適化と高度化を推進する目標実現のため、現代型農業、ハイテク産業、現代型サービス業、ハイエンド製造拠点、インフラ等の分野を奨励類項目に組み込んだ。また、政府関連部門が発行した「外資系企業の投資を奨励するハイテク製品リスト」に挙げられた製品の大部分を整理･調整して、新リストの奨励類に組み込んだ。 4) 省エネ･環境保護産業の発展を奨励するため、循環型経済、クリーン産業、再生可能エネルギー、生態環境保護、資源の総合的利用などに関連する産業を奨励類項目に入れた。 5) 均衡の取れた発展を実現する貿易政策を促進。旧リストの奨励類項目にあった「全製品の直接輸出を許可する外資系投資プロジェクト」という条項を削除。 ･2009 年 12 月 30 日、国務院常務会議は、2010 年の外商投資誘致政策を発表した。それによると、より多くの分野を外資に開放し、先進的製造業、ハイテク産業、現代サービス業、新エネルギー製品･サービス業、環境保護産業などの分野への外商投資を奨励するため、2010 年に『外商投資産業指導目録』を改正するという。同目録の改正に際して、外国産業界は、外商投資企業が参入できる事業範囲を拡大し、一部の外資出資制限を撤廃するよう求めていく考えである。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					・2011 年 12 月 24 日に改正された「2011 年度指導目録」は、全部で 473 項目があり、そのうち、奨励類は 354 項目、制限類は 80 項目、禁止類は 39 項目で構成される。全体として奨励分野が増え、制限する分野や禁止する分野は減少した。改正は、省エネ・環境、次世代情報技術、バイオ技術、ハイエンド設備製造業、新エネルギー、新材料、新エネ自動車等の戦略的産業への投資を促す一方で、成熟化した産業分野や生産能力過剰の分野での投資を抑制することを目的としている。 主たる改正点は： ①奨励類に属する天然食品添加物、食品添加物の生産、新エネルギー発電プラント又は主要設備の製造の合弁、合作条件が撤廃。 ②自動車（完成車）の製造が奨励類から許可類に変更。 ③奨励類に廃棄・中古紡績物の回収処理設備の製造、廃棄・中古機電製品の再製造設備の製造、廃棄・中古電子製品、自動車、機電設備、ゴム、金属、電池の回収処理、自動車の充電スタンド、電池交換スタンドの建設及び経営、物流情報コンサルティングサービス、創業投資企業、知的財産権サービス、家政サービス、職業技術訓練が追加。 ④フランチャイズ、ファイナンスリース会社、医療機構が制限類から許可類に変更。 ⑤制限類のオーディオ・ビジュアル製品（映画を除く）の販売から中国側支配権の要件が撤廃され合作要件のみ。 ⑥書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル製品、電子出版物の輸入業務が禁止類から削除。 ・2014 年 5 月 17 日、日中韓投資協定が発効。 **(改善)** ・2011 年 4 月 1 日、2011 年外商投資産業指導目録改正に先立ち、意見聴取稿が公表されパブリックコメントが募集された。 ・2012 年 1 月 29 日以前に奨励類として認可を受けており 2011 年改正版産業指導目録により奨励類から外れた企業は、2013 年 1 月 29 日までに税関に投資主管部門発行のプロジェクト確認書等を添えて減免税届出手続を行うことによって輸入関税の免税措置が認められるとする移行措置が定められた。（税関総署公告[2012]第 4 号） ・上海市人民政府は、2013 年 9 月に「中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置」（2013 年上海ネガティブリスト）」を交付した。リストには 190 項目が記載されている。さらに 2014 年 6 月 30 日付で「中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置」（2014 年上海ネガティブリスト）を公布した。記載が 16 産業・139 項目に減少した。外資参入が禁止又は制限されていた 31 業種につき、上海市政府が国務院に対して行った規制緩和申請が国務院に許可されたものである。その 31 業種のうちの 27 業種について、国務院は、規制法令の関連条文をリストアップし、同貿易試験区におけるこれらの条文の適用を暫定的に停止するため、2014 年 9 月 28 日、「中国（上海）自由貿易試験区内における関連行政法規と国務院が批准した部門規章規定の参入特別管理措置の暫定的調整実施に関する決定」（国発[2014]38 号）を発布した。 ・2014 年 6 月 23 日、深圳市の前海協力区において外資系企業の設立や変更等に関する管理方法を定めた「前海深港現代サービス業協力区外商投資企業管理弁法」が公布され、「前海深港協力区外商投資企業参入特別管理措置」（2014 年前海ネガティブリスト）に基づき 11 産業 59 項目の業種が前海ネガティブリストに掲示されている。		
		日鉄連 化粧品 全楽協	(2)	サービス分野への外資参入制限	・中国の WTO 加盟時の「約束」に関するうち、「（国内）流通業の自由化」（外資の出資制限の廃止、地域制限・出資者資格要件の東南アジアの廃止）については、2004 年 6 月 1 日に「外商投資商業分野管理弁法」が施行され、表向きは「開放」されたように見えるが、実施細則が規定されておらず、事実上閉鎖されたまま。 ・外資系企業の経営性 ICP（Internet Content Provider）取得は、法律上、可能であるものの、実際に許可された例は無く、事実上、不可能な状況。そのため、インターネットプラットフォームビジネス等に参入することができない。 ・音楽教室事業を進める上での営業許可の取得など当局の理解を得るのに時間がかかる。教育関連事業への外資の参入が規制されている。また、音楽教室で使用するテキストの出版、販売についても外資規制があり事業展開に制限がある。	・実施細則の制定による実質的な開放。 ・外資企業に対しても経営性 ICP を認可してほしい。 ・一部の教育関連事業、書籍出版販売事業の外資への開放。	・インターネット情報サービス管理弁法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ・2002 年 9 月、建設部と外経貿部が共同で「外商投資建築企業管理規定(第 113 号)」と「外商投資建設工業設計企業管理規定(第 114 号)」を発布し、WTO 加盟約束に従って建設市場の対外開放を進めた。 「外商投資建築企業管理規定」は、2002 年 12 月 1 日より、外商独資建設会社の設立を認めるものの外国の建設業者は中国国内に現地法人を設立しないと中国国内で建設工事を請負うことができないと規定し、中外合弁、合作建設企業の登録資本に関する制限及び従来実施してきた請負工事中の外資の出資比率に関する規制を撤廃し、国内企業と同条件とした。更に、外商独資建設業者が請負えるプロジェクトを、1) 全額国外からの投資及び無償資金協力の建設プロジェクト、2) 国際金融機関の資金援助及び外国からの借款により国際入札を実施する建設プロジェクト、3) 外資の出資比率が 50%以上の中外共同建設プロジェクト、4) 技術的に困難などの理由で中国国内の建設業者が単独で請負えない建設プロジェクトで、省等の建設行政の主管部門が批准したプロジェクトなどに制限した。 また、2004 年 4 月 1 日より外国企業が中国国内で建設工事を請負うために必要とする外国企業承包工程資質証を規定し、直接受注制度を認める「在中国境内背承包工程的外国企業管理暫行弁法」が廃止されることに伴い、外国企業承包工程資質証の発行も廃止されるため国外建設業者が現地法人を設立しないと中国国内の建設工事を請負えないこととなった。現地法人設立の義務付けに伴う、資本金、技術者の資質等級毎のパフォーマンス要求基準(現地人雇用人数等)が厳しい。 ・プラント建設元請資格の内外格差が無くなった一方で、元請資格は現地法人/合弁企業に限定され、且つ現地法人/合弁企業を設立する場合にも元請可能範囲が資本金の 5 倍以内とする制約や過去の実績が必要となるなど非常に厳しい条件となっている。 ・2004 年 6 月、「外商投資商業領域管理弁法」が施行され、小売業において原則 100%外資出資が可能、フランチャイズ経営が可能となる自由化が図られたが、同一の外国投資家が 30 を超える店舗を設置する場合であって、①食糧や植物油、医薬品、たばこ、農薬、自動車など特定品目を取り扱う場合、②ガソリンスタンドを営む場合に、外資出資比率が 49%以下に制限される。 ・商務部は、2004 年 8 月 11 日、小売業の分類基準を規定する「新小売業態分類国家基準」の制定を公表し、10 月 1 日より実施される。新分類は、小売店の立地、商圏と対象顧客、規模、商品構成、販売方式、サービス機能、情報管理システムなどの要素に基づいて、従来 9 種類であった業態分類を有店舗 12 種類(雑貨店、コンビニ、ディスカウントストア、スーパー、大型スーパー、倉庫式スーパー、百貨店、専業店、専門店、ホームセンター、ショッピングセンター、メーカー直結センター)、無店舗 5 種類(テレビショッピング、通信販売、インターネット販売、自動販売店、テレフォンショッピング)の 17 種類と細分化した。 ・商務部は、「外商投資非商業企業の販売の経営範囲増加に関連する問題についての通知」を 2005 年 4 月 2 日に公布・施行し、外商投資非商業企業(生産型企業を含む)が経営範囲の拡大により商業企業としての認可を取得する問題を規定したもので経営業務範囲の拡大後も税制面で優遇を享受する場合には、自社製品以外の商品の販売収入額が売上総額の 30%以下であることが要求され 30%を超えると生産型企業とみなされず優遇税制の適用が受けられないなど、具体的な認可方針を明らかにした。 2005 年 8 月 16 日に「外商投資商業企業設立処理手続等の関連規定」が公布され、審査手続(審査期間は地方で 1 ヶ月、商務部で 3 ヶ月)や申請資料が規定された。2005 年 12 月 9 日公布、2006 年 3 月 1 日施行された「地方部門への外商投資商業企業の審査認可の委任に関する通知」は、一定規模以下の店舗設置を地方政府の認可で足りることとなった。 ・2007 年 12 月 13 日に開催された第 3 回米中戦略対話により、両国は金融サービス業の開放に関し、多くの点で合意した。 ・2008 年 3 月 3 日、EU と米政府は中国が外国の金融情報サービス会社の活動を規制しているのは世界貿易機関（WTO）協定違反にあたるとして WTO に提訴した。EU などによれば、中国は 06 年 9 月から、英ロイター通信などに対し、中国国内で直接、顧客に情報を配信することを認めず、中国政府が指定する国営新華社通信社系列の会社を経由することを義務付けている。また、外国の金融サービス提供企業が地方に営業拠点を設置することを禁止している。EU と米政府は今後、中国政府と協議に入り、これが不調に終われば紛争処理小委員会（パネル）の設置を求める。 ・米国は、中国政府が書籍、新聞などの出版物、音楽 CD や各種 DVD ソフト、ビデオゲームソフトなどの輸入や国内での流通を、特定の国有会社に限定していることは WTO 協定違反にあたるとして、2007 年に中国を提訴していた。WTO パネルは、こうした体制は、内外格差を撤廃して国内・国外企業に平等な競争環境を提供するべきとする WTO 協定のみならず、中国が 2001 年に WTO に加盟した時に販売と流通を 3 年以内に対外開放するとした約束にも違反するとの判断を下した。 ・2008 年の中国 TRM の場で、中国は 2008 年 1～10 月に外資系広告会社 49 社にライセンスを供与したとコメントがあったが、主要業務でない企業の広告業務については具体的に触れていない。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2009 年 10 月、新聞出版総署は、外国企業が全額出資、合弁、合作などでオンラインゲームの運営サービスに従事することを禁じた。また、その他間接的方法で国内企業による運営業務の実質的支配や経営の参加を禁じた。 ･2010 年 9 月、商務部は外資系企業のインターネット販売や自動販売機による販売に関する規定を発表した。 (1)ネット専門会社の設立には、省レベルの商務主管官庁の認可義務、 (2)他の取引業者にネットサービスを提供する場合は、工業情報化部に付加価値通信業務の事業許可証の申請義務、 (3)自身のネットで商品を直接販売する場合、工業情報化部に付加価値通信業務の事業認可証の申請義務、 (4)自身のネットで商品を直接販売する場合の届け出義務、などを定めている。 ･2012 年 8 月 9 日、中国の海峡両岸関係協会との台湾の海峡交流基金は、「海峡両岸投資保護･促進取り決め」と「海峡両岸税関協力取り決め」に調印した。投資保護対象に香港やケイマン諸島などの租税回避地（第三地）を通した投資を含めている。 また、収用の制限投資対政府部門･機関の仲裁も設けている。 ･2012 年 8 月 14 日、商務部は米ウォルマート･ストアーズが計画するインターネット通販サイト運営への 51.3%の出資比率での買収を、ウォルマートが同通販サイトを利用して商品を販売することを禁じることを条件に認めると発表した。 ･2014 年 5 月 17 日、日中韓投資協定が発効。 ･2014 年 5 月 17 日、国家発展･改革委員会は、「外商投資プロジェクト審査確認及び届出管理弁法」を公布し（6 月 17 日施行）、 ①審査確認以外に一部届出制を加えたこと、 ②一部審査確認権限の地方政府への委譲されたこと、 ③「プロジェクト申請報告書」への記載要件として投資者の状況、資源利用･生態環境影響分析、経済･社会影響分析（中国国内企業を買収するプロジェクトは、買収者の状況、買収計画、融資方法及び被買収側の状況、買収後の経営方式、経営範囲及び持ち株の状況、所得収入の利用等も記載）を規定、 ④審査確認機関は受理後の一括した補正通知、書面での審査意見、審査結果を発出する期限の明示を行った。 **(改善)** ･2004 年 4 月 16 日付けで「外商投資商業領域管理弁法」が発布され、6 月 1 日から施行された。外商投資商業企業に対する基本的要件である最低登録資本(旧規則では卸売りの場合、8,000 万人民元以上;小売の場合、5,000 万人民元以上)は、会社法の規定(卸売りの場合、50 万人民元以上、小売の場合、30 万人民元以上)に従えば良いこととなった。外商投資商業企業に出資する外国企業に対する厳格な資格要件(卸売りの場合、申請前 3 年間の年平均売上高 25 億米ドル以上で且つ申請前 1 年間の資産額 3 億米ドル以上;小売の場合、申請前 3 年間の年平均売上高 20 億米ドル以上で且つ申請前 1 年間の資産額 2 億米ドル以上)は、撤廃され、「外国投資者は、良好な信用を有しなければならず、中国の法律、行政法規及び関連規則に違反する行為があってはならない。....」と規定するのみとなった。また、卸売りにおける商品の輸出入が明示的に認められ、年度商品輸入総額の制限規定(旧規則は、当該年度の商品売上高の 30%を越えてはならなかった)も撤廃され、商品の調達に有利になるように変更された。更に、卸売り及び小売の場合にも、「その他の関連する付帯業務」を経営することができる旨明示し、「その他の関連する付帯業務」には、アフターサービスも含まれると理解されるためサービスの効率化を図る上で根拠が与えられた。 ･WTO 公約に沿った流通開放は、昨年、施行された法律に対する申請許可が 2005 年 3 月以降、実現されつつある。当社関連で 25 件、認可取得。 ･生産型企業の仕入販売は認められなかったが、2005 年より仕入全体の 30%まで可能となった。 ･商務部は、2005 年 2 月 3 日「外国企業リース業投資管理規則」を公布、3 月 5 日に施行した。今回の新規則は、WTO 加盟 3 年後に外資全額出資リース企業の設立を認める約束を実施するため公布した。従前の暫定規則に対する主たる改正点は、①外国企業が全額出資によるリース業務及びファイナンスリース業務を行う会社の設立を認めること、②参入基準として外商投資リース会社及び外商投資ファイナンスリース会社の外国投資者の総資産が 500 万米ドル以上であること、また外商投資ファイナンスリース会社の最低資本金を従来の 2,000 万米ドルから 1,000 万米ドルへ引き下げ及び外商投資リース会社の最低資本金規定 500 万米ドルを廃止したこと、③有限責任会社形態で設立するリース会社の審査･認可権を地方へ移管した。 ･国務院は、2007 年 2 月 6 日に公布、2007 年 5 月 1 日に施行したフランチャイズに関する「商業特許経営管理条例」は、商業特許経営管理弁法で明らかでなかった届出書類(フランチャイザーの営業許可証の写し、契約の見本、作業マニュアル、市場計画書及び経営期間 1 年以上の 2 店以上の直営店を有する証明書類等)の範囲などを明確にしたほか、2007 年 5 月 1 日以前に既にフランチャイズに従事している者は、「管理条例」施行後 1 年以内に届出(通常、締結日から 15 日以内)すればよく、更に 2 つ以上の直営店を 1 年以上経営していなければならないとする規定を適用しない。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2008 年 11 月 13 日、中国は EU と米国に対し、外国通信社が金融情報をその顧客である金融機関等に直接提供することを認め、外国通信社の自由な活動を保証すると伝えた。中国はこれまで外国通信社に対し、国営の新華社通信の系列企業を経由して金融サービスを提供するよう義務付けてきた。これに対し、2008 年 3 月、EU と米国が WTO に提訴していた。 ･2011 年改正版『外商投資産業指導目録』において、 ①商品オークションサービス、金融リースサービス、医療サービスが制限類リストからは外され、100%の外資投資が可能となった。 ②奨励類リストに物流情報コンサルティングサービス、創業投資企業、知的財産権サービス、家政サービス、職業技術訓練が追加された。 ③フランチャイズ、ファイナンスリース会社、医療機構が制限類から許可類に変更された。 ④制限類リストのオーディオ･ビジュアル製品（映画を除く）の販売から中国側支配権の要件が撤廃され合作要件のみとなった。 ⑤書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ･ビジュアル製品、電子出版物の輸入業務が禁止類から削除された。 ･中国は、「国内水路運輸管理条例」に基づき、2013 年 1 月 1 日より外国企業、その他の経済組織、個人が国内の水路運輸業務を経営することを禁止する。 ･2011 年 12 月 24 日、国家改革発展委員会･商務部は、「外商投資産業指導目録（2011 年改正）」を公布し、2012 年 1 月 30 日から施行されている。その中で、図書、新聞、雑誌の総発行･輸入業務、音響映像製品及び電子出版物の輸入業務及び電子形式による音楽流通サービスが禁止類から削除され、制限類にも含まれていないことから、許可類になったと考えれらる。（2013 年版不公正貿易報告書） ･2013 年 9 月より、上海市人民政府は、銀行、ゲーム機、旅行社、娯楽施設、病院などのサービス業の業種に対する外資の出資制限や業務制限を緩和している。 ･2014 年 9 月 28 日、国務院は中国（上海）自由貿易試験区内で追加的に外資企業の参入障壁を緩和する 27 項目からなる「参入特別管理措置目録」を公布し、外資独資（100%）での国際海運貨物の積み下ろし業務、外資独資での 400トン以上のクレーンの製造、外資独資での高速鉄道や旅客鉄道の乗客サービス設備の研究開発･設計･製造などが許可されている。		
		日商 日商 JEITA 日機輸 日鉄連	(3)	外資マジョリティ出資規制	･自動車生産企業において、50%を超える出資ができない。また、50%以内の出資率でも、出資率変化に対し発展改革委員会、工信部、商務部など関係諸官庁の許可を得ることが必要である。これにより、合弁企業の実質的支配権を掌握することができず、50%内での出資比率の変更についても、関係各当局から条件（法･規則に則ったものではない）を付けられることが多く、会社事業の方向性に国が影響力を行使できる形となっている。 ･二輪･四輪完成車の合弁製造会社について、外資比率が 50%以下、外資側は 2 社までという制限があり、外資の権益が制限されている。 ･2011 年の「外商投資産業指導目録」改正により、車載用バッテリーの生産は奨励類に属し、外資比率が 50%を超えないものとされた。一方、リチウムイオン電池の製造は、2002 年以降「電機機械及び器材製造業」カテゴリで奨励類とされ、外資比率の制限もない。双方の技術、生産技術･設備には、共通部分が多いのだが、本制限により、すでにリチウムイオン電池の生産を独資で展開している外資系企業は、車載用バッテリーの生産を行うことができなくなった。 ･鉄鋼業においては「鉄鋼産業発展政策」により外資の出資が 50%までしか認められていない。	･50%超の出資も認めて頂きたい。また、現制度下でも、出資持分の変動に関して複雑な許認可を不要としていただきたい。 ･外資に対する規制を撤廃あるいは緩和していただきたい。 ･外資比率制限の撤廃を要望。 ･規制の撤廃。	･外商投資産業指導目録 ･中国自動車産業発展政策 第 48 条、第 50 条 ･鉄鋼産業発展政策第 23 条
					(対応) ･2004 年 5 月、国家発展改革委員会は「自動車産業発展政策」を公布した。自動車完成車、専用自動車、農業用輸送車、オートバイの中外合弁製造企業における中国側持分比率は 50%以上とされ、一外国投資者が中国に設立できる同種の完成車製品製造の合弁企業は 2 社以内に制限される。 ･2005 年 7 月、国家発展改革委員会は「鋼鉄産業発展政策」を公布した。外国投資家による中国鋼鉄産業への投資については、原則として外国側の持分支配は認められない。 ･2014 年 6 月 17 日、商務部は「外資審査確認管理業務の改善に関する通知」を発表し、登録資本金の最低限の制限のある業種の会社等の場合を除き、外資企業の当初出資比率、金銭出資比率、出資機関の制限又は規定を撤廃することとした。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸 日商	(4)	**外資最低資本比率規制**	・外国資本の最低資本比率が、総投資額の 33.33%以上（投資総額 3,000 万米ドル以上の場合）と定められており、設備投資する度に、親会社の投融資の負担が大きくなっている。 ・建設会社において資本のうち 25%以上の中国資本がなければ、必要なライセンスを保有していても外国資本にて行われている開発プロジェクト以外の建設施工受注ができない。また、増資を検討する際、受注制限を回避するには 25%の比率を維持する必要があるが、パートナーが同意しなければ増資ができない。	・最低資本比率の制限を廃止してほしい。 ・25%ルールの撤廃を望む。	・外資独資企業法実施細則 ・外国投資商業領域管理弁法 ・中外合資経営企業登録資本と投資総額の比率についての暫定規定 ・外債管理暫定規則など ・外商投資建築業企業管理規定（2002 年）
					(対応) ・2013 年 12 月、会社法が改正され、登録資本金制度が原則として撤廃された。 **(改善)** ・2014 年 6 月 24 日、商務部は「外商投資の審査認可管理をさらに改善することに関する通知」を発表した。同通知では、外資系企業に関し、①特定業種の登録資本最低限度額について特段の規定がある場合を除き、会社の登録資本最低限度額を撤廃、②会社設立時の初回出資比率・出資機関に関わる制限の撤廃、③出資者の出資引受額の自由化など外資審査認可にかかる緩和策が明記された。		
		JEITA 日機輸	(5)	外資に対する投資性公司の経営範囲規制	・「外国投資家が投資により投資性公司を設立・運用することに関する規定」に基づき設立された投資性会社は、生産活動に直接従事してはならない（同規定第 28 条）とされる。このため、製造会社は常に投資性会社と分離して設立せざるをえず、経営の効率を悪くしている。	・効率的・効果的な経営を実現するために、投資性公司の生産活動を認めるよう規定を改正いただきたい。	・外国投資家が投資により投資性公司を設立・運用することに関する規定（商務部令 2004 年第 22 号）第 28 条
		日商	(6)	海外からの人民元投資手続の煩雑・遅延	・当社出資先の企業より増資要請が有り、手持ちの人民元での送金を試みたが、手続きが煩雑で且つ時間が掛かることから送金期限までに間に合わず、結局外貨での投資となった。	・海外からの人民元投資手続きの簡素化、スピード化をお願いしたい。	・外商投資産業指導目録
		日商	(7)	外資不動産投資に対する外債規制	・外資企業による不動産投資において外貨借入（外債）が認められていないため、資金効率の低い、高金利の人民元借入かフルエクイティとならざるを得ない。	・自由な外債による調達を認めていただきたい。	
2	国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	政府認可国内企業使用義務	・中国の「涉外調査管理弁法」により、中国国内の顧客のプリンタ利用に関するログ情報を収集する際には、政府認可の中国国内の会社を使う必要があると社内で理解している。そのため、拡大する中国市場に新機能を投入しにくくなっているほか、中国市場に対してのみ特別な仕様を準備しなければならないなど、開発／評価効率低下を招いている。	・中国国内の顧客のプリンタ利用に関するログ情報収集に際して政府認可の中国国内の会社に限定しない措置を望む。	
		日商	(2)	生産設備の現地調達・現地生産要求	・生産設備について、顧客（中国工場）の自動化要求があるが、関税の関係で、現地調達、現地生産を求められる。現在、中国へ進出する社会・経済状況にはないため、対応に苦慮している。	・香港の活用法など一部でも合法的に対応可能なルート等、情報や知識を得たい。	
4	撤退規制	日機輸 日商	(1)	会社清算・撤退の困難	・出資先企業を清算して撤退することが実務上困難である。また、清算による撤退が認められているが、実務上では当局の許可が下りない、あるいは税務当局の対応に長い年月を要する。結果として、許可が取得できやすい、撤退しやすい、持分譲渡での撤退が多くなっている（しかも無償に近い形での譲渡）。	・進出の際に、撤退が実務上保証されていないため、進出に二の足を踏む企業も多い。新規投資の促進、また投資分野の入替えの観点からも、スムーズな撤退を可能にして欲しい。	・外資企業法 ・外資独資企業法実施細則第 72 条第 1 項第 2 号、第 72 条第 2 項

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
							･外商投資企業の解散及び生産義務の方に基づく遂行に関する指導意見第 2 条第 3 項 ･会社法 185 条、187 条、188 条、189 条 ･労働契約法第 44 条第 5 号
					(対応) ･外資企業の清算手続きに関する基本法である「外商投資企業清算弁法」が 2008 年 1 月 15 日に廃止された以降、新たな法規が制定されていないため、会社法における清算関連規定が外資系企業の清算に適用されている。また、商務部や国家工商行政管理総局による外商投資企業の解散清算に関する通知が適用されている。 ･2008 年 12 月 19 日、中国商務部、外交部、公安部、司法部が連名で外資系企業の非正常撤退に対して、国境を越えて追求･訴訟を行うガイドラインの通達を発令した。		
		日機輸 JPETA 日商	(2)	会社清算手続の不透明･長期化	･子会社を清算する場合に当局の手続きが長期に渡り、清算完了に非常に時間がかかる。 ･事業撤退の種類にもよると思われるが、事業撤退までのスケジュールが不透明で、地方税務局･国税局で時間が掛かりすぎる。 ･新規に社員を雇用するに際し、前職の会社（市内別エリア）の清算手続が滞っている為、その社員の社会保険口座を転職先所在地の社会保険センターへ異動できず、社会保険の支払い（会社負担分の支払いも含めて）ができない状況が発生している。これにより会社側には、社会保険を使えない人を雇用するリスクが発生してしまい、結果的に採用できず失業率も上がる可能性がある。	･外資企業の清算などにかかる法制整備。 ･事業撤退プロセスの透明化を働き掛けて欲しい。 ･左記のようなケースにおいて、社会保険口座の柔軟な承認と対応を社会保険局に望む。	
		JPETA	(3)	減資手続きの困難	･減資に関し、会社法上制度があるが、実際に行政へ申請手続きを行っても受理されない（日系企業において許可を得たという事例がない）。	･減資の条件を明確化した上で、その範囲内で申請する企業に対しては受理する体制を作ってほしい。	
6	外資優遇策の縮小	日鉄連 化粧品 日機輸 日機輸 日商	(1)	外資優遇税恩典の廃止	･2010 年 12 月 1 日、外資系投資企業、外資企業、外国人に対する「都市維持建設税」と「教育費付加」の徴収を開始。外貨獲得、外資誘致の一環として国内企業よりも優遇的な税制が適用されていたが、年を追って優遇税制が廃止され（06 年に土地使用税の優遇撤廃、08 年に企業所得税の優遇撤廃、09 年に不動産税の優遇撤廃）、今回の優遇撤廃により、外資企業への優遇税制は全廃された。 ･2010 年の制度改革により、法人所得税の外資優遇措置が撤廃された。 ･2008 年の税法改正により企業所得税優遇措置が段階的に縮小され、2012 年から税率が 25%になった。経済特区のメリットが消滅し、税負担が増加している。 ･工場の沿岸部から内陸部誘致に伴う優遇制度の段階的な削減･廃止。 ･外資企業に与える優遇策が少なくなっている。外資系企業に対する税金関係の優遇制度の一部が取り消されている。	･外資優遇を撤廃する一方で、自国企業への不公平な優遇（政府調達、補助金交付等）を行わないよう要望する。 ･外資優遇措置の復活。 ･外資企業に優遇策を与えてほしい。	･国務院　内外資本企業及び個人に対する都市維持建設税、教育費付加制度に関する通知（国発〔2010〕35 号） ･企業所得税過渡期優遇政策の実施に関する通知第一条 ･企業所得税法
					(対応) ･2007 年 11 月 29 日、USTR の発表によると、中国は 2008 年 1 月 1 日までに米国とメキシコが中国を WTO 提訴している中国輸出企業への法人税･付加価値税の減免や低利融資など 12 の補償金のすべてを撤廃することで合意した。 ･2007 年 12 月 1 日、ハイテク産業、省エネ産業、環境保護産業、高付加価値産業を奨励する外商投資産業指導目録が施行された。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					・2007 年 12 月 6 日、「中華人民共和国企業所得税法」（主席令第 63 号）が公布され、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」（国務院令第 512 号）と併せ、08 年 1 月 1 日から施行された。企業所得税率は 33%が原則だが、外資系メーカーや一部の商社などは平均 16%に優遇されてきた。全国 50 数ヵ所の中央政府指定の経済開発区では 15%に減税、200～300 ヵ所あるとされる地方指定の経済開発区では 24%に軽減。平均税率は 25%と言われていた。新企業所得税法の下で、このような内資企業と外資企業とで異なっていた税制を一本化し、両者の税制上の不平等な取扱を解消する（両税合一）。税制改革の基本は「産業別優遇を主とし、区域別優遇は従とする」であり、外資系企業への優遇は段階的に撤廃される見通し。税率は一律に 25%となり、各種優遇政策は順次廃止される予定。新規に進出する外資には 08 年から適用される。既進出企業については段階的な措置を経て、5 年後までに税率を 25%に引き上げる。 ・2008 年 1 月 1 日、労務コストの上昇が見込まれる労働契約法が施行された。 ・2008 年 1 月 1 日に企業所得税法および同実施条例が施行され、「2 免 3 減」や経済特区等での低税率等の外資優遇税制が廃止されることになった。但し、5 大経済特区と浦東新区の既存企業には、5 年間漸増の経過措置が設けられている。これにより特に輸出を目的とする単純な製造業への外資インセンティブが失われることになった。 ・2009 年 8 月 20 日、財政部など 6 つの政府機関は、『輸入重大技術設備の税収政策の調整に関する通知』を公布した。同通知に基づき、所定の要件を満たす企業は、重大技術設備の生産に使用するための部品や原材料の輸入に対する関税や増値税が免除される（従来は還付方式）。同通知はまた、完全な設備一式の輸入に対する関税・増値税の免除措置を撤廃している。同通知は 7 月 1 日に遡って発効し、2009 年末まで有効である。 ・2009 年 12 月 30 日、国務院常務会議は、外資は対外開放の基本となる経済の重要な構成要素であるとして、(1)「外商投資産業指導目録」を改定してハイエンド製造業、ハイテク産業、現代的サービス業、新エネ、省エネ環境保護産業などへの外資による投資を奨励、(2)外資の中西部地域へのシフトと投資の増加をサポート、(3)M&A を通じて国内産業の事業再編を奨励するなど外資利用の多様化を促進するなど、外資の有効活用に向けて 5 つの重点策を打ち出した。 ・2010 年 1 月 16 日、広州市政府は、『総部経済の発展加速化の実施に関する意見』を公布した（即日施行）。同意見は、企業の統括本部の広州市への誘致を促進するため、土地使用、金融、技術革新、人材サービスに関する一連の優遇措置を定めている。同意見はまた、企業の統括本部の設立と納税貢献に報いるための各種の助成金や広州市にある事務所スペースの使用に対する補助金についても定めている。同意見の施行に伴って、『外商投資統括本部・地域統括本部の設立奨励のための規則に関する通知』（2006 年 10 月 16 日公布）は失効した。同意見の有効期間は 5 年間とされている。 ・2010 年 5 月 14 日、中国商務部は、『中国中部地区外商投資促進計画（2009－2014）』（以下、『中部計画』）及び中部 6 省（江西、安徽、河南、湖北、湖南、山西）の『外商投資促進計画』（以下、『省別計画』）を公布した。『中部計画』は、外商投資誘致の重点産業、投資形態、誘致地域、投資元国・地域に関する基本的な指針並びに投資優遇措置について定めている。 中部 6 省は、(1)インフラ、運輸、行政、市場、法制、文化などの環境を改善し、(2)安定した透明な外商投資管理制度の構築を急ぎ、(3)土地、行政事務手数料、税制、電気・水料金、融資に係る優遇措置を改善し、(4)中部地区への投資促進措置に対する中央外国貿易発展基金の支援を拡大し、人材育成を強化し、(5)投資促進の業務及び効果に対する審査・評議システム/メカニズム並びに健全な投資環境評価制度・責任追及制度を整備する。各省への外商投資に対する投資優遇措置や特別待遇の詳細については、『省別計画』に規定されている。 中部 6 省は、先進国からの投資の比率を大幅に高めるため、西欧、北米及びアジア太平洋地域の有力な多国籍企業からの投資誘致を優先する。また、先進国には強固な基盤を持つ多くの専門的な中小企業が存在しており、中部 6 省は、台湾、香港、マカオ、日本及び韓国の中小企業からの投資誘致を中長期的な戦略とすべきであるとしている。 ・2011 年 1 月 28 日、中国国務院は『ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を一層奨励する若干の政策に関する通知』（国発〔2001〕4 号）を公布した（即日発効）。同通知は、産業の発展環境を最適化し、科学技術創新能力を強化し、今後 10 年間に中国のソフトウェア・集積回路（IC）産業の発展を一層促進するための新たな優遇措置を定めている。一連の措置は、中国で設立されたすべてのソフトウェア企業と IC 企業を対象としている。中央・地方政府の関係部門は今後、具体的な実施措置を策定する。 ・2014 年 2 月 28 日、中国政府、重大技術設備の輸入に対する税・関税政策に係る目録及び補助目録の更新版（2014 年通知第 2 号）を公布。 （http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201402/t20140227_1048002.html） ・2014 年 9 月 24 日、李克強首相、国務院常務会議を主宰・招集；ハイテク製品の輸入を促進するべく加速減価償却政策の整備を決定。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
7	外資法運用手続	JEITA 日機輸	(1)	増減資の不可	･昨年度、本社による増資を行った。目的は、今後の将来性を考慮し、過去の累損解消、借入金の返済。この増資のタイミングで、減資も同時に実施できれば、会社の財務体質、配当などでの会社組織としての体裁も整うところであったが、増減資は前例がないとの判断で見送りとなった。	･政府部門に資本受け入れへの柔軟な対応を求めたい。	
8	投資受入機関の問題	日機輸	(1)	設立奨励金の支給遅延	**･2011 年初頭の北京市朝陽区での投資会社設立交渉時、同区に設立し、「地域本部」として北京市政府から認定を受ければ、設立奨励金を始め、家賃補助金や主要幹部収入への奨励金など様々な優遇措置を享受できるとの合意が、当社と朝陽区政府間で出来ていた。** **2011 年 5 月、当社投資会社は北京市政府から営業許可証を取得。9 月には奨励金支給を受ける上での資格となる「地域本部」としても認定を受けた。** **しかし朝陽区政府から 2012 年 6 月に支給されると聞いていた設立奨励金は、一旦同年 9 月に延期され、更に 2013 年へと年を越し、13 年 11 月にようやく 1 年目に支払われる奨励金（全体の 40%）が支払われた。** **2 年目と 3 年目に、残りの 30%ずつが支払われることとなっているが、これもずれ込んでいくことが懸念される。**	**･設立奨励金の 2 年目以降に支給されると約束頂いている残りの部分についても、遅滞なく支給してもらいたい。** **･その他の家賃補助金や主要幹部収入への奨励金についても、申請後、速やかな対応をお願いしたい。**	
9	輸出入規制･関税･通関規制	CIAJ CIPA フル工 建機工 時計協 自動部品 繊維 素形材 超硬協 日化協 日機輸 日商 百貨店 貿易会	(1)	高輸入関税	･国内産業保護等から産品によっては高関税も残存しており、現地メーカーに対し価格競争力が無くなる。また、原材料･部品に関して高関税であるため、現地生産によるコストメリットを充分に製品価格に反映できない。また、関税率が定まっているにも拘らず、その徴収額が不明確である。 （例） －VTR：3%～30%、VTR 部品：3-35% －DVD プレーヤ：20% －カムコーダー部品：5～35% －ラジカセ：8-20% －CTV：30% －カメラ：5～25%、カメラ部品：4-15% －ミシン 12～21% －移動クレーン：3～15% －バッテリフォークリフト：8.4-10.5% －繊維設備：20～25% －工作機械：9.7～15% －自動車部品(自動変速機)：25% －ウオッチ完成品：11～23%、ウオッチムーブメント：10～16% －クロック完成品：16～23%、クロックムーブメント：16% －設備：30～40% －液晶パネル(TV 用)：30%、(PC 用)0% －繊維製品：10～18% －Air cylinder ：14% －Valve ：5% －Air Filter ：10%	･関税の低減および撤廃。	･関税規則 ･条例 ･中国関税法 ･関税実施法案 ･税関輸出入税則

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商			・国民生活の向上とともに大型二輪車への需要拡大が見込めるのに、高い関税率（500cc 未満：45%、500～800cc：40%、800cc 超：30%）は、中国への大型二輪車輸出の障壁となっている。	・関税率の引き下げていただきたい。	
		特殊鋼			・自動車メーカー及び部品メーカー向け溶接用ステンレスワイヤが高率な輸入関税（8%）のため、価格的競争力が現地競合メーカーに対し、相対的に低下。	・関税の引き下げ、撤廃。	
		フル工			・機械部品（Solenoid Valve）に掛かる現地輸入税が DUTY 5% & TAX 17%であり、同機能の製品が、現地メーカや日系現地生産メーカがあり、当社製品は関税による影響で、販売価格を下げて対応している。弊社製品のマーケットシェアを上げるのに苦労している。	・関税の引き下げ又は撤廃。	
		石化協			・中国への輸出と中国からの輸入に関してポリプロピレンの共重合体に対する関税が異なっている。 －中国に日本からポリプロピレンの共重合体を輸出する場合の関税 -- 6.5% 3902.3010.00 Ethylene propylene copolymer -- 6.5% 3902.3010.00 other －中国から日本にポリプロピレンの共重合体を輸入する場合(WTO 協定) -- 2.8% 3902.30.10.2 In blocks of irregular shapes, lumps, powders (including molding powders), granules, flakes and similar bulk forms -- 2.8% 3902.30.090.5 Other	・日本と同等関税の適用（関税の引き下げ）。	
					(対応) ・2001 年 11 月、WTO 加盟時の約束として、鉱工業品の平均関税率を 2010 年に 8.9%に引き下げるとしている。 ・2004 年 6 月施行の「自動車産業発展政策」及び 2005 年 4 月 1 日施行の「完成車の特徴を備えた自動車部品輸入管理弁法」により CKD、SKD 輸入に対して完成車の関税率 25%を賦課することを決定したが、加盟時に CKD、SKD の関税項目を設定する場合には関税率 10%を超えないとする約束に反し、GATT 第 2 条(譲許表)に違反する可能性がある。なお、輸入部品が完成品価格の 60%を超える場合、完成品として輸入手続を行い完成品の関税率を適用する考え方は、エレベーター、堀削機の部品輸入に用いられている(1999 年 9 月 20 日公布の掘削機、エレベーター及びその重要部品の輸入強化を管理することに関する通知)。 ・2006 年 3 月 30 日、米国の USTR は、中国が WTO 加盟時、輸入自動車部品の関税率を完成車の関税率よりも低く設定する約束をしたにも拘らず、一定の現地調達率に達しない完成車の輸入部品に完成車と同率の関税を課す規則の実施を約束違いとして WTO の紛争処理手続きに基づき、中国に協議要請を行った。その後、WTO パネルに提訴を行った。これらに対し、WTO は、2008 年 7 月 18 日、WTO パネルは輸入部品を中国 WTO 加盟時に約束した譲許表より不利に扱っているとして、米国の訴えをほぼ認め裁定を下した。 ・2008 年 1 月 1 日から新たな輸出入関税率が適用された。主に最恵国税率、年度暫定税率、協定税率、特恵税率等が調整された。調整後の平均関税率は 9.8%となり、このうち農産品は平均 15.2%、工業製品は平均 8.9%となった。約 600 品目に対して、輸入暫定税率が適用された。これには、①石炭、石材、燃油などの資源・エネルギー類、②ポリシリコン、ディーゼルエンジンなどの重要なマテリアル類と設備・部品、③X 線写真、人工血漿材料、家電などの公共保険関連製品等を含む。輸入天然ゴムは引き続き、選択課税を適用。石炭、原油、金属鉱砂等は引き続き暫定税率で輸出関税を徴収。パルプ、コークス等の資源消費が大きく環境に影響を与える製品については輸出関税率を引き上げた。 ・2008 年 12 月 15 日、中国政府は 2009 年の関税率の実施制度を公表した。同制度に基づき列挙された調整が限定的であったため、2009 年の平均関税率は 9.8%と 2008 年と同じ水準のままで、農産品及び鉱業製品の平均関税率にも変更が無く、それぞれ 15.2%と 8.9%となる。2009 年の関税率表は、7,868 品目（2008 年は 7,758 品目）を対象としている。この関税率表は 2009 年 1 月 1 日に実施された。 ・2009 年 8 月 20 日、財政部など 6 つの政府機関は、『輸入重大技術設備の税収政策の調整に関する通知』を公布した。同通知に基づき、所定の要件を満たす企業は、重大技術設備の生産に使用するための部品や原材料の輸入に対する関税や増値税が免除される（従来は還付方式）。同通知はまた、完全な設備一式の輸入に対する関税・増値税の免除措置を撤廃している。同通知は 7 月 1 日に遡って発効し、2009 年末まで有効である。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					・2010 年 6 月 29 日、中国と台湾は海峡両岸経済協力枠組み協定（ECFA）と称する FTA を締結した。アーリーハーベストによる関税引き下げ品目数は中国側 539 品目、台湾側 267 品目となっている。サービス貿易についても、アーリーハーベストとして台湾は 9 項目（金融サービス業 1 項目、非金融サービス業 8 項目）、中国は 11 項目（金融サービス 3 項目、非金融サービス 8 項目）を開放することで合意した。台湾側開放の 9 項目は、研究開発、会議サービス、展示サービス、特製品設計サービス、映画開放、ブローカーサービス、運動レクサービス、空運サービス電子化、銀行業。 ・2011 年 5 月、第 5 回日中韓サミットにおいて日中韓 FTA 産官学共同研究を 2011 年中に終了させ、その後のフォローアップを行うべく共同研究を加速化することを決定した。 ・国務院関税税則委員会は、637 品目に対して（その多くは初めて）暫定輸入関税を課す。対象品目は、資源製品、原材料、一部電子機器用主要部品（プロパン、ブタン、脂肪酸、ポリイミドフィルム、チタンストリップ、高解像度カメラ、液晶プロジェクター用偏光子、電子ブレーキなど）である。通常、暫定輸入関税の税率は MFN 税率よりも低いことから、この措置は 2011 年に指定された品目の輸入促進を目指す中国政府の狙いを示している。また炭素繊維糸、イオン交換膜、自動車用過給機などの一部品目については、工業技術の発展や国内における生産、需給の変化に対応し、暫定輸入関税の廃止や当該税率の引き上げも行われている。 ・2014 年 3 月 4-7 日、第 4 回交渉会合を開催したが、焦点となる関税交渉が日中の提案に隔たりがあり、韓国の反対で合意できず。9 月 1-5 日、第 5 回日中韓 FTA 交渉を開催したが、焦点の関税撤廃に向けた交渉の枠組みについては合意に至らず、11 月下旬をめどに日本で開く次回会合に持ち越した。 **(改善)** ・WTO は、2003 年 4 月 24 日に中国の ITA 加盟を承認し、2005 年 1 月 1 日に ITA 対象品目 256 品目全てが無税化された。 ・2006 年、我が国が日中経済パートナーシップや WTO 市場アクセス委員会で改善を要請していた写真フィルム等に関する関税譲許不履行問題は、2007 年 1 月の関税率改正、譲許税率相当まで税率が引き下げられた。 ・2010 年 7 月 1 日以降、中国は 33 の後発開発途上国から輸入する 4,762 品目の関税について、ゼロ関税を適用することとした。 ・2010 年 7 月 15 日、中国財務部は、国家レベルの研究開発プロジェクトに利用する機器、技術、材料などの輸入関税、輸入増値税を廃止した。（科学技術重大プロジェクト輸入租税政策に関する通知（財関税[2010]28 号）） ・2010 年 1 月、ASEAN との ACFTA が全面的に発効。3 月、ペルーとの CPFTA が発効。9 月、台湾との FTA である ECFA が発効。		
		日鉄連	(2)	輸入関税の暫定税率の撤廃	・2010 年 1 月 1 日、中国で生産ができないもの、或いは生産できても供給量が少ないため、国内需要を満たせない原材料等について、最恵国税率を下回る暫定税率が適用されてきたが、2010 年より、①冷延鋼板（HS コード 7209.1810）、②方向性電磁鋼板（7225.1100）、③ボイラー用ステンレス継目無鋼管（7304.4110、4910）の 3 品目で暫定税率撤廃された。実質関税引上げとなるため、中国現地で操業する日系企業（ブリキメーカー等）がこれら母材を輸入する際に、大幅なコストアップ要因となる。 2010 年 12 月 2 日、国務院関税税則委員会が 2011 年の関税実施方案を発表、2010 年に輸入暫定税率が撤廃された上記 3 品目に対して、暫定税率は復活せず、引き続き最恵国税率が適用される。	・暫定税率復活を要望。	・中国海関輸出入税則 2010 年版 ・国務院関税税則委員会関于 2011 年関税実施方案的通知（税委会〔2010〕26 号）
					(改善) ・2013 年 1 月 1 日、フェロアロイの輸入暫定税率の引下げ（2%→1%：7202.7000、7202.8010、7202.9100）。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日鉄連	(3)	輸入許可･割当制	･1999 年 4 月、生産過剰、過当競争、安価な輸入品の流入による市況の悪化により利益の激減した鉄鋼業の救済を目的に鋼材輸入枠(I/L)制度を実施。半製品を除く鋼材を従来の申請登記すれば許可される「自動登記管理商品」から、量を制限する「限量登記管理商品」に変更。輸入者は国経委が発給指示する「重要工業品輸入登記証明書」（通称「四連単」）か、外貿部が発給指示する「特定商品輸入登記証明書」を税関に提示して輸入を行う、事実上の輸入規制。大部分の鋼材で廃止となったが、2002 年 2 月 1 日付で「重要工業品自動輸入許可管理実施細則」を新たに施行。輸入者が所定の輸入管理機関に輸入契約の内容や入着時期を事前申請すれば輸入許可証明を自動発給する仕組みに改変済。		
		JEITA 日機輸			･書籍の数量規制がある。	･書籍の数量規制の撤廃。	
					(改善) ･2005 年 1 月 1 日から施行された貨物自動輸入許可管理弁法に基づく自動車製品自動輸入許可証発給管理実施細則により、自動車及び重要部品が輸入許可割当対象品目から削除された。		
		日鉄連	(4)	インセンティブ付輸入鋼材の国内転売規制	･1994 年 9 月、優遇税制等を利用して輸入した鋼材の転用を防止するため、バーター取引、辺境貿易に対する優遇措置の廃止、外資系企業が自家使用するため輸入した鋼材の国内転売禁止、再輸出用製品を生産するため輸入した鋼材の国内転売禁止、経済特区、開発区、保税区内の建設工事向けに輸入した鋼材の区域外への搬出禁止、等を実施。	･制度の緩和･撤廃。	
		日機輸	(5)	**日中関係悪化による通関困難**	･2012 年 11 月以降、深センの一部税関において、無償で貨物が輸入できなくなっている（材料加工のみ許されている）。査定価格のレンジを外れた場合、輸入通関が滞る場合がある。	･問題解決への働きかけをご検討いただきたい。 ･特に査定価格では市場価格平均の下落に対応していない傾向が見える。	･国家税関 33 号公告
		自動部品			･尖閣問題に起因した通関業務の複雑化。 尖閣問題に起因する売上減、それにともなう資金繰りの問題。	･中国との国交の仕方の改善。 ･通商を考慮した外交対応。	
		フル工			･中国との国交問題に伴う貨物配達と通関の遅延。実際に 2010 年 9 月に中国上海に船便にて出荷した貨物が遅延した。大幅な遅延にならず、大きな問題にならなかったが、今後が非常に心配。同様に台湾･韓国においても今後が心配。	･国交の正常化。	
		時計協	(6)	中古品機械･設備の輸入規制	･中古機械･設備の輸入規制がある。	･中国での事業拡大を計画する企業にとって、既存国内工場からの生産移管は中国における事業拡大上避けて通れないプロセスであり、中古設備においても新規設備同様の措置を望む。	･輸入中古機電製品検験監督管理弁法(2002 年 12 月 31 日付) ･輸入中古機電製品検査監督管理規則(2003 年 53 号令)(2003 年 8 月 18 日公布、10 月 1 日施行) ･検験総局 37 号令
		自動部品			･中古設備の海外からの輸入は「難しい」と聞くが法規制があるわけではなく、また、一方で「輸入可能」「○○年以内の中古設備なら輸入可能」等の噂も聞く。	･NG なら NG でも仕方がないが、とにかくルールを明確にしてほしい。	
		JEITA 自動部品 日機輸 日商			**･中古品の中国への輸入にあたり、商検局の事前承認が必要とされるが、この手続きに約 2 ケ月を要し、製造スケジュールに影響を及ぼす場合がある。**	**･輸入手続きの簡素化、期間短縮を要望する。**	
		日機輸			･中古品船積み前検査など他拠点からの製品移管に伴う、使用設備輸入に関する手続きに時間がかかる。	･輸入規制や手続きの緩和、期間短縮。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(改善) ・2009 年 4 月 10 日、商務部、税関総署、国家品質監督検験局は連名で「中古機電設備輸入手続きの簡素化に関する通知」（商産発[2009]166 号）を発布・施行した。中古機電設備の輸入手続き簡素化を図るもので、(1)自動輸入許可証の取得が必要で船積前検査が不要な場合、機電製品輸入管理部門に直接申請可能、処理期限は 5 営業日以内、(2)輸入許可証が必要で設備の製造期限が 5 年を超えない場合、現行通り手続ではあるが処理期限は 10 営業日以内、(3)企業分類管理が AA 類と A 類の企業に通関で利便を提供、(4)申請資料で設備の状態が良好で安全・衛生・環境リスクが小さいと判定される場合、船積前検査を免除される。		
		日鉄連 日機輸	(7)	設備輸入の免税基準の不透明	・外資企業が自社設置用に輸入する設備は、免税枠が設定されているが、実際に輸入する個別の設備や装置について、税関の取り扱いの基準や判定が曖昧。そのために、当該設備の説明資料や価格資料を提出しても中々許可が下りず、工場の立ち上げや拡張に無駄な時間と労力が発生。 ・家電リサイクルや自動車リサイクル（中古品）の解体ラインに導入する輸入設備について、事業そのものが国家の奨励産業に含まれるかどうかの明確な規定がないと思われ、その為、案件毎に輸入免税手続が煩雑かつ免税にならない場合も出てきている。	・判定基準や提出書類の明確化と処理の簡素化。 ・リサイクル事業において、日本はじめ海外の先進技術、生産技術、設備を導入しようとしている当社にとって、輸入設備について、家電リサイクル工場設備、自動車、リサイクル工場設備という名目で免税扱いを認めていただけるよう希望する。	
					(改善) ・国民生活に関わり、国際市場での独占性が大きく、価格変動の大きい少数の原材料商品について、一定の条件を有する認定された指定貿易企業のみに輸入経営をさせる（指定貿易企業のみに輸入権を付与）。鋼材を含む 12 品目が対象となっていたが、WTO 加盟時の協定に基づき 04 年 11 月 11 日に撤廃。		
		JEITA 日機輸	(8)	関税評価の不合理	・一部地域の税関で、輸入部材の関税評価について国際通念とは異なる運用をするケースが多い。中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティを加算するというもの。ノウハウは輸入部材に関するものではなく完成品の製造に関するものであり、輸入部材とは関係がないはずである。また、「税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則」第 5 条 1 項 3 号に定める、「ライセンス対象の特許又はノウハウを実施するために特に設計又は製造された機器及び設備」について、ライセンス料との関連性を認めるのは、諸外国の関税評価規則には例がないと思われる。	・国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。	・税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法（2006 年 5 月 1 日施行） ・税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則（2003 年 7 月 1 日施行） ・『1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定』第 1 部「関税評価に関する規則」第 9 条 1. 輸入貨物の課税価額の決定のために通貨の換算が必要な場合において用いられる為替換算率は、輸入貨物の輸入国の権限のある当局が適時に公表する為替換算率とし、当該為替換算率が公表される文書において対象とされる期間における商取引に使用される通貨の時価を

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸			・中国の税関は、その独自基準により、しばしば不合理な関税評価を一方的に行う。［事例］たとえば、或る機械部品メーカーの在中国生産法人は、合金鋼シームレス鋼管を日本の非関連商社の仲介により米ドル建てで輸入しており、輸出者である商社は円ドルレートの変動に基づき定期的に価格を改定している。しかし、当該商社は、当該価格改定が不当廉売にあたると中国税関より通知を受け、低い新価格ではなく高い旧価格を課税価額の決定のための基礎として課税された。当該商社は、①純粋に為替変動による価格の見直しであること、②税関がシームレス鋼管の不当廉売である根拠を全く説明していないこと（シームレス鋼管の全量は、中国工場で機械部品用合金鋼を製造するためのノック・ダウン（KD）材料であり、中国市場では流通しないこと）から、当局に抗弁することを検討したが、当該機械部品の完成納期が迫っていることから、税関の指示に従い高い旧価格を標準とした高関税を支払い輸入せざるを得なかった。さらに、中国税関はこの見做し課税を継続することから、見做し課税割り増し分を支払う在中国生産法人ならびに親会社である日本本社にとって不当に発生する負担となっている。［2013 年版 p. 63 に類似のケースが報告されています。］	・中国税関が WTO 協定に準拠した価格改定を承認し不当な課税を控えることが望まれる。	可能な限り正確に輸入国の通貨で表示するものでなければならない。 2. 為替換算率については、各加盟国の定めるところにより、輸出又は輸入のいずれかの時において有効なものを用いる。
		日鉄連	(9)	関税評価の不透明性	・税関より、輸入通関材の価額が低すぎるとして、税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きが散発的にあり。正式な徴税通知で無く、一般的に口頭で行われるため、強制力はなく、ルール違反を問うことは難しいものの、輸入者にとり税関対応に大きな負担となっている。	・運用の透明化。	
					(改善) ・2014 年 2 月 1 日、新関税評価弁法として、非保税輸出入品の課税価格の確定方法に関する税関総署令[2013]211 号および保税貨物を国内販売にする場合における課税価格の確定方法に関する税関総署令[2013]213 号が発効した。		
		特殊鋼	(10)	見做し価格による輸入関税課税	・通関時にユーザーごとに適正な価格設定をしているにも関わらず、同一規格品において高価格側の価格で見做し関税を賦課される。	・適切な関税賦課を要望。	
		日鉄連	(11)	関税分類の不統一・恣意性	・現在中国に輸入される無方向性電磁鋼板は、シリコン含有量 0.6%未満の汎用グレードが大半を占めるが、この品種の通関コード(HS CODE)の認定が各地税関で不統一。これに起因して、関税の地域的不平等、通関処理の遅れ、日本からの船積み書類の緊急訂正など多々問題あり。また、再輸出加工手帳（保税手帳）に基づく異地通関の際や加工後製品の手帳消し込み処理などでも、CODE 認定不一致に起因する税関でのトラブルが散発している。	・当品種に対する通関コード認定の統一。	
		日機輸			・IJ プリンタを含むプリンタは 60ppm,以下(A4)かつ印刷幅 297mm 以下のものは 3%の関税、A3+サイズのものは本年から 8%から下げられたものの、5%の関税がかけられている。A3+が高い関税率になっていることの根拠が不明であることのみならず、中国も加盟している WTO の ITA で関税 0 の対象となっているにもかかわらず上記の関税が継続している。	・関税率設定の透明性を確保するため、十分かつ妥当な説明をして頂くと同時に、関税率の改善を図っていただきたい。	
		日機輸			・各医療製品に対する税関分類（HS コード）は中日間で異なる場合がある。	・HS コードのグローバル統一化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 JMAA			・HS コードについて、各地域管轄税関の担当者による解釈の違いがあり、中国内に同一事業が複数拠点展開している場合、取引開始後に輸出入手続き、適用関税率などで不整合のトラブルが生じるリスク有り。 ・輸入通関において、税関担当官により HS コードが異なることが多く発生している。関税率がその都度異なり、コストが確定できない。また、通関に想定外の時間がかかることで、納期遅延も発生している。中国税関は、彼らが指定する HS コードを書面で出さない。	・中国内のすべての税関で HS コードの解釈の違いが起こらないようなしくみや法整備をお願いしたい。 ・中国全土の税関で共通する HS コードリストの中国税関による作成。	
					(対応) ・関税分類の決定に関し中国は 2 つの公式形式である事前裁定及び WTO 加盟後、制定された税関総局による行政裁定と言う関税分類を確定する手続きがある。行政裁定は、事前裁定が有効期間 1 年且つ規律する税関地域のみについて有効であるのに対し、中国全国に公表適用され且つ全ての輸入者に対して恒久的に有効となる。 ・2012 年 1 月より、2007 年版の HS 番号区分（10 桁分類）の改定が実施されている。 **(改善)** ・我が国による改善要請もあって、2007 年 3 月、税関総署は税関分類の根拠として、「税関輸出入貨物商品分類管理規定」を発表し、予備分類制度による決定の有効期間が永久的に有効となった。また、予備分類の決定の期限、分類行政裁定の必要性の通知についても期間を明示して透明性を図っている。		
		日商	(12)	厳格な通関規制	・他国に比べ厳格な通関規制。 －輸入権、貿易権 －輸出入ライセンス －税関による対応の格差 －輸入者への事前連絡等	・欧米諸国と同様な通関規制への緩和。	
		JEITA 日機輸 化粧品 JEITA 日機輸 日機輸 日機輸 日商	(13)	通関手続の煩雑・遅延・不透明	**・一部の地域については簡易通関ができないため荷物受取までに時間がかかる。** ・天津港で日本からの輸入原料通関時に求められている原産地証明の発行機関（日本商工会議所）が国家機関でないため、通関できないと税関担当者から話を受けた事例があった。本件は、税関の上位クラスの方に話をすることで解決したが、担当者によって手続きに違いが発生すると対応が難しい。また、上海など別の港では、原産地証明自体が不要ということで、輸入港間で対応が異なる点がある。 ・免税通関の開始が居留証取得後の通関となるため、引き取りに時間がかかる。 ・現在、保税区税関は保税区内の集中通関業務を税関システムで管理しているが、新製品の品目登録の申請時間が長く（通常 1～2 ヶ月程度）、出荷 LT に影響を及ぼすことがある。 ・シンセン向けの一般貨物の発送リードタイムは 1 日であるのに対し、試作品、設備のリードタイムは 1 週間を要する。輸入申請から許可まで時間がかかっている。 ・中国（主に上海港）への日本産商品輸入において、通関業務が意図的とも思えるほど長期間かかる。最近は 2 か月以上はザラとなっている。遅延の具体的理由の説明もない。食品においては衛生許可証も必要で、これにもほぼ 2 か月要しており、都合 4 か月間も販売に供せない現状。	・中国全土での航空簡易通関。 ・市毎、港毎に必要手続きを別途設定するのではなく、国として統一の通関ルールを設定し、それに基づいて処理を実施いただきたい。 ・通関の迅速化。 ・医療製品に対する審査時間の短縮が望まれる。 ・試作品、設備は超短納期で発送する場合があり一般貨物同様リードタイムを短縮できるよう輸入申請制度を変えて貰いたい。 ・法治国家とは言えない以上、政治・外交面での改善が図られない以上、事実上この手の嫌がらせはなくならない。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ･貿易円滑化措置の一環として通関業務の迅速化、円滑化を目的に全国の税関を対象に 2R&2H プロジェクトの導入実施。 ･上海税関は、税関総署が通関効率の改善や法令順守の喚起から違法性、輸出入規模等の評価基準を基に優良リスト、不良リスト企業を公表し異なる通関措置を適用する措置を 2004 年 4 月 12 日より開始した。同措置によると優良企業は、 (1)通関書類が優先的に受理･審査され輸出入貨物に対する確認検査は通常免除される、 (2)関税は通関後に支払い可能、 (3)検査を必要とする輸入貨物の抜き取り検査が免除、 (4)輸出入企業対象の銀行保証金台帳制度の適用外若しくは保証金の支払いが免除される。 他方、不良リストに掲載された企業は、輸出入貨物の 100%検査、輸出入貨物の関する会計記録の監査、保証金の徴収強化など 8 つの監督措置の対象となる。なお、優良企業となるには、 (1)税関が付ける企業信用ランク(A～D)の最高 A ランク、 (2)2001 年 1 月 1 日から 3 年間に密輸の記録が無いこと、 (3)同時期に商務局、工商行政管理局、税務局、外貨管理局などで違法記録がないこと、 (4)2002 年度の輸出入総額が 1 億ドル以上等の条件を満たす必要がある。 ･2004 年 7 月 5 日、税関総署は、税関法、対外貿易法(2004 年 7 月 1 日施行)に基づき、貿易業者としての登録文書を取得し、貨物の輸出入活動を行う対外貿易経営者(輸出入貨物荷受･出荷者)が、税関で通関登録を行う際の必要書類･手続きについて規定する「税関叢書の対外貿易経営者の通関登録事項に関する公告(税関総署 2004 年第 25 号)」を発布、即日施行した。通関登録手続きを行う際に 10 種類の資料を提出し、税関は条件を満たす対外貿易経営者に対し通関登録登記証明書を発行する。税関は、届出･登記手続きを行なっていない対外貿易経営者の税関申告及び通関を処理することはできない。 ･2004 年 7 月 7 日、税関総署は、国際貨物運輸代理業務、輸出入貨物の通関、納税代行を行う際の通関登録手続きを規定した「税関総署による通関業者の登録関連事項についての公告(税関総署 2004 年第 26 号)」を発布し、即日施行した。同公告によると、通関登録を行う企業は、資本金 150 万元以上、適切な営業場所、通関担当職員の配置などの条件を満たし、指定された 9 種類の資料を税関に提出し条件を満たした対外貿易経営者に対し通関登録登記証明書が発行される。 ･2008 年に法令遵守を確保できる企業に対して「ペーパーレス通関」が上海税関や南京税関、深せん税関など試験的に運用されており、通関の迅速化等大きな効果をあげたとして、中国税関総署は、2009 年 1 月、通関のペーパーレス化を推進することを表明した。 ･2009 年 6 月 24 日、中国商務部は、「対外貿易経営者届出登記弁法」（修正草案）を公表し、パブリックコメントを実施した（7 月 8 日に締め切り）。同草案（全 18 条）は、「対外貿易経営者届出登記証」の申請、変更、更新及び取り消しに関する手続と要件を定めている。 ･2009 年、税関総署は、上海、深センなど 15 の税関で、コンプライアンス実績に基づく税関の企業分類（AA 類、A 類）が適用された企業に限定して、オンラインで輸出貨物の申請を行い輸出、通関する制度を試験的に実施し、手続の簡素化･迅速化を図っている。 ･2010 年 9 月に起こった尖閣列島中国漁船拿捕事件以後、9 月 25 日頃から日本向け輸出通関検査の抜き取り率の引き上げなどにより、貨物の通関遅延が発生した。 ･2014 年 8 月 8 日、中国税関総署と商務部は、「中国（上海）自由貿易試験区経由で輸入する自動輸入許可証管理関連貨物の通関業務ペーパーレス化試験展開に関する公告」（税関総署･商務部公告 2014 年第 58 号）を連名で公布。 **(改善)** ･電子通関等、通関業務の効率化につながるインフラが整備されてきたことは評価したい。 ･通関時に提出を求められる正規授権先証明書では通関出来ないケースが発生していたが、レター（正規授権先証明書）の提示から税関ネット登録に変更した結果、その後同様のトラブル発生は無い。 税関ネットシステム導入により、通関手配上の改善が図られた。 ･通関時に提出を求められる正規授権先である証明を、letter から税関ネット登録に変更し、その後トラブルの発生は無い。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					・2014 年 4 月、中国（上海）自由貿易試験区において、税関信用分類等級が B 類以上の企業を適格対象にして、中国（上海）自由貿易試験区国外から区内に搬入される貨物に対し、「先通関、後入区」（先に搬入し後で税関に入国を届け出る方式）への変更が行われた。これにより輸入企業にとっては、港から区内倉庫に搬入時間が短縮し、ヤード使用料の削減等物流コストが低減し、通関前に税関申告書類修正が可能になり申告ミスが減少するメリットがある。 ・2014 年 4 月、中国（上海）自由貿易試験区において、税関信用分類等級が B 類以上（「一括納税」を行う試験区外企業は A 類以上）の企業を適格対象として、試験区外との輸出入通関を一定期間内にまとめて申告する方式である「一括通関申告」や輸出入税（関税・増値税・消費税）を 1 ヵ月毎にまとめて納税する方式である「一括納税」の便宜が導入された。これらの便宜措置により、試験区外への配送（輸入）を頻繁に行う企業にとって税関への申告回数が少なくなることで通関時間が大幅に短縮されるとともに、通関コスト・資金負担が軽減される。 ・2014 年 4 月、中国（上海）自由貿易試験区において、税関信用分類等級が B 類以上の企業/倉庫企業を適格対象として、加工貿易での保税輸入原材料と輸出製品の消し込み手続きを電子データでの管理に変更し、また倉庫企業の保管貨物に対する税関の管理をネットワーク接続によるリアルタイムでの状態確認に変更した。これにより、税関と企業がネットワークで接続し、企業はオンラインでデータを送信し税関が手続きを処理するシステムが導入された。これにより企業の帳簿と実在庫の差異を税関が認定する時間が大幅に短縮され、リアルタイムでの保管貨物の状態把握ができることにより、税関手続きにかかる手間と時間が不要となる。		
		時計協	(14)	不良品の返品の通関手続の困難	・同一企業内グループ(日本)で加工した製品に、大量に不良が発生した場合、対処方法として、海外子会社に修理依頼を要請する事があるが、不良品に輸出入申請許可制度がないため、修理・良品化ができない。	・不良品に対する特別な輸出許可と再輸入許可制度の新設を望む。	
		時計協 日商	(15)	商談用サンプルへの輸入関税賦課	・中国は ATA カルネ（Admission Temporary Agreement:物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約）に参加しているものの、サンプル持込の用途が大規模な展示会等に限定されているため、商談用サンプルを輸入するたびに高額の関税が掛る。	・適用範囲を商品見本条約のサンプルまで拡大を望む。	
		日鉄連

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JPETA 日製紙			･日本から輸出される塗工紙（70gsm 以上のもの）に対してアンチダンピング課税が適用されている。（本年 8 月に見直しが図られる予定であるが、未確定。）	･撤廃。	
					(対応) ･2007 年 4 月 17 日、日本原産の電解紙に対して 15～40.83%の AD 税を課す最終決定を下した。 ･2007 年 8 月 30 日、日本、韓国、シンガポール、台湾原産のビスフェノール A の AD 調査でクロの最終決定を下した。 ･2007 年 11 月 21 日、日本、台湾、シンガポール原産のメチルエチルケトンへの AD 調査でクロの最終決定を下した。 ･2007 年 11 月 22 日、日本、シンガポール、韓国、台湾原産のアセトンへの AD 調査でクロの仮決定を下した。 ･2009 年上半期に中国が受けたアンチダンピング及び相殺関税の調査は、60 件、82.76 億米ドルに急増した。 ･2011 年 12 月 14 日、商務部は、原産地を米国とする排気量 2.5 リッター以上の輸入乗用車及びオフロード車に対するアンチダンピング税及び反補助金税の徴収を決定したことを発表した。 ･2012 年 9 月 6 日、欧州委員会は中国産の太陽光パネルと関連部材の輸入に対しアンチダンピング調査を開始した ･2012 年 9 月 17 日、米国は、米国製自動車に対する中国の AD 税及び CVD を課している措置に関し、WTO 紛争処理小委員会設置を要請した。 ･2011 年秋～2012 年秋にかけて、日本は WTO･AD 委員会において、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、中国の石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値製品であり、中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えることはあり得ないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望したが、解決に至らなかった。（2013 年版不公正貿易報告書） ･2012 年 12 月、日本はステンレス継目無鋼管に対する中国の AD 措置について、中国に対し WTO 協定に基づく協議要請を行った。 ･2014 年 1 月 20 日、中国商務部は、韓国･米国製太陽光発電用多結晶シリコンのアンチダンピング･相殺関税調査（韓国製はアンチダンピング調査のみ対象）で最終決定；アンチダンピング調査は韓国製･米国製ともにクロ、相殺関税調査は一部米国企業の製品についてクロの最終決定。 ･2014 年 4 月 30 日、中国商務部は、EU 製太陽光発電用多結晶シリコンのアンチダンピング･相殺関税調査でクロの最終決定。 ･2014 年 5 月 9 日、EU、日本及び米国原産の輸入高温耐圧用継目無し鋼管に対する中国商務部のアンチダンピング調査の最終採決が広告された。EU 及び米国の関係会社には 13.0～14.1%のアンチダンピング税が課せられたが、日本原産品の調査対象期間の輸入量が 3%未満であったため課税対象とならなかった。 ･2014 年 5 月 9 日、中国商務部、EU･米国製の一部高温高圧用合金継ぎ目なし鋼管（中国輸出入タリフコード 73045110, 73045190, 73045910, 73045990）に対するアンチダンピング調査でクロの最終決定；日本製についてはシロの最終決定（商務部公告 2014 年第 34 号）。 （http://english.mofcom.gov.cn/article/policyrelease/buwei/201405/20140500591737.shtml） （http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201405/20140500578659.shtml） （http://images.mofcom.gov.cn/trb/201405/20140509085234749.pdf） ･2014 年 5 月 23 日、WTO パネル、中国の米国製自動車に対するアンチダンピング及び相殺関税措置（DS440）で当該関税を WTO 協定違反とする報告書を公表。（http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds440_e.htm）		
		日鉄連	(17)	アンチダンピング税継続の不合理	･2000 年 12 月 18 日、ステンレス冷延鋼板への AD 税賦課（日本、韓国） 家電、自動車向けの 4 アイテムは除外。また、中国外経貿部と別途最低価格承諾協議で合意した企業を除き、日本側 8 社に対し 17～58%、韓国メーカーに対しては 4～57%の AD 税を賦課。 2006 年 4 月 8 日、課税継続決定。 2010 年 10 月 18 日、商務部が 2011 年 4 月 8 日にて AD 課税期間が満了する旨公表。課税継続を求める国内企業の申請受付を開始（2011 年 2 月 7 日までに国内企業の申請が無ければ、措置は 4 月 8 日で失効するが、申請を商務部が受理し、調査の結果措置の継続が決定されれば、更に課税期間が延長されることとなる）。		･中華人民共和国反傾銷条例（中国アンチダンピング条例） ･商務部公告 2010 年第 68 号（国内企業の申請受付） ･商務部公告 2011 年第 11 号（AD 措置撤廃）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ・中国商務部は、日本からの塗工紙輸出に対して、2003 年から 2008 年まで反ダンピング課税を課していたが、サンセットレビュー後、さらに 5 年間の延長措置を取った。5 年間の間に自国の塗工紙設備は大幅に増強されており、余剰は近隣に輸出されている。 ・2009 年 8 月 31 日、中国商務部は、日本、韓国、インド原産の無水フタル酸に対する AD 税を 5 年間継続する公告（2009 年第 56 号）を発布した。 ・2014 年 8 月 4 日付商務部公告 2014 年第 48 号により、2003 年からアンチダンピング税を徴収され続けてきた日本及び韓国原産の輸入塗工紙は、中国国内関係者は期間満了復審申請を提出せず、かつ商務部も自ら期間満了復審を開始しなかったため 2014 年 8 月 6 日以降は徴収されないこととなった。 ・2014 年 9 月 7 日、商務部は日本、ロシア、韓国を原産地とするスチレン･ブタジエンゴム（SBR）に対する再度のサンセット･レビューを行わず、アンチダンピング（AD）措置を終了すると発表。商務部は 2003 年から 5 年の AD 課税措置後サンセット･レビューを経て 2009 年から 5 年間 AD 課税措置を継続していた。 **(改善)** ・2011 年 4 月 8 日、商務部が AD 措置を撤廃する旨官報告示。 規定された期日内に国内産業、国内産業を代表する個人･法人もしくは関係組織からサンセットレビューの申請が無かったこと、商務部も主体的に見直し調査を行わない旨決定したことに鑑み、2 回目のサンセット見直しを行わず本措置は撤廃された。		
		日商	(18)	内製設備の海外販売規制	・自動組み立て機、自動検査機、省力機を工場で内製し、自社内で製品の生産を行っている。この場合、金型については海外の得意先に売却することが認められているが、自動機、省力機は売却が法律上認められていない。よって、全て製品償却（価格に添加）するしかなく、企画した数量が販売できない場合には償却できないリスクが有る。	・金型以外の内製設備も、内製金型と同様に輸出を伴わない海外からの代金回収を許可して欲しい。	・中文：国家外貨管理局文件 「貨発[2010]61 号」 所管官庁：国家外貨管理局
		日機輸 日鉄連 日商	(19)	**輸出規制**	・レアアースの輸出量規制、輸出税、生産停止処置により、ユーザーの中国離れが進み価格も高水準のまま。あまりに急激な政策措置は、健全な経済活動（貿易、投資、生産）の妨げとなる。 ・2003 年、コークス輸出時に必要な E/L(輸出許可状)の発給が制限され、E/L にプレミアムがつき、市況を押し上げる要因となっている。 ・2012 年 12 月 10 日付で中国国務院財政部による 2013 年輸出入税率の調整通知が通達されたが、MetMn、MetSi、コークス等と言った合金鉄関連の一部の項目に関し、関税率リストより消滅した動きがあるものの、変更されていない項目も有り。今般の WTO 敗訴が関連しているものと思われるが、依然としてどういう基準で、どの項目を改正するのか、不透明感が拭えず、ビジネス遂行上、非常に困難を強いられている。 具体例を挙げると、2008 以降重要な製鋼原料である合金鉄フェロシリコン（FeSi25%輸出税率）、シリコンマンガン(SiMn20%輸出税率)の輸出税並びに輸出許可書の取得必要となり、輸出制限となった。 2013 年以降も改正されない見込み。	・制度の撤廃。 ・税制の更なる整備と合わせ、輸出入規制の透明性向上や、現実的、合理的な対応が待たれる。 合金鉄、特に使用量が多いフェロシリコンとシリコンマンガン輸出税の撤廃を望む。	・対外貿易法第 17 条 ・輸出許可証管理貨物目録 ・加工貿易禁止類商品目録 ・輸出割当管理方法第 7 条、第 9 条 ・中国税法 ・関税法 ・商務部、海関総署公告 2012 年第 97 号
					(対応) ・2004 年、中国のコークス輸出に関するライセンス制度の下での輸出ライセンス不足について、日本や EU による WTO 協定上違反の疑義ありとして指摘がなされ、中国政府による追加発給がなされ、2004～2006 年前年実績並みの水準が維持されてきた。 ・2007 年 1 月 1 日、商務部及び税関総署は合同で「2007 年輸出許可証管理商品目録」を公布し、41 種類の産品が輸出割当許可、輸出割当入札、輸出許可の管理下におかれた。 ・日本政府は、2006 年、2007 年に日中経済パートナーシップ、WTO 市場アクセス委員会で WTO の整合性について質問した。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2007 年 1 月 1 日、商務部及び税関総署は合同で発布した 41 産品を輸出管理（輸出割当、輸出割当入札、輸出許可）におく「2007 年輸出許可証管理商品目録」が発効し、新たに各種金属鉱石、金属化学物質が加えられた。 ･2007 年 4 月 30 日、商務部及び税関総署は 83 の鉄鋼産品に輸出許可管理を適用する通知（No.41/2007）を合同で発布し、5 月 20 日より実施した。 ･2007 年 5 月 31 日、税関総署は公告（No.22/2007）を公布して、一部産品の暫定輸出入税率の修正を行い、100 項目を超える鉄鋼産品について、輸出税率が 5%、10%、15%の 3 種類が引き上げられ、7 月 1 日～12 月 31 日の間、暫定的に適用された。 ･2006 年 6 月 11 日より、鋼材や鉱物、化学品など 142 種類の産品に輸出税が上乗せされることになった。 ･2008 年 8 月 21 日、中国商務部は、鉄合金製品の輸出管理を強化する「鉄合金輸出許可申請条件･手続」を 9 月 1 日から実施すると発表した。 ･2008 年 8 月 30 日、国務院関税税則委員会は、窒素肥料と合成アンモニアの特別輸出関税を 2008 年 9 月 1 日から 12 月 31 日まで 150%に引き上げ、他の化学肥料については現行 100%の特別関税を 12 月 31 日まで延長する。通知（税委員会[2008]28 号）を行った。 ･2008 年 12 月 31 日、中国商務部と税関総署は「2009 年輸出許可証管理貨物目録」（2008 年第 100 号）発令した。同目録の輸出割当許可証管理品目には、引き続き石炭、コークス、原油、製品油、レアアース、アンチモン、タングステン、亜鉛鉱砂、すず、銀、インジウム、モリブデン、リン鉱石、トウモロコシ等穀類、綿花、製材、活牛･豚･鶏となっている。今回の目録には、蚕糸類が削除され、新たにリン鉱石、ビタミン C、ペニシリン工業塩、無水硫酸ナトリウムが追加された。 ･2009 年 5 月、工業情報化部は、レアアース鉱と中間品の生産指令計画を発表し、無秩序な生産を抑制して資源を保護するため、レアアース生産の総量規制を強化（前年比 8.1%削減）。 ･2009 年 6 月、米国と EU（8 月メキシコが参加）は、ボーキサイト、コークス、ホタル石等の 9 品目に関する中国の輸出数量制限･輸出税の賦課等が GATT11 条や中国の WTO 加盟議定書等に整合的ではないとして WTO に協議要請を実施したが解決に至らず、2009 年 11 月、米国、EU、メキシコ三カ国がパネル設置を要請。同年 12 月 21 日にパネルが設置され、日本は第三国参加した。 ･2009 年 8 月、工業情報化部は、2009 年～2015 年のレアアース生産計画を発表し、資源管理の義務化、輸出規制強化、国内の応用分野技術開発の推進･業界再編成の促進をするとした。 ･2010 年 1 月 22 日、国家エネルギー局総合司は、2009 年に中国の石炭輸入が 212%増加する一方、輸出が 51%減少した結果、大幅な輸入超過となり、石炭輸入国に転じた。 ･2010 年 7 月、中国政府は、2010 年の希土類の輸出許可枠を前年比約 2 万トン削減（4 割減）し、3 万トン強にすると発表した。 ･2010 年 9 月 23 日、尖閣諸島海域で起きた中国漁船による巡視船衝突事件の最中に司法手続きが進む状況下、9 月下旬に中国における日本向けレアアース輸出の船積みが止められた。 ･2010 年 7 月 7 日、商務部は 2 回目の希土類輸出割り当てを公表し、2010 年の輸出枠合計を、2009 年度の 5 万 145 トンを大きく下回る 3 万 285 トンとした。 ･2011 年 5 月 10 日、国務院はレアアースの採掘、生産、輸出で管理を強化する「レアアース産業の持続的健全な発展の促進に関する若干意見」を発表した。また 5 月 16 日、商務部と海関総署が共同でレアアース含有量の高いレアアース鉄合金も輸出割当許可証管理の対象とする「レアアース鉄合金を輸出割当許可証管理に組み込むことに関する公告」を発表した。 ･2011 年 7 月 5 日、WTO の紛争処理小委員会は中国によるアルミナ、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、金属ケイ素、炭化ケイ素、黄リン、亜鉛の 9 種類の工業原材料に対する中国の輸出数量制限、輸出関税の賦課などの措置が、ガット 11 条や中国の WTO 加盟議定書などに違反しているとして、輸出制限の撤廃勧告などを盛り込んだ報告書を発表した。 ･中国環境保護部は 4 月 6 日、レアアース企業の環境保護審査を開始し、『レアアース企業環境保護審査弁法』を発表する通知 2011 年第 362 号を公布した。同弁法は、(i) 適用範囲、(ii) 審査手順、(iii) 環境保護審査を通過する主要な条件、(iv) 監督管理からなる。(iii) は、政府の定める汚染物排出総量の上限を下回っていること、汚染物排出に関する各種の国家標準を遵守していること、直近三年間に重大環境汚染事故又は重大生態環境破壊事件を起こしていないことなどの条件からなる。 ･2011 年 5 月 19 日、中国国務院は中国におけるレアアース産業の持続可能な発展を支援するための一連の指針からなる『レアアース産業の持続的且つ健全な発展の促進に関する若干の意見』を公布した。同意見は、将来に向けたレアアース産業とレアアース輸出の管理強化のための発展目標と措置について定めている。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2011 年 5 月 27 日、中国税関総署はレアアースを輸出する際の輸出申告書に明記を義務づける新たな事項について定めた公告 2011 年第 37 号を公布した。具体的には、一定のレアアース関連製品を輸出する際、輸出者は輸出申告書に「A」と表示された仕様欄に全重量に占めるレアアース元素の割合を示さなければならない。 ･中国商務部は 2011 年 7 月 14 日、2011 年下半期に適用される希土類元素（以下、レアアース）の第二次輸出枠を公表する通知を公布した。2011 年に入って二回目の輸出枠発表である。第二次輸出枠は、2010 年下半期のそれより 97.3%多い総計 15,738 トンである。しかしながら、全体的に見れば、2011 年のレアアース輸出枠は 30,184 トンで、前年比でわずか 24.32%の増加に止まっている ･2011 年 8 月、米国政府は、中国のレアアースの行き過ぎた規制が国際市場を混乱させているとして、輸出規制撤廃を求める文書を WTO に提出した。 ･2012 年 1 月、WTO 上級委員会は、米国、EU、メキシコが中国によるボーキサイト、コークス等 9 品目鉱物資源の輸出税賦課および輸出数量制限に対してガット違反を理由として WTO 提訴していた案件で、5 つの論点のうち 3 つの論点で WTO 協定違反（WTO 加盟議定書パラ 11.3 およびガット 11 条に違反）と判断した。 ･2012 年 3 月 13 日、日･米･EU は、中国のレアアースを含む資源輸出規制をめぐり WTO に提訴した。4 月に当事者間による協議が行われた。 ･2012 年 6 月 27 日、日･米･EU は、中国のレアアース輸出規制に関し、WTO に紛争解決小委員会（パネル）の設置を要請した。案件には、タングステンやモリブデンのほか、17 種類の希土類が含まれている。WTO は 7 月 23 日、パネル設置を決めた。 ･2014 年 3 月 26 日、中国のレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税、輸出数量制限、最低輸出価格の輸出制限措置が GATT 及び中国 WTO 加盟議定書に違反するとしたパネル報告書が公表された。同年 4 月、中国は上級委員会に上訴。 **(改善)** ･2013 年 1 月 1 日、コークスの E/L 取得は輸出契約書の提出を以てこれに代えるとともに、輸出割当対象貨物から除外。（商務部、海関総署公告 2012 年第 97 号） ･2014 年 6 月 17 日、中国国務院は、「貿易政策とルールの整合性を更に強化する活動に関する通知」（Notice No. 29 [2014]）を公布し、各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部及び委員会、各直属機構に対して WTO 協定遵守の強化を求めた。 －国務院通知 29 号[2014]（http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-06/17/content_8887.htm） ･日本は米･EU と共に、中国のレアアース, タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置（輸出税の賦課、輸出数量の制限、貿易権の制限）について WTO にパネル設置要請を行い、2012 年 7 月にパネルが設置された。2014 年 3 月にはパネル報告書が公表され、同年 4 月に中国が上級委員会に上訴を行った。 ･2014 年 8 月 7 日、日本、米国及び EU が中国に対して申立を行っていた紛争案件「中国－レアアース、タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置」（輸出税の賦課、輸出数量の制限、貿易権の制限）に関し、WTO 上級委員会報告書が発出され、中国の措置が WTO 協定に非整合的であるとして是正を求めたパネル報告書の結論が支持された。		
		日鉄連	(20)	高い輸出税の賦課･引上げ	･中国からの原料等の輸出にあたり、輸出税や暫定輸出税率が賦課されており、マーケット価格上昇の要因となっている。 例）石炭（原料炭･一般炭）10%、土状黒鉛 20%、コークス 40%、銑鉄 25%、フェロシリコン 25%、シリコマンガン･フェロマンガン･金属マンガン 20%、フェロクロム 20% 等。 2010 年 12 月 2 日、国務院関税税則委員会が 2011 年の関税実施方案を発表、レアアース含有量の高いフェロアロイの一部について、HS 細分化と併せて暫定税率を従来の 20%から 25%に引き上げ。 2011 年 12 月 14 日、国務院関税税則委員会が 2011 年の関税実施方案を発表。ネオジムフェロボロンの一部(7202.99.11)を 0%から 20%に引き上げ。	･原材料に対する輸出抑制策の緩和。	･国務院関税税則委員会関税実施方案的通知 ･中国 WTO 加盟議定書第 11 条第 3 項
					(対応) ･2008 年 8 月 20 日、石炭コークスの輸出関税が 25%から 40%に、原料炭は 5%から 10%に、一般炭は 0%から 10%に引き上げられた。 ･2007 年 6 月、EU と米国は、ボーキサイト、コークス等 9 品目に関する中国の輸出数量制限、輸出税の賦課等が GATT11 条及び中国の WTO 加盟議定書に整合的でないとして WTO に協議要請。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2009 年 8 月 31 日、中国は、09 年版輸入･奨励技術･製品目録（発改産業[2009]1926 号）を発表し、輸入の利子補給などにより 370 種余りの先端技術、重要装備、等と共に 12 種の重要資源と原材料の輸入を奨励している。 ･2010 年 1 月 1 日から財務部は、輸出入関税を改定したが、レアアースや石油、パルプなどの資源関連品目に対して、輸出暫定税率を継続適用し、また化学肥料には特別輸出関税を継続適用している。 ･2011 年 1 月 1 日、政府は資源、基礎原材料など 600 品目余りの品目に対し、輸入暫定税率を引き下げた。 ･国務院関税税則委員会は、340 品目に対して輸出関税、暫定輸出関税又は特別輸出関税を課す一方、高エネルギー消費･高汚染･資源消費型産品（石炭、石油、化学肥料など）や非鉄金属に対して引き続き暫定輸出関税を課している。中国政府は、レアアース元素の輸出規制を促進するため、一部レアアース製品（HS 72029991（レアアース元素を 10%以上含む鉄合金）など）に対する暫定輸出関税の税率を引き上げている。同委員会はまた、価格の急騰を抑えるため、化学肥料に輸出関税を課す季節や基準価格を調整している。 ･2011 年 7 月、中国の 9 品目の輸出数量制限は WTO に整合的でないとするパネル報告書が公表。 ･2012 年 3 月、中国のレアアース･タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置（輸出数量制限、輸出税、最低輸出価格）について、日本は米国及び EU とともに WTO 協議要請。2012 年 6 月、パネル設置を要請。 ･2014 年 3 月 26 日、WTO パネル、中国のレアアース等の輸出措置（DS431/DS432/DS433）事件で当該措置を WTO 協定違反とする報告書を公表した。同年 4 月、中国は上級委員会に上訴。 －本件 WTO パネル報告の全文 （http://www.wto.org/english/news_e/news14_e/431_432_433abr_e.htm） （http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds431_e.htm） **(改善)** ･財務部は、2009 年 7 月 1 日より、①鋼線、硫酸、小麦、コメなど 31 品目の輸出暫定関税を撤廃、黄リン、リン鉱石、合成アンモニウムなど 27 品目の特別輸出関税の撤廃、③中小型鋼、フッ素化学品、タングステン、インジウムなどの非鉄金属･同中間品など 29 品目の輸出暫定関税率の引き下げ、④尿素、燐酸アンモニウムの輸出関税の季節調整措置を実施した。 **･2009 年 5 月 26 日、コークスの輸出暫定税率撤廃（2704.0010、40%→0%）。** **2013 年 1 月から一部品目について関税撤廃（コークス 40%→0%、金属マンガン 20%→0%、等）。** ･中国は、WTO のパネル報告書を受けて、2013 年の 1 月以降、ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタルの 6 品目についての輸出税を撤廃し、黄リン、亜鉛については、加盟議定書で定められている範囲内の税率へ引き下げた。また、ボーキサイト、コークス、蛍石、シリコン･カーバイド、亜鉛に対する輸出数量制限を撤廃した。 ･2014 年 8 月 7 日、日本、米国及び EU が中国に対して申立を行っていた紛争案件「中国－レアアース，タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置」（輸出税の賦課、輸出数量の制限、貿易権の制限）に関し、WTO 上級委員会報告書が発出され、中国の措置が WTO 協定に非整合的であるとして是正を求めたパネル報告書の結論が支持された。		
		日鉄連	(21)	輸出税制の頻繁な変更	･2007 年 6 月以降、輸出抑制のため、コークスならびに一部鉄鋼製品を対象に輸出暫定税率の賦課･引上げが行われてきたが、08 年後半以降の輸出急減を受けて 2008 年 12 月、2009 年 7 月と段階的に暫定税率の撤廃･引下げが行われた。 形鋼 8 品目（HS）に課されていた 5%の暫定税率を 2010 年 1 月 1 日より撤廃。	･安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避。	･中国海関輸出入税則 2010 年版
		日鉄連	(22)	不透明な輸出許可制度	･2010 年より E/L 対象品化。但し国内税関に対しても事前の周知が徹底しておらず、2 月になり E/L が必要と判明。その後当局の輸出管理体制整備に時間を要し、7 月に E/L が正式発給されるまで輸出がストップした。	･制度の撤廃、迅速かつ現実に則した輸出管理体制の整備。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ・中国商務部と税関総署は 2010 年 12 月 30 日、『2011 年輸出許可証管理貨物目録』（公告 2010 年第 108 号）を連名で公布した。中国の輸出許可証管理制度は、輸出割当許可証、輸出割当入札、輸出許可証を通じて実行され、この制度の主要な政策目的は、天然資源の浪費を防止し、国家の安全を確保し、人民の需要を満たし、輸出を監視することにある。2011 年の輸出許可証管理制度の対象製品は 49 品目からなる。 輸出割当許可証の管理製品は、農産品、石炭、コークス、原油、石油製品、レアアース、その他の原料などである。 また輸出割当入札の管理製品は、藺草・藺草製品、炭化ケイ素、蛍石（パウダー）、マグネシウム、ボーキサイト、甘草・甘草製品などである。 輸出割当入札制度の下で、企業各社は、自社製品の輸出割当入札に参加する必要がある。商務部は、上記製品の割当額を明示し、割当を獲得するための要件・手続きをその都度発表する。 輸出許可証の管理製品は、一部の農産品、オゾン層破壊物質、一部の金属・金属製品、自動車（部品一式を含む）・車体、オートバイ（オフロードオートバイを含む）、オートバイのエンジンとフレーム、一部の化学製品などである。企業は対象製品を輸出する前に所轄機関から輸出許可証を取得する必要がある。第 72 類の製品は 22 品目、第 84 類の製品は 2 品目、第 87 類の製品は 151 品目が指定されている。一方、第 73 類、第 85 類、第 90 類及び第 91 類の製品は含まれていない。		
		日機輸	(23)	技術輸出許可申請手続及び審査の不透明	・2008 年 9 月、中国商務部及び科学技術部により、「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の改訂版が公布され、技術輸出に対する中国政府の管理が本格的に開始された。本社からの研究開発を受託している北京のグループ会社に於いても、2010 年より当該法規に沿った委託成果物の輸出申請手続きを開始したが、制度は執行されたものの、実際には制度が未成熟であり、申請フローや提出書類の詳細等不明な点が多く、中国政府当局に問い合わせても明解な回答がなかなか得られないという状況であった。特に、その時々で中国側の対応や回答が異なることが多々あり、成果物納品の遅延など支障をきたしている。最悪の場合には、委託した研究開発の成果（技術）が突然輸出禁止と判断される事態も起きかねないと思われる。	・新制度の導入や執行に際しては、その制度の詳細情報ならびに対応策等の情報を外資系企業及び日本国内の親会社が入手できる体制や仕組みが欲しい。	
		JEITA 日機輸	(24)	食品輸入規制	・食料品輸入規制が存在する。	・食料品輸入規制の解除。	
					(対応) ・2011 年 3 月 11 日東日本大震災以降の中国への加工食品の輸入禁止。11 月末に一定の書式に基づいた書類提出により緩和される方向。 ・2012 年 10 月 1 日、中国国家品質監督検査検疫局は、中国へ食品を輸出する海外企業、代理店及び輸入食品の国内荷受人は、届出管理システムを通してインターネットで届出の手続を義務付ける「輸入食品輸出入企業届出管理システムの運用に関する公告」（質検総局 2012 年代 148 号公告）を施行した。		
		日機輸 日商	(25)	分公司による通関業務不可	・分公司には法人格がないため、商務局への対外貿易届出が行えず、自らの名義で通関業務を行うことができない。分公司は自らの通関専用印を届け出ることもできないので、総公司名義による通関業務手続きの代行を行うことしかできず、通関の度に煩雑な作業を強いられている。	・分公司名義による対外貿易届出を可能にするなどして、分公司が主体的に通関業務を実施できるような法整備をお願いしたい。	・中国会社法第 192 条 ・「税関の通関単位に対する登録登記管理規定」第 6 条、第 8 条、第 49 条ほか
		JEITA	(26)	通関書類への画一的な重量表記要求	・数量計算できる製品（電子部品）に関しても重量表記を要求され、NET 重量、GROSS 重量の通関書類への記載が要求されている。入出区時に重量測定が実施され、数量だけでなく重量にも差異があると出区を停止され通関できなくなる。	・HS コードや製品毎に、数量表記、重量表記のいずれにするのかを決めて、どちらか一方で管理するようにして欲しい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(27)	FTA原産地証明書取得要件の不透明	**･ASEAN-中国 FTA を利用するための原産地証明書を商検局から取得するにあたり、商検局が、FTA の条文とは異なる（或いは、条文に記載の無い）独自の要求を行うことにより、FTA が利用出来ない、或いは FTA の利用に遅れが生ずる状況が散見される。** **例）ASEAN-中国 FTA では、その施行細則上に、原産地証明書に記載する HS コードを、輸入国の HS コードとする旨の規定がある。** **しかしながら、輸入国と輸出国（中国）の HS コードが異なる品目につき、中国各地の商検局が、自国（中国）の HS コードを記載する様、要求している。商検局の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTA が利用出来ない、或いは商検局との交渉に時間を要し、FTA の利用に遅れが生じる等の状況が続いている。**	･中国中央政府から各地の商検局に対して、条文と矛盾したり、条文に記載のない要求を行わないよう、指導徹底を要望する。	･ASEAN-中国 FTA 施行細則（Revised Operational Certification Procedures (OCP) for The Rules of Origin of The ASEAN-CHINA Free Trade Area）
					(対応) ･中国では、特恵･非特恵の原産地証明書は中国国家質量監督検験検疫総局（AQSIQ）及び中国国際貿易促進委員会（CCPIT）が発給している。なお、中国財政部と発改委は、「原産地証明書発行手数料の徴収免除問題に関する通知」（Notice CaiZong No. 24 [2014]）を連名で公表し、輸出促進を目的に中国国際貿易促進委員会（CCPIT）が発給する特恵･非特恵の原産地証明書の手数料の徴収を 2014 年 5 月 1 日から 12 月 31 日まで一時免除することとした。なお、他に原産地証明書を発給する中国国家質量監督検験検疫総局（AQSIQ）は、2012 年以降発給手数料を徴収していない。		
		日機輸	(28)	**ITA 製品への高関税賦課**	･中国は、WTO の情報技術協定（ITA）加盟国でありながら、監視カメラは情報技術協定(ITA)の対象品目ではなくセンシティブ品目（除外品）として、中国輸入時は 35%の高関税、また一旦日本に輸入されると同関税が課せられ事実上中国向け再輸出が出来ないので、関税の見直しをして頂きたい。	･WTO 加盟国として、監視カメラを他国並みの関税として頂きたい。	
		特殊鋼	(29)	設備のメンテナンス部品の輸入手続の煩雑	･日本から購入した設備の部品を輸入する際の税関での提出文書の多さ（時間がかかり生産にも影響）。		
		化粧品	(30)	輸出国での危険化学品への中国語の危険品ラベル貼付義務の不合理	･『質検総局　輸入輸出危険化学品及び包装検験監督管理に対して関連問題の通知』により、危険化学品を輸出する前に、輸出国で危険化学品の包装に『中国語』の危険品ラベルを貼る必要がある。輸出国での中国語表記は内容の間違いの懸念がある。	･輸入会社が『中国現地』で危険化学品の包装上に中国語の危険品ラベルを貼付する事とする。	･質検総局　輸入輸出危険化学品及び包装検験監督管理に対して関連問題の通知
		日商	(31)	輸出入申告価格の事後修正不可	･国際貿易において、契約価格の事後の変更或いは仮価格での輸出入といった事態があり得るにも拘らず、中国税関は通関手続き完了後の事後修正に関し、非常に硬直的。（修正申告が審査批准事項であることに加え、批准されたとしても処罰対象。） 加えて、外貨決済において通関証明書が証憑として要求されるため、契約価格を変更せざるを得ない局面において、対応する適切な手続きが無い。	･修正申告に柔軟に対応できる制度が望まれる。	･税関法、外貨決済管理条例等
		日商	(32)	輸入食品衛生証書発行期間の不合理	･食品輸入に際して「衛生証書の取得後でないと中国国内で販売出来ない」という中国独特の制度があるが、衛生証書の発行までに長い場合には通関完了後 2 ヶ月も掛かる場合もある。その間、中国国内の倉庫で商品が眠ってしまい、長期の保管料発生と販売機会ロスに繋がる。	･CIQ に対し衛生証書発行までの期間を 1 ヶ月以内に規定するよう要望したい。（検査自体は長くて 14 日間で終了するようだが、検査終了後の CIQ 責任者のサイン取り付けに時間が掛かり過ぎている。検査体制の見直しと CIQ 内部の作業効率向上で十分に期間短縮は可能と思量する）。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(33)	輸出入手続の恣意性	・年度の税収によって、輸出入手続きにおける年度末の対応が変わる。年度末前に既に同年度の税収目標を達成していた場合、本来徴収されるべき税金を「保証金」と言う形で来年度に回される。また、税収目標未達となると、普段のオペレーション（例えば、普段目的地で申告をしている案件が、輸入地での申告をするよう指示を受ける）から変更を求められることがある。	・税収目標達成状況に問わず、フラットな対応を行っていただきたい。	
		日商	(34)	通関申請書類の確認困難	・大豆輸入に必要な証明書の発行を当局に郵送にて申請するも、期日になっても証明書が発行されず、問い合わせると申請書類が届いていないとの回答。速達会社のトレース履歴や受け渡し履歴を入手して再度当局に問い合わせるも、「受け付けていない」の一点張りで、対応する様子もなし。結果的に再申請を行い、貨物到着直前に再申請した証明書を入手できたため無事に通関を行えた。	・通関に関わる重要書類を当局が発行する場合は、ネット上での証明書発行アナウンスだけでなく、申請書受理についてもシステム化してネットで確認できるようにしてもらいたい。	
		日機輸 日商	(35)	輸入規制	・露光装置で使用している水銀ランプに放射性物質のトリウムが含有されており、中国輸入規制値を超えている。よって、現在装置の消耗部品でありながら同梱せず、水銀ランプを外して出荷し、現地調達で対応している。水銀ランプメーカは、中国の CALI（中国照明電気器具協会）を通して、中国当局に免除申請中であるため輸出が出来ている。今回の申請の結果が判明するまでは次の募集受付が開始されないので、当社としては、その募集を待っている状況である。（予定では、2012 年の 9 月だったが未だに結論がでない。） ・中国現地法人へ CD-ROM（データ内容含む）および中古品設備財を輸出する際、中国側での輸入規制があり、手続きが複雑である。	・中国当局に対して 2 次募集を早めて頂く対応をお願いしたい。 ・ソフト関係は現地側で購入させ、設備材は中古品ではない新品を輸出せざるを得ない現況について、改善を図って欲しい（輸入規制の緩和を要望）。	・ソフトウェア製品管理弁法 ・輸入中古機電製品検査監督管理弁法
		フル工	(36)	輸入通関許可の停止	・2013 年 9 月、中国　上海に、製品説明用にデモユニット（サンプル品）を送った際に、現地通関より許可が出ない問題が発生。現地通関許可を諦め日本に引き戻すが、現地輸出通関にて再度許可が出ない状態に陥る。現在は再通関中で、既に 3 ヵ月経過する。弊社製品は、産業機械に使用する機械部品であり、輸出管理令に基づく非該当製品でもあるにも関わらず、通関許可が出ない。弊社は 10 年以上、中国には毎月数度製品を出荷しており、今回のケースは初めて。	・適切で透明性のある通関が必要。	
		JEITA 日機輸	(37)	FTA 輸入手続きの煩雑・遅延	・ASEAN-中国　FTA を利用して物品を中国に輸入する際の手続きが煩雑で、時間を要する。 例） －税関による原産地証明書の確認および承認に、追加で約 1 日を要する。 －原産地証明書上の署名が中国税関のシステムに登録されていない場合、一旦、通常関税および VAT を支払った上で通関をするが、この承認手続きが 3 段階にもおよび、追加で約 3 日を要する。 －原産地証明書に不備があった場合、後日、修正した原産地証明書を提出した上で通常関税および VAT の返金を受けるが、返金自体が認められなかったり、返金手続きに追加で約 3 日を要する。	・輸入手続きの簡素化、期間短縮を要望する。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(38)	原産地決定･表示の不合理	･中国から輸出する製品･部品の原産地について、商検局や税関が、法令とは異なる独自の要求を行うことにより、他国での輸入通関に支障をきたす場合がある。 例）生産工程が二ヶ国以上にまたがり、中国で最終組立を行う製品･部品について、法令に沿って原産地を申告･表示した結果、商検局や税関より、中国製としての申告･表示以外は認めない旨の指摘を受ける場合がある。商検局、税関の要求通りの表示は、輸入国の関税法において虚偽表示となる場合があり、その結果、原則通りの表示（"Made in XX"）が行えず、例外的な表示（例えば、"Made in XX, Further Processed in China")を余儀なくされる。例外的な表示の可否につき、中国の商検局や税関、また、輸入国税関との交渉に時間を要し、輸入開始時期に遅れが生ずる状況が散見される。	･中国中央政府から各地の商検局、税関に対して、条文と矛盾したり、条文に記載のない要求を行わないよう、指導徹底を要望する。	･中華人民共和国 税関総署令第 122 号 （2004 年 12 月 6 日公布、2005 年 1 月 1 日施行）
		JEITA 日機輸	(39)	税関における情報漏えい	･税関における輸出貿易の非公開情報が漏えいするケース（情報提供のセールスもあり）があり、各社の仕向地･機種･価格情報等を入手することができ、経営リスクが大きい。	･税関等公共機関における機密情報漏えい防止の徹底。	
		JEITA 日機輸	(40)	通関所要期間の不明確	･試作品輸入に関して、決められた書式で対応しているものの入手できるまでの期間がまちまちであり、開発日程に影響を及ぼすことがある。	･通関業務の規定明確化。	
		全楽協 日商	(41)	三国間貿易制限	･三国間貿易が原則保税区に所在のある会社のみに制限されている。 ･保税区に登記がある企業でないと三国間中継貿易が出来ない故、上海は東南アジア向け商売の決済拠点になれない。	･許認可等による三国間貿易制限の緩和。 ･国政策の更なる開放を期待する。	･外資企業投資関連規程
		JEITA 日機輸 医機連	(42)	一時輸入手続きの煩雑･遅延	･サンプル品や設備等の一時輸入手続きには 100%の貨物検査が実施され、約 2 週間を要するため、製造スケジュールに影響を及ぼす場合がある。 ･中国で独資化した業者に対し独資化前に中国で生産/輸入した製品を、不具合発生により返品した際、独資化前の業者名と独資化後の業者名が異なるため、法律上現地にて輸入通関の許可が下りず、返送した製品が中国で通関できない状態が継続している。	･輸入手続きの簡素化、期間短縮を要望する。 ･独資化等により社名が変更になった場合であっても、経営状態や所在地など実態に変更が無い場合などは柔軟に対応して頂きたい。	
					(対応) ･2014 年 7 月 14 日、上海出入境検験検疫局は「上海検験検疫局中国（上海）自由貿易試験区入出境特殊物品衛生検疫管理規定（試行）」（以下、「試験区検査検疫規定」）を発表し、同試験区では医薬特殊材料（中国語「出入境特殊物品」）に対する新しい検疫検査制度が発足した。 上海税関は中国（上海）自由貿易試験区における手続きをさらに簡素化するために、新たに関税率の選択可能化などの 7 つの新通関制度を公布した。2014 年 6 月 30 日から実施する。 上海税関は 4 月 22 日～5 月 1 日、中国（上海）自由貿易試験区で通関手続きを簡素化するための 7 つの新通関制度を公布･実施したが、5 月 30 日～6 月 19 日にさらに 7 つの新通関制度（①貨物搬出入時の提出書類削減、②貨物搬出入時の登録申請書の統一、③倉庫業者の電子情報化管理、④複数回出荷についての通関･報告手続き一括化、⑤関税の一括徴収、⑥関税率の選択可能化、⑦出入口の電子自動化管理）を公布し、6 月 30 日から実施。		
		JEITA 日機輸 医機連	(43)	輸出検査の煩雑･遅延	･中国輸出商品検査法に基づき、法定検査の輸出商品は全部生産完了してから商品検査の申告に行く。商品検査を受けた後、コンテナに詰めて出荷可とする。当社のような出荷量が多い会社にとっては手続きが困難となる。 ･商検局の不透明な検査/検品による現地輸出製品出荷遅延が発生し、日本国内への輸入スケジュールに大きな影響を与えている。製造業者出荷時の同局検査には異議はないが、検査目的･内容及び検査に掛かる日数が不明瞭な為、製造業者も輸入側の弊社としても納期管理に苦慮している。	･信用管理制度を導入し、商品検査局から認められた会社は出荷後に商品検査を申告できるようにして頂きたい。 ･商検局の検査目的及び検査内容、実施期間を明瞭化し、製造業者もしくは輸入者側へその通知をして頂きたい。	･中華人民共和国輸出入商品検査法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(44)	輸出発票発行システム変更による会社負担増	･2013 年 1 月、税務局が輸出発票発行システムを変更、発票発行量が多い貿易会社の仕事量が非常に増えた。	･国際標準に従った発票ルール運用。	
		全楽協	(45)	航空貨物輸出規制	･上海浦東空港での航空貨物輸出手続きに独自輸出規制が存在する。	･液体（バルブオイル、グリス等）の非危険物証明発行の廃止し、世界基準の MSDS 発行に準拠して欲しい。 ･リチウム電池内蔵商品の非危険物商品証明書発行の廃止し、国際航空基準（IATA 協定）に準拠して欲しい。	
		日機輸	(46)	通関申告内容変更時の制限及び制度の不透明	･本来、輸出通関許可後に搭載予定航空便･船便の欠航及び物流上の原因で船名及び便名を変更が認められているが、実際の手続きは不透明であり制限も受ける。更に件数が増えると税関の呼び出しや警告を受ける場合もある。	･手続きの実施徹底及び罰則の廃止。	･通関申告内容の変更関連規定
		日機輸	(47)	輸入製品登録手続の煩雑	･製品登録手続きが煩雑である。	･製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にして欲しい。	
		フル工	(48)	春節前後の輸出入手続の遅延	･中国･台湾（特に中国）に対する輸出･輸入が、春節（旧正月）前後に、配達予定日が予測不能に陥る。事前対応が利かない突発的な対応や納期がない時の出荷の際は、非常に心配。	･休みに左右されない運送会社や通関の対応を希望。	
		日商	(49)	突然の税関の規定変更	･税関が、突然、規定を変更する場合がある。韓国からの砂糖輸入の通関が港で出来なくなり、足止めを食う事が多く、中国の納品先に迷惑が掛かっている。	･申請手続を明確、簡略にして頂きたい。	
10	自由貿易地域･経済特区での活動規制	JEITA 日商	(1)	保税輸入通関証明の提出の困難	･保税輸入代金を DP 方式により支払後、90 日以内に銀行へ通関証明の提出が必要。当社は日本から得意先へ直送する取引が多く、その場合、得意先が通関することになるため、得意先から代替書類(得意先の通関書類コピーに銀行の押印、コメント) の回収が必要。当該書類は当社への支払後銀行が発行するため、売掛金の回収サイトが長いと 90 日以内の提出が困難となる。また、押印、コメントの必要性を理解しない地場銀行もあることから、回収管理に多大な労力を要している。	･規制の緩和(90 日の期限延長)。 ･送金必要書類の簡素化。	･保税管理監督区域外貨管理弁法
		日鉄連	(2)	新加工貿易銀行保証金台帳制度への変更	･1999 年 10 月 1 日、加工貿易に従事する企業の自律的な遵法精神を高め、保税貨物の横流し(密輸)を防止する為に企業を A,B,C,D に審査区分し、A を除く B,C 区分企業が鉄鋼(電磁鋼板を除く)を含む 11 の制限品目を保税輸入する際に銀行保証金台帳制度の実転(保証金を積む)を義務付けた。 熱･冷･表面処理鋼板が対象で、B,C に区分された企業の保証金負担は深刻。陳情の末に負担を軽減するべく、保証金半額化、担保差し入れ、EG の除外等が行われた。 保証金半額化は2000年5月、EGの除外は2000年7月以降も実施され、2004年も継続。 2007 年 8 月 23 日、銀行保証金台帳制度について東部地区(北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省)と中西部地区での適用に差を設け、中西部地区への加工貿易企業の進出を促すこととした。具体的には A 類企業制限類について東部で空転→実転（50%）、B 類企業制限類について中西部で実転（50%）→空転と変更された。		･2007 年 7 月 23 日付けで発布された海関総署公告 2007 年第 44 号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		時計協			2008 年 12 月 1 日、景気悪化に伴い、キャッシュフローの改善を通じて、加工貿易企業を支援するため、A 類企業の制限類は空転（保証金積み立て免除）へと変更された。 ・従来は時計部品メーカーで制限品を扱っている会社でも比較的小規模企業に対してのみ保証金を積むよう求められ、大規模メーカーは保証金免除と優遇されていたが、2007 年 8 月以降全ての時計部品メーカーに一律に保証金を求めるようにルールが変わった。	・保証金制度の廃止。	
					(対応) ・2000 年 1 月 1 日から A 類企業の基準緩和（年間輸出額が 100 万ドル以上である要件を満たせば A 類企業の認定を受けられ、銀行保証金台帳のうち保証金の払い込みを必要としない）、C 類企業の範囲限定（企業の法令違反行為による罰金が 1 万元以下であった場合は、C 類企業の評定記録としない。1 年以内に 2 回以上の違反行為があった企業で、その回数が前年度の通関回数の 1/1.000 を超えないものは C 企業としない、98 年 6 月 1 日以前に発生した違反行為は C 類企業の評定記録としない）が定められた。 ・中国税関総局と中国銀行は 2000 年 1 月 1 日より施行された「加工貿易企業の多様な形式による納税保証金実施弁法」の実施細則を 4 月 10 日に施行した。この実施弁法に基づき、企業が事情により税関に保証金を納付できない場合、指定された中国銀行が発行した税関を受益者とする税関支払い保証状により、税関への報告ができることとなった。ただし、中国銀行は保証状の発行に際して、企業の資産信用状況や担保に対して評価を行い、銀行負担リスク管理上の判断を行う。 ・税関総署は、「中国税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」を 2004 年 2 月 26 日公布し、同年 4 月 1 日から施行した。同弁法は従来、加工貿易の貨物監督管理について内資と外資の管理弁法が分かれていたものを統一し、管理を契約管理主体から企業管理主体へ転換し、手書き手帳管理から電子的手帳管理へ転換することを目的とするもので、適用範囲は登記手帳管理を実施する通常の加工貿易管理業務とする。新弁法では、加工貿易貨物について端材等も含むと明確に定義、契約の届出の具体的内容を初めて条文化、税関の作業時間を、例えば、加工貿易発行手帳を契約届出受理から全国規模で 5 営業日以内、契約届出を受理しない 5 項の理由を明確に規定、保証金を取る 6 条件を明確化、更に契約届出の不受理や保証金徴収等の理由について税関は書面で通知しなければならないことを義務付けた。 ・2008 年 11 月 21 日、商務部と税関総署は、輸出類製品 1853 品目及び輸入類製品 2125 品目を対象にして、加工貿易制限類保証台帳の銀行保証金台帳の「実転」を 12 月 1 日から暫定的に停止すると公告した（2008 年第 97 号公告）。 ・2014 年 7 月 2 日付で「加工貿易に基づく輸入鋼材保税政策の撤廃に関する通知」（財関税[2014]37 号）が公布され、78 項目の鋼材製品の保税政策が撤廃され、関税等が徴収される。		
		JEITA 日商 日機輸	(3)	保税区の搬入・搬出手続の遅延	・特に華北地域では、保税区への入区に 2～3 日、出区に 2～3 日と約 1 週間の製品滞留を余儀なくされている。HS コード、中文品名、数量の記載申告に加えて、申告時に税関のコンピューターへ明細の入力が必要となっている。また、申告後も許可が下りるまで丸 1～2 日間を要している。電子通関（申告）化の動きがあるが、申告書類を PDF で貼り付けなければならない等の不便がある。 **・24 時間体制で稼働している顧客へ、緊急で保税パーツを提供する場合がある。日本から急ぎ輸入しても、保税区での在庫登録に時間がかかり、即時に顧客へパーツ供給サービスを行うことができない。上海総合保税区など入出庫の柔軟性で改善のみられる地域もあるが、管轄地域毎で対応力に大きな差がみられる。Biz の地域拡張を考えても全国的レベルではまだまだ改善の余地は大きいと感じる。**	・通関手続きの簡素化とスピードアップ。申告者側の立場を考慮しての電子化の推進。 ・保税区（倉庫）での在庫登録を、貨物出庫後にして頂きたい。	
		JEITA 日機輸	(4)	過度に厳格な保税対象材料の損耗基準	・保税対象樹脂材料の損耗に対する許容率が低過ぎる（3%以内）。実際の加工では 10%前後が妥当。加工時の損耗が税負担となっている。	・許容率の向上。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日商	(5)	輸出加工区企業へのユーザンス不認可	・設備業者に設備を発注する際に代金の前払いを依頼された。しかしながら、輸出加工区企業においては、前払い後 90 日を越える設備の仕入れは認められないとの当局からの回答がなされた。（輸出加工区に関する通達が優先されるため）	・輸出加工区においても、一般区と同様のユーザンス取り扱いの実施。	・輸出加工区に関する監督管理暫定弁法
					(対応) ・2013 年 12 月 6 日、国家外貨管理局（外管局）は、ホットマネー流入を警戒して「銀行貿易融資業務の外貨管理の完全化に関連する問題の通知」（匯発[2013]44 号）を実施し、貿易融資、とりわけ 90 日超のユーザンス付きの貿易融資業務に対し、銀行が取引背景の真実性審査を強化することを求めた。		
		JEITA	(6)	輸出加工区での設備のリース・レンタルの制限	・輸出加工区において、設備のリースおよびレンタルを行うことに制限がある。輸出加工区内に搬入する際、リースやレンタルの名目で通関することができない。（物品購入として通関しなければならない。）	・輸出加工区においても、一般区と同様のリースおよびレンタル取り扱いの実施。	・輸出加工区に関する監督管理暫定弁法
		JEITA	(7)	輸出加工区域からの廃棄資産搬出手続の煩雑	・資産の廃棄において、輸出加工区域から搬出の際、税関手続き上、購入時の発票が要求される。過去に購入した古い資産の発票を準備する際に多大な工数が掛っており、タイムリーな廃棄が出来ないケースが発生している。	・発票でのチェックではなく、会計帳簿や会計システムからのデータでのチェックに変更することで運用の簡素化を図ってほしい。	
		日機輸	(8)	保税転送(転関)手続の不透明	・保税区制度の不透明、本来中国政府・税関に認められる国内他都市への保税転送が現状認められず、一部の輸送ルート・輸送手段が利用できず、混載などの物流合理化の障害となっている。	・中国政府の税関制度を地方都市まで実施できるよう統一し、徹底する。	・中国内保税貨物の保税転送制度
		日商	(9)	上海自由貿易試験区	・ライセンスの名義貸し行為に該当する疑いの問題解決に向けて、上海自由貿易試験区（2013 年 10 月）において海外旅行を行える合弁旅行会社の設立が認められることとなり、海外旅行営業を実施できる新会社設立を検討。	・日本の経済事情にも直結する話なので、情報を一元化し発信できる日本国内の機能を作ってほしい。	・国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知
					(対応) ・2013 年 9 月末に設置された上海自由貿易試験区の運営方式を規定している「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」には、政府機能の転換、新経済管理方式の構築、貿易・投資の利便化を試み、さらなる改革開放の方向性を探るという目的が記されている。同試験区でテスト運営された外資投資のネガティブリストでの管理や通関手続きの簡素化などの改革措置は、国家発展改革委員会、四川省成都市や浙江省温州市など、中央政府部門と地方政府に徐々に導入されている。		
		JEITA 日機輸	(10)	特区での人事関連申請・審査の変更	・弊社は、天津経済開発区(TEDA)に位置しており、今まで人事関係の制度、審査は開発区の規則により実施してきた。11 年度から天津市での統一管理になり、各種申請、審査など市内で実施するよう変更になった。規則の適用程度も変化しており、対応作業が発生している。	・天津経済開発区(TEDA)でも各種登録、申請作業ができるようにしていただきたい。	
11	利益回収	JEITA 日機輸 日機輸 日商	(1)	**役務対価・ロイヤルティ等非貿易取引の対価の海外送金規制**	・技術ロイヤルティを中心とした中国外への非貿易送金に関しては、複数の関連当局の許可事項となっており、商務局、版権局、商標局、知識産権局の許可、ならびに銀行による送金許可など手続きがあり、非常に煩雑となっている。 ・中国ライセンシーとの特許ライセンス契約締結後、中国からの対価送金に際し三か所の当局（①商務部又は地方政府の対外経済貿易主管部門、②中国特許庁、③技術契約登録機構）への契約登録が要求されるが、主要諸国と比較し過剰な登録事務要請である。 ・役務の提供が完了しているにも関わらず、契約約定通りの資金回収ができない。	・非貿易外送金（特に技術ロイヤリティ契約に基づくロイヤリティ使用料）に関連する手続の簡素化を行っていただきたい。 ・各制度間の関連性を明確化してほしい。 ・世界の主要国同様、特許ライセンス契約の届出・登録等の申請先当局は原則として一か所にして頂きたい。 ・支払を遅らせるのが優秀な財務担当という土壌ではあるものの、契約の遵守を貴ぶ社会への変革を望む。	・商標法第 40 条 3 項 ・技術輸出入管理条例 ・専利実施許諾契約登録管理便法 ・技術契約認定登録管理便法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ・中国では外為取引項目の経常取引は外貨指定銀行による審査制度の対象となっている。経常取引の貿易項目には輸出と輸入の「核銷」制度によりオンライン審査が行われ、非貿易項目については審査資料を外貨指定銀行に提出して審査を受ける必要がある。また、経常取引の非貿易項目の外貨送金については、外貨管理局の監督検査を受ける可能性がある。外国企業又は個人が中国内で役務提供して稼得したサービス貿易収入、配当金、分配金、利潤、ファイナンスリース料、不動産譲渡収入、持分譲渡収益、国外個人の労務報酬等の非貿易項目で1回の支払いが3万ドル相当額を超える場合、中国の外貨管理局、国家税務総局より、「税務証明」の提出を求められる。税務証明は、支払い場所の主管国税局に先に申請を行って税務証明を取得後、主管地方税務局に申請手続きを行う手順となっている。申請書は「サービス貿易等の項目について外貨支払い時に必要となる税務証明申請書」に契約書又は協議書等、領収書又は請求書、納税証明等を添付して主管税務局に提出する必要があるが、ロイヤルティ、サービス対価、利息の支払いの合理性が税務局に認められない場合は、対外送金ができない場合がある。 ・国家外貨管理局、国家税務総局は、2008 年 4 月 1 日から天津、上海、江蘇、四川、福建、湖南の 6 地域を試験地として、サービス貿易の対外支払いにかかる事前税務届出の管理措置を実施する通達（匯発[2008]8 号）を発行した。この 6 地域で登録した国内機構は、外貨指定銀行で 5 万米ドル相当額を超えるサービス貿易の対外支払いを行う場合、事前に主管国家税務機関に契約書のコピーを付して届出を行い、その届出表の原本を銀行に提出しなければならない。 ・ロイヤルティの海外送金に当たっては、まず、ライセンス契約を地方政府の商務部門で登録し、税務当局に営業税を納税して、納税証明書の発行を受ける。そのうえで、外貨管理局で海外送金の許可をもらう必要がある。外貨送金などの外貨の持ち出しに対して何重にもチェック機能が働いている。 ・2008 年中国企業所得税法の「両法合併」により外商投資企業と内資企業の法定企業所得税率が 25%に統一されて以降、関連者へのロイヤルティ支払いを中国の税務当局が否認する傾向がみられる。 ・2012 年 5 月 13 日、日中韓投資協定の署名が行われ、送金の自由を確保する義務、送金手続の承認期限の設定（第 13 条）について規定された。 ・技術輸入契約については商務部に契約を登録する必要があり、契約登録証の発行を受けていないと技術使用料等の対価を海外送金することが出来ないが、2013 年 9 月 1 日以降は契約登録証を提示することなく対価を海外送金することが出来る（2013 年 7 月 18 日公布「サービス貿易外貨管理手引実施細則」第 6 条）。 ・2014 年 5 月 17 日、日中韓投資協定が発効した。第 13 条に送金の自由を確保する義務、送金手続の承認期限を設定。 **(改善)** ・2013 年 9 月 1 日、技術指導料、サービスフィーの支払等の対外送金を行なう際にこれまで必要であった手続（税務局への契約書の提出、送金前の申告/納税、納税証明書の入手、外為取扱銀行から送金）に関し、①税務局への事前の届出が不要な上限額が 3 万米ドルから 5 万米ドルへ緩和され、②外貨送金の際に銀行への納税証明書の提出が不要（届出書の提出は必要）となった。		
		JEITA 日機輸	(2)	*政府によるロイヤルティ率引下げ要求*	・ロイヤルティ料率について、商務局から呼び出しを受け、料率の低減を求められる。特段合理的な理由も(当事会社としては)感じられないし、自由輸入技術の場合は技術援助契約の審査制はなくなった（登録制に移行した）にも係わらず。結果的に料率を変更させられた例はないが、当局交渉に時間がかかり、支払時期が遅延。	・審査認可を必要としない技術輸入に関しては、法令通り運用していただき、事実上の審査を行うことは避けていただきたい。	・技術輸出入管理条例第 17 条
					(対応) ・1993 年 4 月 28 日にランニング・ロイヤルティ率は純販売額の 5%を超えてはならずかつ契約製品の純利益の 20%を超えてはならないと規定していた「技術導入契約の締結および審査許認可の指導原則」が廃止されたが、その廃止後も、事実上ある程度影響力があるといわれている。		
		自動部品	(3)	ロイヤルティ料率の引上げ困難	・技術援助契約に係るロイヤルティの料率に対して現地の指導が入る。技術援助契約の料率については他国並みへの料率引き上げが事実上困難。	・対価回収上のネックとなっており改善を望む。	
12	為替管理	化粧品 日機輸	(1)	**海外送金規制・手続煩雑**	・海外送金の規制が厳しく、手続きも煩雑。 例：税金を払ってからでないと送金できない。立替禁止。 ・外貨の送金・入金するたびに多数の書類に捺印する必要があるうえ、銀行に持参して窓口申請しなければならない。	・規制の緩和と手続きの簡略化。 ・極力申請手続きをシンプル化して欲しい。	・外貨決済管理条例等 ・外国為替管理法 ・貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知（匯発〔2012〕38 号）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 全楽協			・「貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知（匯発〔2012〕38 号）」の施行（2012 年 8 月 1 日）による貨物代金決済の改革に伴い、自社通関に関する対外送金手続きが簡素化されたが、他社名義通関（商物流不一致）の場合は送金手続きが複雑になった。 ・外貨送金に係る手続き、両替手続きが煩雑。日本の送金の支払遅延が多発。	・保税区中の会社は他社名義で通関する場合が多いので、他社名義で通関する際の送金を簡素化にしてほしい。 ・両替、送金手続きの簡便化。	
					(対応) ・2012 年 8 月 1 日、「貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知（匯発[2012]38 号）」が施行され、自社通関に関する対外送金手続きが簡素化。 **(改善)** ・2007 年 8 月 5 日、外貨管理条例が改訂され、経常項目外貨集中制度が撤廃された。 ・2013 年 7 月 24 日、中国国家外貨管理局は、サービス業を対象に外貨規制を簡素化する通知（准発[2013]30 号）を発表。 ①サービス貿易における外貨取引に必要な当局審査を廃止して、金融機関で直接行えるようにする。 ②5 万ドル以下の少額サービス貿易について取引証明書の審査を原則不要とする。 ③それ以外の取引についても、現行の数 10 種類の審査規定を簡略化・統合する。主管機関の称号、届出文書の大多数の審査要求を廃止する。外貨受け払いの税務証明を廃止する。 ④「サービス貿易外為管理ガイドライン」及びその実施細則を定め、50 余りの関連法規・文書を廃止し、対外業務主体によるサービス貿易の外貨手続に対し、系統的で明確かつ透明な法規的根拠を提供する。 ⑤国内機関のサービス貿易による外貨収入を国外で預け入れる条件を緩和し、企業・グループがサービス貿易の外貨収入を国外に集中して預け入れることを認める。 ⑥サービス貿易による外貨資金の流入と流出の双方向の監視を強化し、マクロ分析、中韓関し、ミクロ検査を緊密に結びつけた非現場監督管理システムを確立し、必要な現場チェック、検査を補助として、リスクコントロールを強化する。	
		日機輸 日商 建産協 JEITA 日機輸	(2)	外貨管理規制の厳格	**・国家外貨管理局によるクロスボーダー人民元建て受払い、外貨支払・受取規制について、緩和されつつあるものの、依然として、人民元転や立替払い費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続きなどにより不便を強いられている。** ・外貨管理局による外貨規制の締め付けが厳しく、日本/中国相互の外貨送金、外貨→人民元転換が困難。規制回避/支払期日遵守のための時間、コストを要し、業務効率を大きく下げる要因となっている。 ・2012 年 8 月 1 日以降で貿易取引に関して緩和されるものの、依然として真実性の確認や通関時の照合などの手続きが厳格かつ煩雑。	・外資企業に対する外貨送金の原則自由化と手続きの簡素化を強く要望する。 ・日本/中国間外貨送金の規制緩和。 ・規制緩和、手続の簡素化。	・外貨管理条例、中国人民銀行上海分行「上海市銀行同業公会への回答（6 月 12 日発行）」ほか ・直接投資に係る外資管理政策のさらなる改善・調整に関する通知（2012 年 11 月 19 日、国家外貨管理局） ・外国為替管理条例等
					(対応) ・2005 年 7 月以降、中国人民銀行は、通貨バスケットを参考として管理変動相場制を導入してきたが、2008 年 9 月以降世界金融危機に対応するため 1 米ドル＝6.8 人民元台へのドルペッグに回帰した。 ・2008 年 8 月 5 日、中国は「外貨管理条例」を改正・施行して、外貨での決済・支払いを行う企業に対する監督及び外貨銀行に対する監督を強化するなど外貨管理を強化した。一方、外貨流出規制の緩和を行った。改正された外貨管理条例は、一定の条件の下で海外における外貨収入を海外に存置することを認め、すべての外貨所得を人民元に替える規制を廃止し、経常取引により取得した外貨の保有を可能とした。 ・2010 年 6 月 19 日、人民銀行は、人民元為替相場改革を更に推進し、人民元為替相場の弾力性を向上する方針を発表し、人民元の為替相場制度が対ドル固定相場制から通貨バスケットを参考にする為替変動相場制に転換された。 ・2012 年 8 月より、貨物貿易外貨管理制度改革を全国ベースで実施し、①貨物貿易外貨モニタリングシステムへの移行、②外貨貿易決済システムを通じた総量監督への移行、③外貨管理規定の遵守規程に応じた輸出入企業の A、B、C に分けた分類管理、④企業の輸出入通関データと貿易外収支データを総量で突き合わせるオフサイト検査、オンサイト検査等の制度を導入した。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2013 年 12 月 6 日、国家外貨管理局（外管局）は、ホットマネー流入を警戒して「銀行貿易融資業務の外貨管理の完全化に関連する問題の通知」（匯発[2013]44 号）を実施し、貿易融資、とりわけ 90 日超のユーザンス付きの貿易融資業務に対し、銀行が取引背景の真実性審査を強化することを求めた。 **(改善)** ･2009 年 7 月 6 日より中国と香港との間で人民元建貿易決済が実施された。人民元貿易決済の対象は、上海、広州、深せん、東莞、珠海所在の中国当局により認可された企業と香港、マカオ、ASEAN 諸国との間の貿易取引のみ。 ･2010 年 6 月 17 日、中国人民銀行ほか 5 つの政府機関は、『対外貿易の人民元建て決済の試行拡大の問題に関する通知』（銀発〔2010〕186 号）を公布した（即日施行）。同通知は、一部の地域･国との貿易取引についてのみ認めていた人民元建て決済をすべての国･地域に拡大し、新たに 18 省（自治区･直轄市）をこの試験実施地域として加えている。中国政府が人民元の国際化推進のために行った今回の拡大は、一部の都市を対象とした試験計画（2008 年 12 月－2009 年 7 月）が開始されて以来の大きな措置である。 ･2011 年 1 月 1 日から、輸出業者は一定の条件を満たせば輸出代金を外貨のまま海外の銀行口座に保有することが認められるようになった。 ･改善が図られた点としては、中国･日本間決済で人民元での決済が可能となった点が挙げられる。 ･2010 年 12 月 1 日、「輸入外貨支払い照合の改革関連問題に関する通知」が施行され、件別ごとの輸入照合作業が不要となった。 ･2011 年 8 月 24 日、貿易取引･サービス貿易取引の人民元建て決済可能地域が中国全土に拡大された（「クロスボーダー人民元建て決済地域の拡大についての通知」（銀発[2011]203 号）。また 2012 年 2 月 3 日、輸出取引について輸出代金のクロスボーダー人民元建て決済が全企業に認められた（「輸出取引人民元決済企業管理の関連問題に関する通知」（銀発[2012]23 号））。これにより、輸出、輸入決済を有する中国現地法人がクロスボーダー人民元建て決済を用いた為替マリー取引が可能となった。 ･2011 年 12 月 1 日、「貨物貿易外貨管理制度の改革の試行措置の広告」およびその手引き、実施規則に基づき輸出受け取り照合制度の廃止がパイロット地域で試行した。 ･2012 年 8 月 1 日以降、輸出外貨受け取りおよび輸入外貨支払い共に中国全土で照合手続きが廃止され、企業分類（A 類、B 類、C 類）ごとの管理へと移行した。A 類企業（コンプライアンスを遵守輸出入手続きを整然と行う企業）には外貨受け取り･支払い手続きを簡素化、B 類、C 類へと外貨受け取り･支払いの管理と手続きを厳格化している。管理方法を全件検査からモニタリングにより異常値を示した企業に実地検査登記を行う方式に移行した。（「貨物外貨管理制度改革に関わる公告」（外貨管理局公告 2012 年 1 号） ･2012 年 8 月 1 日、90 日超の輸入延払い、輸出前受け決済等により発生する与信残高を登記により限度額を管理する貿易与信登記管理制度が停止され、代わって 30 日超の前受け、前払い、90 日超のユーザンス回収、延払い、90 日超の L/C 方式等により決済する貿易外貨収支について報告を要するモニタリングシステムを導入して、前受け残高比率や前払い残高比率、ユーザンス回収残高比率、延払い残高比率について一定の基準を設けてそれを超える場合は実地検査（オンサイト検査）に移行する方式を導入した。（「貨物貿易外貨管理法規関連問題の通知」（匯発[2012]38 号） ･2014 年 6 月 11 日、中国人民銀行（中央銀行）は対外貿易の安定成長を支援するため、企業の資金調達ルートの拡大、個人貿易における人民元建て決済の承認、人民元為替レートの形成メカニズムの改善などの措置を実施する方針を発表した。 ･外貨管理局が舵取りをして、税関･税務局との DATA 共有化が進んできたので、輸入･輸出貿易に関わる送金･入金･増値税還付等の手続が簡素化されている。 ･中国国家外貨管理局は、2012 年 9 月から北京および上海の選定された多国籍企業を試行企業として、指定された外資銀行及び国内銀行の口座を通じて、グループの外貨資金を集中的に運営管理するパイロットプログラムを試行してきたが、2014 年 4 月 18 日、国家外貨管理局は「『多国籍企業外貨資金集中運用管理規定（試行）』の公布に関する通知」（匯発[2014]23 号）を発行し、2014 年 6 月 1 日から全国的にパイロットプログラムの適用を拡大した。		
		自動部品日商	(3)	**外貨資本金の人民元転規制**	･中国現地法人の外貨資本金の人民元転については中国国内でのホットマネー流入･流出を抑制する目的から年々その使途制限が強まっている。外貨資本金の人民元転による土地使用権購入にあたっての保証金や前払い金、手付金等の名目での使途が厳しく制限されている。一方で中国国内での当該取引には保証金や手付金を要求される商慣習が一般的であり、現地法人（特に新規設立法人）の資金繰り等のオペレーションに大きな支障を来している。	･外貨資本金の人民元転使途制限の緩和。	･国家外貨管理局が 2011 年 7 月 18 日に公布した「外商投資企業の外貨資本金の支払元転管理に係る業務オペレーションの問題の改善に関する補充通知」

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日製紙			･外資企業の場合、外貨（米ドル、日本円など）で出資することが多いが、払込み外貨資本金は実需ベースでしか両替できず、元転して手元に置いておくことができないため、為替リスクにさらされたまま外貨を保持することになる。	･外貨元転規制を緩和して欲しい。	･匯綜発[2008]142 号 ･同[2011]88 号
					(対応) ･2013 年 5 月 13 日、「外商投資における資本金の人民元転の管理方式の改革に関する国家外貨管理局の通知」（匯発[2002]59 号）の廃止により、必要とされていた資本金の人民元転に際しての外貨管理部門による承認制度は廃止された（匯発[2013]21 号文書）が、資本金の人民元転に対する外貨指定銀行において外貨管理部門の要求する審査承認を受ける必要がある。 ･近年、中国の外貨管理制度において、経常項目（主に貨物貿易とサービス貿易）にかかる制限は相当緩和されてきたが、資本項目（資本移転、直接投資、証券投資、金融派生商品、ローン等）の分野については、天津濱海新区、瀋陽経済区、蘇州工業園区など一部の改革試行地区を除き規制の厳しい事項がまだ残されている。また、これらの改革試行地区であっても、外貨資本金の自由な人民元転により得られた資金には預金の方法や支出範囲に関する制限が依然として設けられている。人民元転規制違反には厳罰が科されるので注意が必要である。		
		医機連	(4)	**個人の外貨売買限度額規制**	･個人の外貨売買限度額が年間 4 万 USD 以下に制限されている。（年間 4 万 USD 以上になった場合、証明がないと換金できない）弊社の場合、所得税は本社負担となっているため、出向者の所得税分を私個人の口座に振り込み、中国 RMB に換金しているが、直ぐに合計 4 万 USD を超えてしまうため、個人の生活費を換金できなくなってしまう。	･年間 4 万 USD の撤廃もしくは会社証明がある場合、4 万 USD の合計に加算しないで欲しい。	
		建産協 日商	(5)	**人民元切上げによるコスト増**	･人民元切上げにより、円建取引においては大変なコスト増となり、自社利益を圧迫する要因となっている。 ･人民元切り上げにより、日系会社のコストが上昇しているので、製品の市場競争力に悪影響を与えるリスクが懸念される。		
		JEITA 日機輸	(6)	出向者日本払給与の送金困難	･「サービス貿易に係わる外貨管理法規（匯発〔2013〕30 号）」･「サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告〔2013〕40 号」の施行（2013 年 9 月 1 日）により、日本払給与の事前備案がなかなか受理されず送金が困難になっている。	･法規発表前、運用ルールの整備が必要。	･サービス貿易に係わる外貨管理法規（匯発〔2013〕30 号） ･サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告（〔2013〕40 号）
		建産協	(7)	債権･債務の相殺の困難	･日本本社は中国子会社にサービスフィーを支払う一方で、中国子会社は日本本社に借入保証料を支払うことがある。中国から日本へ借入保証料を支払う際に、送金手数料の方が高いケースがある。相殺処理できないため、中国現地で非合理的な費用が発生してしまう。	･合理的な債権･債務相殺について、規制を緩和するように。	
					(改善) ･2014 年 4 月 18 日、中国国家外貨管理局は、国家外貨管理局は「『多国籍企業外貨資金集中運用管理規定（試行）』の公布に関する通知」（匯発[2014]23 号）を発行し、2014 年 6 月 1 日から全国的に指定された外資銀行及び国内銀行の口座を通じて、グループの外貨資金を集中的に運営管理するパイロットプログラムの適用を全国的に拡大した。これにより認可された多国籍企業は、中国国内および海外のメンバー企業間の外貨建債権債務の相殺が可能になり、メンバー企業のクロスボーダーの外貨決済手数料および外貨交換にかかる手数料が節約されることになる。		
		自動部品	(8)	対外貿易決済規制	･貿易決済に名を借りた投機資金の流入を防ぐために IMF8 条国にもかかわらず合法的な対外支払いに対してまで規制をかけている。しかも、景気動向により、また担当者の解釈により適用基準が変わってくる。輸入販売業にとっては採算計画が立たず資金繰りに苦労する。	･貿易決済条件は原則自由にして頂きたい。	･国家外貨管理局指令･通知

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13	金融	JEITA 日機輸	(1)	金融引締措置実施の不透明	・金融機関に対する通達・口頭指導等により、貸付総量規制が行われる。	・金融自由化。	・諸通達
		JPETA	(2)	中国金融機関の国内融資規制	・各現地法人では銀行借入によって資金調達しているが、現地日系各行の預貸比率や資金タイトなどの事情により、（日本本社が保証している）貸出枠を銀行から借り入れることができない時期が続いた。	・当局の銀行に対する引締めが強すぎる。銀行にもある程度の自由度を持たせるような政策実施をしてほしい。	・貸付通則（1995 年 7 月 27 日公布） ・当局から銀行への窓口指導
					(対応) ・外商投資企業が中国国内から融資を受ける場合、「貸付通則」（1995 年 7 月 27 日発効）に規定される資格のある銀行等の金融機関からの融資に限定されており、一般企業からの直接融資は禁止されている。ただし、外商投資企業は、政府部門、企業個人等の委託者が左記金融機関に資金を提供して行う「委託貸付」という方法での間接融資を一定の指定された条件の下で受けることができる。 外商投資企業が中国国外の親会社、関連会社、その他の企業、金融機関から融資を受ける場合、対外債務（外債）として扱われ、限度額と外債登記手続が課されている。限度額は、外商投資企業の場合は中長期外債累計発生額及び短期外債残余額の総額は投資総額及び登録資本金の差額（「発注差」）以内であること。なお、投資性会社の場合の外債の限度額は別途登録資本金の額に応じて定められている。	
		JEITA	(3)	短期対外債務の延期・ロールオーバーの不利	・対外債務のうち、1 年以内の短期対外債務について、延期又はロールオーバーにより借入期間が 1 年を超えた場合、中長期対外債務と同様に、発生額ベースでの管理が実施される。そのため、返済後の対外債務登記枠の再利用が出来なくなる。	・短期対外債務の外債登記枠の再利用。 ・短期対外債務のロールオーバーの実施。	・一部の資本項目外貨業務管理のさらなる明確化及び規範化に関する問題についての通達（匯発[2011]45 号）
		日商 日商	(4)	対外借入に関する規制等	・弊行上海現地法人「都民銀商務諮詢（上海）有限公司」は主に中小企業の中国進出サポート及び現地でのコンサルティングを行っている。 中小企業は相対的に信用力が低く、現地法人の資金調達は日本本社からの送金（親子ローン）に頼らざるを得ないのが現状。その際「投注差」がネックとなり円滑な資金調達が行えない。また外貨建借入金の人民元転規制も未だ存在している。増資には日数を要する上、製造業では環境評価の再評価を求められることも多く、事業の継続性の問題につながることもあり、万能な選択肢となっていない。 ・投注差などで枠が縛られているため、また、当局の金融コントロールにより、必要な資金が調達できないリスクがある。	・中国当局の外貨管理規制の一層の緩和を希望。そのために当局と日本の一層の対話を求める。 ・投注差の縛りを廃止。・グループ間金融の自由化。	・「中華人民共和国外国為替管理条例」等、中国の外貨管理規定全般
		日商	(5)	長期 LC 開設の困難	・LC 開設時において、LC 有効期限を当社との契約上の支払時期に基づき要求する通りに開設出来ないケースが散見する（円貨の LC）。輸入代理側主張によると、コストの問題では無く、銀行或いは外貨管理局の指導により長期（2 年超？）の LC 開設が出来ないという（開設しようとすると「罰金」が課されるという）。輸入代理側へ当該規定について書面提出を要請するも銀行側が拒否するとの事で提出されず、真偽不明（輸入代理のコスト問題なのか、本当に規定があるのかも闇の中）。		
		日製紙	(6)	厳格な運転資金借入要件	・運転資金借入時に具体的証憑を提示しないと引き出せない。 ロールオーバー時も借入相当額の運転資金使用の証憑書類を提示しないと更新できない。 上記理由から借入額が 1 ヶ月の所要運転資金を上回る場合、借入期間を 3－6 ヶ月にする必要が生じ、従来は可能であった 1 ヶ月転がしで資金状況により小まめに返済するなどの対応が難しくなった。 2010 年上期頃までは運転資金借入は流動資金口座に入金され、自由に使うことができた。	・制度の趣旨はわからないでもないが、資金繰りが非常に窮屈になる。諸外国並みに制度を戻して頂きたい。	・流動資金貸出暫定弁法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JPETA			･金融機関からの運転資金目的の短期借入に関し、支払事実を証明する書類を銀行に提出しなければロールオーバーができない制度となっているが、売掛金回収遅延が常態化している中国においてこのような制度では資金を回すことは困難。	･制度を諸外国並みに緩和して欲しい。	
		JEITA 日機輸	(7)	グループ内直接融資の金利規制	･グループ金融会社（財務公司）が直接行うグループ金融において、グループ最適の金利設定ができない。	･金利自由化（預金）。	･人民元金利管理規程
		日商 日商 自動部品	(8)	進出企業の海外資金調達規制	･中国進出企業が中国国外から資金調達をする場合、厳しい規制があり、資金調達に苦しんでいる事例が多くある。 ･中国国外の親会社等から融資を受ける際、融資可能金額が「投注差」内に制限される。また、1 年を超す対外債務の場合は、返済後も投注差が回復しない。 ･貿易決済に名を借りた投機資金の流入を防ぐために IMF8 条国にもかかわらず合法的な対外支払いに対してまで規制をかけている。投資額に応じて融資枠が制限される所謂「投注差」。本業における機動的な投資が阻害されるのみならず、日常の資金繰りも圧迫される。	･規制の緩和。 ･対外債務の自由化を望む。 ･投機資金の取り締まりは通常経済活動の外の特別法にて実施願いたい。	･外貨管理弁法 2003 第 28 号 ･国家外貨管理局指令･通知
					(対応) ･「投注差」規制は依然として継続しているが、許認可手続については、2013 年 5 月 13 日、「外債登記管理弁法の公布に関する通知」（匯発[2013]19 号）が施行され、「投注差」の範囲で借り入れた外債の人民元転の外貨管理部門の事前審査が不要となり、直接銀行にて関連手続が行われるようになった。		
		JEITA 日機輸	(9)	銀行融資及び株式市場からの資金調達の困難	･これまでグループ金融会社（財務公司）から融資を受けてきたが、今後、同様の融資を受けることが難しくなる可能性がある。銀行からの融資や株式市場からの資金調達は規制が厳しく可能性が低いことに加え、制度も不備である。	･外資企業向け環境環境の改善（規制緩和）。 ･外資系企業が株式市場に上場できるよう制度を整備していただきたい。	
14	税制	日商	(1)	外資企業の税負担の増大	･賃金が年々高くなり企業のコスト負担が重くなっている状況にあって、更に外資企業に対し税制上の優遇が少なくなっている。2011 年から支払利息･サービス対価への支払(日本への送金)、源泉税 10%、営業税 5%その上都市建設、教育費付加金など実質の税負担が 16%以上となっている。	･政府機関に対して賃上計画を事前に知らせてほしい。日中間の取引について税制が安くなるよう働きかけを要望する。以前の 10%まで戻る事が望ましい。	
		日商	(2)	中国独自の税制	･外国法人に対しての特別税制が多く、移転価格税制、繰延欠損金制度等は欧米諸国での一般的な税制と異なる。 上海地域内の地区によっても異なる見解の場合がある。	･グローバルスタンダードに近い税制運用。	･税制
		自動部品	(3)	配当への源泉税の税額控除の内外差別	･中国内法人株主の受ける配当に対して課された源泉税は、税額控除の適用対象とされるため、実質的にはほぼ全額が中国内法人に還付されることになる。他方、外国株主が受ける配当に対して課される中国源泉税については全額が控除されないときはその部分が外国株主にとって最終的な負担となる。（保険料が二重納付）	･早急に政府間交渉を進めて頂きたい。	
		自動部品	(4)	不当な譲渡課税	･日本国内で中国企業株式を譲渡した場合でも中国で課税が生じる（直接譲渡）。日本国内で中国企業株式を保有する会社の株式を譲渡した場合も中国で課税が生じる（間接譲渡）。	･日本法人間で譲渡した場合の譲渡益課税は、日本側でのみ生じるように、日中租税条約に規定頂きたい。	
		JEITA 日機輸	(5)	海外での源泉税課税の中国での控除困難	･タイ、インドからの開発委託収入について、委託元にて源泉徴収税 15%が徴収されるが、中国側で還付できず、委託側、受託側どちらかが負担しなければならい。	･中国と外国の国際納税協議による問題解決。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		時計協 日商 時計協 日製紙	(6)	高率の増値税賦課による競争力の低下	･2006 年 4 月より CIF　RMB10,000 以上の商品に対して 20%の消費税がかけられるようになった。 ･クロックに関し、輸入税、付加価値税などの税制により、採算が確保しにくくなっている。 ･段ボールシートを輸出する場合、増値税 17%が課税される。（段ボールケースの場合は 13%還付され、4%課税となる。）	･消費税の削減。 ･外資企業への門戸開放に向け、各種租税課金のさらなる低減。 ･輸出の際の増値税の引下げ（国際競争力がなくなる。）	･関税規則、条例
					(対応) ･中国の税収は、間接税が約 6 割を占める構造的特徴にある。2008 年度の中国税収において、国内増値税は税収総額の 22.4%を占め、対前年度比 23.3%伸びている。これは中国の国内消費を付加価値の増加に対応している。 ･輸入増値税は、関税（場合によって消費税）が加算されて課税される。輸入増値税額＝（課税価額＋関税額＋消費税額）×17%（一部 13%）		
		医機連 JPETA	(7)	増値税の不還付･遅延	･部材や製品の輸出入に伴い、HS code に基づき退税率が決まっており、全額還付されないケースがある。運用面では都度の輸出入に際して所定の手続きを行っているが煩雑である。また、移転価格の設定やロイヤルティの扱いについて、現状は当局とのコミュニケーション強化と、取り決めに即した対応を行っているが、日中両国の税務当局との綱引きとなる感は否めない。 ･在庫商売･薄利商売の企業は、仮払増値税＞仮受増値税が恒常化、増値税納付過多、BS 上、未収増値税が残る形となる。次月以降に調整がなされていくが、一定期間、現金が税務署に据え置かれている状況。保税区でも仮払増値税が発生するも、企業の形態によっては、仮受増値税が発生しない場合もあり、会計上･税務上の処理が不明確。	･退税率の統一化が為される等の簡単化を望む。 ･日中二国間での取り決め、統一化を望む。 ･未収増値税還付制度の構築、検討を強く希望する。	
					(対応) ･2006 年 9 月 14 日、「一部商品の輸出税還付率の調整及び加工貿易禁止類商品目録の追加に関する通知」（財税[2006]139 号）を公布して増値税還付率の取り消しまたは引下げた。 ･2007 年 1 月、鉄鋼製品の 83 項目で還付を廃止し、76 項目で還付率を 5%に引き下げた。（「還付率適用商品の拡大」（国税発[2007]862 号）及び「鉄鋼還付率に関しての取扱」（財税[2007]64 号）） ･2007 年 7 月、輸出品目の 37%で還付廃止 553 品目、還付率引下げ 2268 品目を実施した。 ･2008 年リーマンショック後、景気刺激策に転じ、輸出支援策として増値税還付率の引き上げを断続的に実施した。 ･2010 年 4 月 13 日、中国財政部、税関総署及び国家税務総局は、2010 年に輸入関税･増値税が免除される又は免除されない重大技術設備･部品の目録を更新するため、『重大技術設備の輸入税収政策暫定規定に係る目録の調整に関する通知』（財関税[2010]17 号）を共同で公布した（2010 年 4 月 25 日より施行）。 更新される目録は、(1)『国家が開発を支持する重大技術設備･産品の目録（2010 年改訂版）』（以下、『技術設備目録』）、(2)『重大技術設備･産品に関する主要部品･原材料商品目録（2010 年改訂版）』（以下、『部品･原材料目録』）、(3)『非免税輸入重大技術設備･産品目録（2010 年改訂版）』（以下、『非免税目録』）からなる。 『技術設備目録』に列挙された重大技術設備自体は財政上の特典を受けることはできないが、当該設備の生産に使用される部品と原材料で、『部品･原材料目録』に列挙されているものは、輸入関税と増値税の免除を受けることができる。『非免税目録』に列挙された重大技術設備の部品と原材料は、輸入関税と増値税の免除を受けることができない。各目録は毎年更新され、2010 年改訂版の各目録は、2009 年版の各目録に取って代わる。 ･2010 年 7 月 15 日より、鋼材や非鉄金属加工材、プラスチック、農薬等 6 分野、406 品目に対する 5～17%の増値税還付を廃止した。資源エネルギー多消費や低付加価値製品について輸出支援策を解除へ転じる措置として注目される。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(改善) ･財政部及び国家税務総局は、2004 年 12 月 10 日「一部 IT 製品に対する輸出増値税還付率引上げに関する通達」を公布、11 月 1 日施行としたが、具体的な実施日は輸出増値税還付伝票に税関が記載した輸出日を基準となった。本通達により、従来還付率 13%であったハイテク関連製品(集積回路、移動通信設備、液晶ディスプレイ、ハードディスクドライブ、携帯無線電話及び数値制御型工作機械等 40 品目及)の還付率は 17%へ引上げられた。 ･国家税務総局は 2005 年 3 月 29 日、「保税区を経由する輸出貨物の輸出税額還付申請の関連問題に関する同意」(国税函[2005]255 号)を発布し、保税区を通じて輸出した場合の増値税還付について、保税区税関は商品全てが輸出された後に輸出還付専用の通関証明書を発行し保税区外企業はそれをもって増値税の還付を行うとされたが、通関証明書の発行日付は、商品が最初に保税区に搬入された日とされたことから保税区外の輸出企業が還付申請期限に間に合わない問題があったが、今回の通知により保税区から最後に輸出された貨物リストに税関が注記した日を基準として還付申請を可能とした。 ･国家税務総局は、地方による増値税還付の取扱が異なる問題を整理するため「輸出貨物の還付税に関する若干問題の通知」(2006 年 7 月 12 日公布、同 7 月 1 日から遡及施行)を公布した。同通知は、消費税は還付の対象とならないこと、増値税還付手続に必要な書類と手続期限が明確に規定し、申告期限に遅延した場合には還付を行なわないこと、還付申告が適正且つ期限内に行なわれない場合には増値税を還付しないで国内販売扱いと見做すことを明記する。 ･財政部、国家発展改革委員会、商務部、税関総署及び国家税務総局の 5 機関は、「一部商品の輸出税還付率調整及び加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知」(2006 年 9 月 14 日公布、同 9 月 15 日施行)により広範な輸出品の増値税還付率の調整を行なった。今回の調整は、貿易摩擦の回避、資源確保、産業構造の調整を目的に実施されたと言われる。還付率引下げの対象となった品目は、原料及び加工度、付加価値の低い工業品が大部分を占めている。内訳は、還付を取り消された品目は、石炭、シリコンなど非金属鉱産物、水銀電池、木炭、枕木など木材製品など 255 品目、還付率が引下げられた品目は、鋼材(11%から 8%)、セメント(13%から 11%)など 1,130 品目、還付率が引上げられた品目は、発電設備などの重要設備装置、コンピュータ部品など一部 IT 製品、バイオ医薬品、輸出奨励ハイテク製品(11%から 13%)、農産品を原料とする一部加工品(11%から 13%)など 191 品目。 ･2008 年 11 月 12 日、国務院常務会議において、内需拡大策として 3770 品目の輸出増値税還付率を引き上げることが決定された。 ･2009 年 1 月からの増値税法の改正（生産型から消費型への転換）により、従来は固定資産原価として認識する必要の有った増値税の仕入控除が可能になった。 ･中国はリーマンショック後、景気刺激策に転じて、2009 年 6 月まで 7 回にわたり合計 8,000 を超える品目について、増値税還付率の引き上げを行った。 ･中国税収（速報版）のデータによると、税収総額が 2008 年度 5.4 兆元で対前年度比 18.8%増、2009 年度（速報版）6.3 兆元で対前年度比 9.1%増と増収を続けた。国内増値税（輸出還付控除前）の総額は、2009 年度 18,820 億元で対前年度比 5.8%増であったのに対し、増値税輸出還付の総額は 5,866 億元で対前年度比 10.6%増となった。以前は増値税の輸出還付が大幅に停滞した時期があったが、最近はかなりタイミング良く還付されるようになってきている。		
		日鉄連 日商	(8)	増値税還付率の不安定･変更	･2006 年 9 月以降、輸出急増に伴う海外との貿易摩擦回避のために、鉄鋼製品に対する輸出増値税の還付率が段階的に引き下げられてきたが、2008 年後半以降は世界的な需要低迷により輸出が急減。輸出奨励の観点からこれまでの方針を一転させ、段階的に還付率引上げを実施。 2010 年 6 月 22 日、財政部は鉄鋼製品 48 品目（HS）で還付率（従来 9%）の撤廃を発表、7 月 15 日より実施。省エネ･排出削減に向けて、資源･エネルギー消費の多い製品の輸出抑制を図る方針の一環。 2013 年 1 月 1 日、増値税還付率の一部拡大（9%→13%：旧コード：722790 から細分し新設した 7227.9010、7227.9090 が対象）。 ･当社は排ガス用浄化触媒を製造販売しているが、製品を中国から輸出する場合、輸出増値税の還付率が低く輸出の妨げとなっている。	･安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避。 ･輸出増値税の撤廃または 100%還付。	･財政部　関于取消部分商品退税的通知（財税[2010]57 号）
					(対応) ･中国政府は輸出抑制から輸出促進政策に転換し、2008 年 8 月 1 日より労働集約製品を中心に輸出増値税還付率の引き上げに転じた。 ･2008 年 12 月 1 日より中国政府は、労働集約製品、機電製品合計 3770 品目の輸出増値税還付率を引き上げた。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2009 年 1 月、技術水準が高く高付加価値の機電製品 553 品目の輸出増値税還付率を引き上げた。 ･2009 年 3 月 27 日、中国財政部及び国家税務総局は、軽工業品、繊維、IT 製品等 3802 税目の輸出増値税還付率を引き上げる通知『税務[2009]43 号』を公布した。 ･2009 年 6 月 1 日より、中国国家税務総局は、輸出の安定維持を図るため、輸出増値税還付率を引き上げた。加工農産品（15%）、TV 用発信設備やミシン等機電品（17%）、鉄鋼製品（9%）など。 ･2012 年 7 月 1 日、輸出貨物･役務の増値税と増値税政策に係る多数の規定や通達を整理するため、中国財政部と国家税務総局の「輸出貨物･役務の増値税及び消費税政策に関する通知」（財税[2012]39 号）および国家税務総局 2012 年第 24 号公告を施行した。		
		JEITA 日機輸	(9)	輸入増値税の計算方法改定による追加納税の発生	･輸入増値税の算出方法が、「実際輸入額」から「輸出金額×率（過去の実績から算出）」に変更された（2013 年 8 月～）。 ･業務効率化等の観点から、算出方法変更ならびにそれに伴うシステム化の趣旨は理解できるが、過去分の清算も一律平均で行わざるを得ず、多額の追加納付額が発生している。	･一律にシステム化を図ることは構わないが、各社の事情も踏まえた、もう少しフレキシブルなシステムにして頂きたい。	･輸出貨物労務増値税および消費税管理弁法
		JEITA 日機輸	(10)	輸入設備の増値税還付手続きの不合理	･輸入した設備の増値税は基本還付請求可能となっているが、売上付加価値部分の範囲でのみ還付される。しかし、前工程に対する設備投資を行った場合、売上が増加しないことから還付期間が長期（5 年程度）に及ぶ。	･通常の物品輸出入と輸入設備を分割してほしい。かつ、基本、増値税の還付は一括処理としてほしい。	
		JPETA	(11)	保税区企業の増値税の仕入税額控除の限定	･保税区企業においては人民元建で調達した材料･資材及びその他費用支払時に発生する増値税は、人民元販売に対応する分しか控除が受けられない。大半の企業が保税販売をメインとしている中、控除できない増値税はコストとせざるを得ず、結果的に競争力を削ぐ結果となり、保税区（自貿区）に進出するメリットがない。	･日本と同様、未収増値税は確定申告により還付を受けられるようにしてほしい。	
		JEITA 日機輸 全楽協	(12)	国際物流費に対する増値税撤廃･還付の不透明	･2013 年 8 月より新増値税制度の導入が決定された。国際貿易に関する運賃に対して 6%の増値税が課金されることとなり、上海での国際物流費に対する徴収が始まった。弊社グループとしては、還付できない理不尽な課税として、船会社及び航空フォワーダーからの請求を見合わせる事態となり、中国当局と法令撤回に向けて協議を進めたが、平行線状態となっていた。 ところが、2014 年 1 月より上記制度を撤回する旨、新法令が公布され課税は免れたが、実納税分の還付請求処理など、現場での混乱が未だに継続している。 ･中国からの輸出貨物運賃へ増値税課税。	･税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会および情報をタイムリーに提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ･実施に対する実効性を担保して頂きたい。 ･2014 年 1 月から輸出者の申請に基づき免税措置が受けられることになったが、制度自体を廃止して欲しい。	･Circular 37 of Cai Shui [2013] ･Circular 106 Jan 1st 2014
		全楽協	(13)	移転価格調査の恣意的実施	･現地法人の利益が減ると移転価格調査が行なわれ、当局の一方的な理屈により、移転価格税制で課税される。	･法整備と法に基づいた公正な税務調査の実行。	
		JBMIA JEITA 日機輸 日商	(14)	移転価格税制の比較対象企業選定の不合理	**･中国当局は移転価格税制の運用に際して、更正税額を確保する為に、当社拠点の「取引単位営業利益法による利益率の妥当性」を判断するための比較対象企業選定時に、会社機能の類似性を考慮していない。当社中国生産会社は、主に当社から部材供給を受け、組み立て加工をした後に、再度、当社へ販売する受託生産機能を担っている。中国当局が選定した比較対象企業には研究開発機能をもつものも含まれており、利益率が高目となっている。厳しい価格競争の中、設定せざるを得ない低い利益率という実態が反映されていない。**	**･比較対象企業の選定には、製品のみでなく企業機能の類似性にも考慮してほしい。 ･利益率についても、市場での実態を十分反映させたものとして頂きたい。**	･企業所得税法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(15)	みなし課税の適用	・中国製造会社の業績が悪化しているにも関わらず、一定の利益水準を求められる。（みなし利益率課税）	・中国当局の支持する利益率はコンパラブルが不明な点も多く受け入れがたく、適正な執行を望む。	
					(対応) ・2010 年 2 月 20 日公布「非居住民企業所得税査定徴収管理規則」（国税発[2010]19 号）は、税務機関が非居住企業の「みなし利益率」を確定することができる基準を、①請負工事建設、設計及びコンサルティング役務に従事する場合、利益率は 15～30%。②管理サービスに従事する場合、利益率は 30～50%。③その他の役務又は役務以外の経営活動に従事する場合、利益率は 15%以上と定めている。但し、税務機関は、非居住企業の実際の利益率が上記基準を明らかに上回ると認める根拠を有する場合、上記基準より高い利益率に照らしてその課税所得額を査定することができる。		
		全楽協	(16)	移転価格追跡調査	・移転価格課税後、5 年間の追跡調査が行なわれる。	・移転価格調査後の 5 年間の追跡調査は廃止してもらいたい。	
		建機工	(17)	駐在員事務所への課税強化	・従来、駐在員事務所は営業行為が認められず、「非課税事務所」となっていた。2010 年の法改正により、現在は原則非課税事務所は認められず、企業所得税などの税金の納付の義務を負う。（これを受けて弊社事務所を今回廃止の方向で手続き中）	・課税の廃止。	・2010 年 11 月 19 日公布「外国企業常駐代表機構登記管理条例」
					(対応) ・国税函[2010]18 号通知が公布され、駐在員事務所は原則課税（事務所は原則として PE を構成）に転換し、法人と同様帳簿体系整備が原則とされ、実際所得に応じて課税され、四半期毎に納税することになった。		
		JEITA 日機輸	(18)	出向者の PE 課税	・日本の事業場から現地会社に様々な役務提供をしている。必ずしも技術援助とは関係ないものも多数含まれるが、税務当局はこれらを全て技術援助に基づくプロジェクトと看做し、「コンサルタント業務が 6 ヶ月を超える」として PE 認定を主張。日本からの出張者について個人所得税の納税を求められる（広州）。日中租税条約では、「6 ヶ月以上のコンサルタント役務提供」が PE とみなされるが、こうした規定は主要先進国との租税条約にはみられない。また、当該規定に基づく中国税務当局の運用においては、「1 つのプロジェクト」があまりにも幅広く解釈されており、異なる役務内容も 1 プロジェクトとみなされ、出張者の滞在期間を合算するため、容易に PE が認定される。 ・香港会社在籍者が中国へ 183 日を超えた出張者は所得申告の必要あり。	**・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。** **・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。** **・税法の整備、透明化。**	・日中租税条約 ・日中租税条約第 5 条 5 項 ・企業所得税法 ・「租税条約の特許使用料条項に関わる問題の執行に関する通知」国税函[2009]507 号 ・日中租税条約 5 条の 3、5「『課税管理のさらなる強化に係る若干の具体的措置』を印刷公布することに関する通知」「国外機構の派遣人員を通じた国内企業のためのサービス提供に係る企業所得税徴収状況の調査に関する国家税務総局のレター」 ・国税函[2006]694 号 3 条 ・国家税務総局 2010 年 2 月 20 日公布「非居住民企業所得税査定徴収管理規則」（国税発[2010]19 号）
		JEITA 日機輸			・日本の事業場在籍の駐在者が深セン地区の生産委託会社の増産体制確立に向けて駐在をしている。人件費負担は駐在員契約に基づき日本側で負担。本来は出向者に切り替えた上で業務委託契約を交わして日本へ請求すべきところが、日本の事業場は深センの会社とは実際の委託する業務がなく『業務委託契約の締結』が非常に困難な状況。	**・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。** **・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。** **・税法の整備、透明化。**	
		JEITA 日機輸			・親元が技術援助のために、現地会社に短期支援者を派遣することにより役務費が発生した場合、その役務の属性（技術導入活動か一般活動か）や活動期間や件名の棲み分け方などにより、その税法上の認定基準は整合されておらず、その結果、企業は契約の際に、正しく扱えなくなり、PE と認定されてしまう危険性がある。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸			・税制が特に改正されたわけではないが、広州で 2010 年、突然 PE 課税に対する徴収が強化され、出張者の中国滞在期間が個人でなくプロジェクト単位合計での徴収となった。	・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 ・税法の整備、透明化。	
		全楽協			・中国へ役務提供等の請求を行なうと PE 認定され、中国での所得税課税のリスクが生じるケースがある。	・不合理な PE 認定の停止。	
					(対応) ・2009 年 3 月 1 日、「非居住者工事請負及び役務提供に関する税収管理暫定弁法」（国家税務総局第 19 号令）が施行され、中国内で建築、据付、組立、修繕等の工事請負、あるいは加工、修理、設計、技術指導等の役務提供を行なう非居住者は、工商登録の要否を問わず、プロジェクト契約あるいは協議の締結から 30 日以内に所轄税務当局に納税義務者としての税務登記手続きを行い、年末には確定申告が義務付けられる。当該工事あるいは役務の受益者であり源泉徴収義務を負う国内組織、個人にも源泉徴収義務が生じた日から 30 日以内に所轄税務当局に源泉徴収義務者としての登記手続きを行なうよう規定している。 ・2009 年から中国税務当局は非居住者個人・企業への源泉徴収課税を強化してきている。、中国の税法では、中国に職員を派遣し、実質的な営業や管理・コンサルティング活動を行っていれば、一定期間（日中租税条約では 6 ヵ月基準）を超えた場合も PE 認定の前提となり、出向者が本社との労使関係を出向期間中も実質的に維持している場合 PE の存在が認定され、PE に帰属する事業所得に対しては中国の企業所得税、営業税及び個人所得税が課税される可能性がある。 ・2013 年 4 月、「外国企業の派遣人員の中国内での役務提供に関する企業所得税関連事項の公告」（総局公告 2013 年 19 号）が公布され、中国法人に出向者を派遣する外国企業が PE 課税を受ける状況についての判断基準となる事項を明示した。		
		自動部品	(19)	コンサルタント PE の役務提供の定義不明確	・中国法人への出向者の日本払給与を一旦日本法人が本人に支払い、中国法人へ請求すると、コンサルタント PE(日中租税条約第 5 条第 4 項)の役務提供料収入とみなし、中国企業所得税が課税されるという税務上の問題あり。（出向者 PE）	・日中租税条約第 5 条第 4 項に規定するコンサルタント役務提供の定義を明確にし、両国間で合意頂きたい。	・日中租税条約第 5 条 4 項 ・中国企業所得税法 ・インド法人税法
		日商	(20)	駐在員出向料の本社送金への営業税課税	・駐在員の給与は日本本社が各人に支給し、給与相当額を現地法人から日本本社に出向料として送金しているが、今般、当該出向料は業務委託費であるとして、中国における間接税である営業税を課すとの行政指導あり。ちなみに、個人所得税は満額中国で納税している。	・中国において出向料には個人所得税を納税していることから、あくまでも現地法人における給与であり業務委託費でないことを理解願いたい。	
		JEITA 日機輸	(21)	国外関連者からの受取利息への営業税賦課	・従来は規制により中国子会社によるクロスボーダーの資金預入（or 借入）は認められていなかったが、2013 年より規制が緩和され、中国外の直接資本関係を持つ親会社に限定し、外貨建のみ資金預入（or 借入）が認められることになった。 一方で、中国内の子会社が国外関連者より受け取る利息には、企業間取引として営業税が課されることが判明した。 （参考：中国内の法人が銀行に預け入れて受け取る利息は、企業・銀行間取引なので営業税が課されない）	・以下の点を要望する。 1) 貸付、預入できる対象を中国外の直接資本関係を持つ親会社だけではなく、間接親会社や兄弟会社にも拡大。 2) 利息にかかる営業税を廃止。 3) 資金の預入は、外貨建だけではなく、人民元建も許可。	
		JEITA 日機輸	(22)	**日中二国間の APA 制度の不活用**	・移転価格税制における APA（事前確認制度）が、制度はあるものの、実態として進んでいない。	・税制の国際標準化。	・日中租税条約 ・企業所得税法 42 条、同実施条例 113 条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸			･中国における日中二国間 APA の申請先は市及び自治州以上の税務機関が受理することとなっている。複数の確認対象法人が一つの APA に含まれる場合には、国家税務総局(SAT)が主体的に関与し、支援、指揮を行うこととしているが、実際には統一見解が得られるまでに長期間にわたる調整が必要となり、その間 APA の申請自体ができない状況となる。	･二国間 APA が両国間の権威ある当局同士の交渉であることを考慮し、APA 窓口の一本化、もしくは SAT により積極的かつ主体的に調整して頂きたい。 ･APA 申請期間中は地方当局による移転価格税務調査を停止し、APA 審査を優先するような手当をしていただきたい。	･税収徴収管理法実施細則 53 条
					(対応) ･中国国家税務総局（SAT）発表の 2010 年度版 APA 年次報告書によると、2010 年度に締結された二国間 APA が 4 件、ユニラテラル APA が 4 件であったと報告されている。なお、二国間 APA の審査･協議段階にある件数は、2009 年の 13 件から 2010 年 21 件と累増している。		
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(23)	税法の解釈･制度運用の恣意性	･税法の解釈が安定しない。担当者によって、頻繁に判断が変更される。税法以外の個別通達が多く、税務局員ですら、最新通達を認識していないこともある。 ･2012 年 1 月より、上海市で流通税改革の試行措置（増値税と営業税の統合）が実施されているが、現状は増値税を納付するか、営業税を納付するか、税務局担当の判断で納付している。	･税法の実施上、各地域統一。 ･法規に関する解釈をが統一してほしい。	
					(対応) ･2008 年 1 月 1 日、企業所得税法が施行され、国内企業、外資企業に共通して適用されることになった。外資優遇税制が撤廃され、内外企業の所得税を一律 35%と規定している。 ･2008 年 4 月 24 日、財政部、科学技術部、国家税務総局は、企業の資格取得を申請する際の要件と申請手続きを定めた「ハイテク企業認定管理弁法」を公布した。同弁法は、2008 年 1 月 1 日に遡及して施行された。 ･2014 年 7 月 7 日、国家税務総局は「中国（上海）自由貿易試験区の税務サービスのイノベーションを支持する通達」を発表した。また、上海市政府は同日に記者会見を開き、今後試験区内の企業向けに、同通達の内容を反映した「弁税一網通」という税務オンラインシステムを構築する方針。 **(改善)** ･これまで企業所得税に関する法律は、「企業所得税暫行条例」と「外商投資企業及び外国企業所得税法」の 2 本立てとなっていた。「企業所得税暫行条例」は、中国の国有企業、集団企業、株式会社などの内資企業に適用され、「外商投資企業及び外国企業所得税法」は、中外合弁企業、外資独資企業等の外商投資企業及び外国企業が適用対象となっていた。2007 年 3 月 16 日に「中華人民共和国企業所得税法」（主席令第 63 号）が公布され、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」（国務院令第 512 号）と併せ、08 年 1 月 1 日から施行された。 同「条例」は、総則、課税所得額、納付税額、税収優遇措置、源泉徴収、特別納税調整、徴収管理、附則の全 8 章 133 条からなる。「中華人民共和国企業所得税法」の施行に伴い、その「企業所得税暫行条例」と「外商投資企業及び外国企業所得税法」は廃止された。 また、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」の施行に伴い、国務院が公布した「中華人民共和外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」および財政部が公布した「中華人民共和国企業所得税暫定条例実施細則」は廃止された。 ･2007 年 9 月 17 日、国家税務総局は「企業所得税率の調整に関する通知」を発表し、製造業、娯楽業など 8 業種の企業所得税率を引下げた。同局の『企業所得税査定徴収弁法』によれば、新税率は農林牧畜漁業 3～10%、製造業 5～15%、卸売･小売･貿易業 4～15%、交通運輸業 7～15%、建築業 8～20%、飲食業 8～25%、娯楽業 15～30%、その他の業種 10～30%となっている。これまでの企業所得税率は、製造業 7～20%、娯楽業 20～40%など。なお、不動産開発業の企業所得税率は据え置かれた。 ･租税法規に関する解釈があいまいな規定について予め納税者が税務当局に相談し取り扱い方針を確定する「納税コンプライアンス協定（Tax Compliance Agreement）」の制度が導入された。当面、特定企業を対象にパイロットプログラムとして実施予定。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(24)	税制の頻繁な改正･猶予期間の不足	**･上海地区増値税改革について 2012 年 1 月 1 日施行にも関わらず、当社への通知は 2011 年 11 月末と直前であった。また実施細則が定まっておらず、2012 年 1 月 1 日以降も未だ一部請求書を発行出来ずにいる。** **全般的に見て、税務や外貨管理の分野で実施細則が法施行直前になる事例は減っていない。**	･計画的な実施と施行前の詳細規程の整備を図って頂きたい。	･財税[2013]37 号 ･中国税制法
		日機輸			･営業税、増値税等、内容が複雑かつ頻繁に改正が実施される。 また近隣諸国の税率に比べ高い設定のため、同じ製品の中国国内への他国からの密輸品が存在している。	･税制の十分かつ妥当な説明をして頂きたい。	
		建産協			･中国国務院財政部国家税務総局より財政[2013]37 号規定の通達により、2013 年 8 月 1 日より貨運代理費用等国際輸送業務に関する物流補助費用に対し、6%増値税＋0.83%付加税が徴収される事になった。具体的な弊社の例としては日本向け輸出に対し、船会社に関係する中国港湾内取扱費用(THC),コンテナ回送費用(CIC),海上運賃、燃料サーチャージ（EBS）、日本港コンテナ取扱費用（THC）に対し付加された。しかし、必ずしも徹底されていない事もあり、徴収しないケースもある様に聞いている。 本件について船会社、フォワーダー、荷主の代表団体より中国当局に対し、①財税[2013]37 号の細則が明らかになっていない事②国際海上運賃等には租税条約の点からも特定国が課税しない事の慣例において中国の対応が極めて異例である旨の申し入れが行われ、2014 年 1 月 1 日に何らかの改定が行われることになったと聞くも、現状は変わっていない。	･中国税務局の手法として、①税の通達を行う②反応を見る、強い抵抗があれば見直し或いは通達はするが実行せず、という手法をとる事が多いゆえ、納得できない税に対しては業界団体あるいは政府として申し入れを行って頂きたい。	
		電線工			･税制や税率変更が突発的、また頻繁に行われることによる、ロイヤルティ、人員派遣費用の日本への送金額の変動が起こる。	･税制や税率変更内容の事前連絡、周知徹底。	
		日商	(25)	日中租税条約の免税規定の形骸化、主観的な解釈運用	･中国現地側での納税に際し、日中租税条約の免税規定がもはや有名無実化しており、連続 12 ヶ月のうち 6 ヵ月を越えず PE 認定対象外の機器+SV のみの単純な契約も全て企業所得税の課税対象となってしまう（「設計費」に対し「特許権使用料」という名目で 10%の源泉徴収を要求される事もあり）。税務署との交渉も長期化するのみで無意味となるケースが多い（結果として役務金額がずっと入金出来ず困るのは日方なので、妥協して納税するケース）。	･日中租税条約の締結時期はかなり古いのでもはや機能していない。税務局や納税者側其々の主観的な解釈によって左右される事なく、スムーズに納税出来るような内容に整理して欲しい。	
		JEITA 日機輸	(26)	日中租税条約の外国税額控除対象の不足	･営業税が、日中租税条約における外国税額控除の対象となっておらず、企業負担を強いられているため、外国税額控除の対象として欲しい。	･営業税を日中租税条約における外国税額控除の対象としてほしい。	･日中租税条約
		JEITA 日機輸	(27)	国税局と地方税局との連携不足	･都市建設税などの地方税は増値税に関わり、増値税申請、納付、還付などは国税局の認定、許可が必要。国税局側の原因で認定、許可が遅くなる場合、地方税の負担に増減が発生（特に新規、改定の際）。その場合、国税局、地方税局は連携が悪い。	･国税局、地方税局との連携性を改善。	
		JEITA 日機輸	(28)	税務行政の地域による不統一	･税還付申請の際の税務署の管理方法や提出する書類が税務署の所在する地域によって違う。お互いに違う地域に所在する取引当事者の間では、関連資料の提供や契約締結上の認識の統一までかなりの手数がかかり、税還付申請に影響を与える。	･税法の実施面での統一。	･税制全般 ･中国税制法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(29)	税法にない保証金の未返還	･適当に国税担当者の申し出により決定。2005 年に輸出用機械を無税ということで入れたが、保証金として関税分を差し入れたがすべての役所の検査が終了し書類上も完全であるのに、保証金の返還は未だにされない。		
		日機輸	(30)	組織再編に伴う持分譲渡課税問題	･中国国外で組織再編に伴い投資者の変更がされただけにも関わらず、一定の場合に中国で持分譲渡課税が生じること。仮に、特殊税務処理とする場合にも所定の手続きが必要であり、当該手続きは再編が実施された後でしか行うことができない。	･特殊税務処理の場合は自社のみで対応することは困難であることと、再編後に当該処理が認められない場合には会社としてはどうすることもできない。	･財税[2009]59 号 ･国家税務公告[2010]4 号
		日商	(31)	外国法人に対する特別税制が多い	･上海エリア内の地区ごとでも税制に対する見解が異なるケースがある。また、移転価格税制や繰り延べ欠損金制度などは欧米諸国での一般的な制度とは異なる。	･グローバルスタンダードに近い税制運用を期待する。	･中国税制等
		JPETA	(32)	減価償却の残存価格の割高	･原則として減価償却の残存価額は取得価額の 10%と高い為、税金コスト、除却時コスト負担大。	･備忘価格まで償却させてほしい。(現在、日本の場合は 1 円)	
		JEITA 日機輸	(33)	連結納税の内外差別	･一部の国有企業には認められていると聞く連結納税が外資には認められていない。グループとしての実効税率が非常に高く、積極的な投資ができない。	･グループとして中国事業をさらに拡大させるために連結納税の導入をお願いしたい。	
		日機輸	(34)	会計処理と税制徴収に関する税務当局担当者の理解不足	･毎月、製品の納品･検収をもって売上･原価計上処理を実施しようとしているが、税務と切り離した会計処理をしようとすると、税務当局から発票を同時に発行･発票入手するように、強く催促されるケースが多い。税務担当により、発生処理による会計と税徴収をきちんと理解していない者が多く、毎回同じような説明を求められ、理解してくれない担当もいる。	･税務局は担当レベルまで、税務とは切り離した会計処理があることをきちんと教育指導･徹底して戴きたい。	･中国企業会計制度
16	雇用	建産協 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(1)	人材の確保･定着の困難	･中国一人っ子政策よる少子化、人材ストックであった内陸地域の生活レベル向上、他製造業と比較し賃金も低い傾向にあり、3K 職場(環境)である製造業においては、採用活動もままならず、人材確保が厳しい。 ･中国の経済成長とともに、所得倍増計画が出てくる中で、従業員の雇用の確保や新規人員採用について、厳しい状況になってきている。 国家中西部開発の政策に伴い、内陸からの出稼ぎ者は減少、賃金に優位性がなく、労務工が不足、且つ流動率が大きい。 ･離職率が高く、労働力確保が年々厳しくなっている。ワーカーの人件費は年々高騰している。 ･増産に対し、作業者(正規工)の採用が困難な状況で、派遣を増やして廻している。離職率が高く、労働力の確保が年々厳しくなっている。 ･隣接する北京には開発会社が多く給与が高いため、開発、設計人材が北京に流れやすい。天津でキャリアの開発、設計人材の採用には時間がかかる。 ･天津市が隣接する北京では、開発会社が多くまた給与が高いため、開発･設計人材が北京に流れやすい。天津でのキャリアの開発、設計人材の採用には時間がかかる。 ･内陸部への労働力の流出が激しく、沿岸部での雇用確保が困難になってきている。 ･新卒、中途採用ともに人件費が高騰。また、転職しキャリアを積み年収を上げていく慣習になっているため、優秀な人材を長期で雇用することが難しい。		･労働契約法他

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		建産協	(2)	最低賃金の急上昇	・最低賃金の急激な引き上げに伴い、労働者の人件費が高騰。	・最低賃金の急激な引き上げを抑制するよう要請いただきたい。	・上海市人力資源・社会保障局の 2012 年上海地区企業賃金指針（平均引上げ 11.1%～11.7%）
		建産協			・人件費の高騰(10%強/年)により、大変なコスト増。自社利益を圧迫する大きな要因。		
		日製紙			**・国務院（中央政府）は第 12 次 5 ヵ年計画で「最低賃金の年平均上昇率は＋13%以上」との方針で各地域に対し最低賃金基準を毎年か、少なくとも 2 年に 1 度引き上げるように求めている。全国の最低賃金は 2010 年から 2015 年までに倍増する計算。また、18 回全国代表大会（党大会）で、「20 年までに国内総生産（GDP）と国民 1 人当たりの収入を 10 年の 2 倍にする」と表明している。最低賃金引き上げ幅 2011 年：30 省市平均＋22.0%、2012 年：25 省市平均＋20.2%、2013 年 1～9 月：24 省市平均＋18.0%」（人事社会保障省）。月額最高は上海：1,620 元、深圳：1,600 元。最低時給基準最高は、北京と新疆の 15.2 元。**	**・賃金だけでなく税務・保険面を含めた観点から意見交換を実施して頂きたい。**	・第 12 次 5 ヵ年計画（2011～2015 年。11 年 3 月公表） ・最低賃金法
		JEITA 日機輸			**・ワーカーの人手不足を背景に最低賃金が上昇。浙江省の最低賃金は 10 年約 15%、11 年約 19%の大幅上昇で、年々収益の確保が難しくなる。 毎年のように最低賃金が上昇している。(北京、天津、上海、深セン、広州、大連、杭州など)**	・政府によるインフレ、物価高騰の抑制策実施と産業競争力確保のための適切な最低賃金の維持。	
		JEITA 日機輸			・2020 年に掛けて、国民収入を倍増させる方針が発布され、広州市は最低賃金の更なる引き上げを検討している。	・製造コスト力を保てるような改定。 ・技能工の大量育成及び労働力確保。	
		日機輸			・従業員（工場、販売会社）賃金の急激な上昇。		
		日機輸			・ここ数年人件費が毎年 10%程度上がっており、自社利益を圧迫する大きな要因。その一方、人材の確保が困難に。内陸部の開発政策に伴う出稼ぎ者の減少がある。		
		日商			・中国の各地域で毎年、労働者の最低賃金を引き上げているので、会社が負担している労働者の人件費が高騰し続けている。2013 年 4 月 1 日から、上海市の最低賃金が 1620 元になり、去年（1450 元）より大幅に上昇している。	・最低賃金の急激な上昇を抑制するよう要請して頂きたい。	
		日製紙			・今年も 2 桁以上の人件費上昇が見込まれる。政府が最低賃金アップを行う。	・急激な上昇は、投資意欲を低下させる。	
					(対応) ・中国における最低賃金の具体的基準は、省、自治区、直轄市の人民政府が定めることとなっている。 ・2008 年 4 月 1 日、広東省の最低賃金が平均 12.9%引上げられ、第 1 類の最低賃金が月当たり 860 元となり、深セン特区で 850 元、上海 840 元を上回った。 ・中央政府は金融危機に対応するため、2009 年に最低賃金を据え置いた。2010 年には、各地で 10～20%の高い率で引上げられており、例えば上海市では正社員の法定最低賃金を 2010 年 4 月から 1,120 元に 16.7%引き上げられる。広東省は平均 21.1%引上げ、広州市は 19.8%増の 1,030 元に、江蘇省は平均 12.95%引上げ、天津市は 12%増の 920 元に引上げられる。 ・2010 年 5 月以降、外資系企業において賃金上げ等を要求したストライキによる労働争議が全国的に多発し、高率の賃上げにより決着するケースが多い。ストライキを収束するために、仲介役の地元の工会（労働組合）が大幅な賃上げを要求するのが一般的であるという。また、高率の賃上げ要求の背景には、外資系企業に務める中間管理職と農村出身の出稼ぎ労働者との賃金格差の拡大があるという。 ・2011 年 4 月 11 日付 JETRO 通商弘報によると、各地の最低賃金の 2009 年～2011 年 3 月の 2 年間の最低賃金の上昇率を比較すると、北京 45.0%、上海 33.3%、蘇州・無錫・南京 34.1%、杭州・寧波 36.5%、深セン 46.7%に対し、広州は 51.2%となっている。 ・2011 年 6 月、「人力資源・社会保障事業発展第 12 次 5 カ年計画（2011-2015）綱要」に、①政府は 2015 年までに最低賃金を年平均 13%引き上げる、②大部分の地域における最低賃金基準を都市部の就業者平均給与の 40%に引き上げる、との目標を掲げた。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					・中国の省・自治区・直轄市の最低賃金の平均上昇率は、2011 年 22%(24 地域)、2012 年 20.2%(25 地域)、2013 年 17%(27 地域)、2014 年（7 月まで）平均 14%程度（16 地域）と、依然として高いが、年々低下している。 **(改善)** ・2008 年 11 月 17 日、中国人力資源社会保障部は、最低賃金の基準引き上げを暫時緩める通知を地方政府に発した。		
		日商	(3)	雇用環境の悪化	・賃金上昇率が高く年率 15%にも上る（最低賃金含む）。上海・金山地区の求人需給がタイト。 同・松江地区でも人件費アップが経営の圧迫をしている。 金山地区では新人の定着率も低く（直近は 3 ヶ月継続する人は 3 割程度）、地域内での頻繁な会社間移動が見られる。金山地区では募集時に集まる人数も減少傾向。外資系が誇れる福利厚生加入の確実性だけでは安定雇用が難しくなってきている。 上海エリアでは、生産ワーカーの罰則に関して経済的罰則が出来なくなっている（いわゆる罰金の禁止）。給与減で対応すると、最低賃金を下回るケースもあり、労務管理が難しい。	・公的な募集支援制度の導入。 ・無料若しくは安価な求人広告スペースの確保、ウェブ上の簡単に作成できるサイトの運営、地域の合同面接会の開催等。 ・上記を利用し十分に会社の内容と魅力を伝え広く情報を発信し定着を図る制度がほしい。 ・雇用人数に応じてインセンティブを出すなど、企業の人件費アップに対する優遇がほしい。 ・従業員の利益と共に、企業利益も確保できるような制度・運用を望む。	・労働契約法等の運用
					(対応) ・国際労働機関（ILO）の統計によると、中国の最低賃金基準の都市部の就業者平均賃金に対する中国全体の最低賃金の比率は 2013 年には 30%程度にとどまっている。人力資源・社会保障事業発展第 12 次 5 カ年計画（2011-2015 年）の目標は 40%に引き上げ。		
		日機輸 化粧品	(4)	労働者保護色の強い労働契約法	・有期雇用の場合、更新 3 回目、ないし勤続 10 年で固定期間のない雇用契約を締結しなければならず、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 ・景気減速や政治問題もあり、現地法人の経営が非常に厳しい状況である。しかしながら、現行の中国労働契約法では、現地従業員の評価から判断したリストラ策ができない状況である。 ※会社が赤字もしくは経営に困窮した場合、政府申請をすれば、本人同意はなくなるものの、労働者への退職保証金は引き続き求められている。	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくしてほしい。 ・労使が公正な立場での法改正。 ・無期限雇用の契約締結の制約の見直し。	・労働契約法（2012 年 12 月 28 日改正）
					(対応) ・2008 年 1 月 1 日、労働者の権利・利益の強化を図る労働契約法が施行された。また、同日、就業促進法、年次有給休暇条例が施行された。 ・2008 年 1 月施行の労働契約法 87 条に、労働契約法に違反して労働契約を解除・終了した使用者は、契約解除時における経済補償金の 2 倍に相当する賠償金の支払い義務を負うと規定された。 ・労働法では、10 年以上連続勤務した労働者は、無固定期間労働契約の締結を要求できる上に、労働契約法で同一労働者と 2 回連続して固定期間労働契約を締結した使用者に当該労働者と無固定期間労働契約を締結することを義務付けた。 ・労働契約法で使用者が労働者の利益と密接に関連する就業規則を制定・修正する場合、労働者側と平等な協議を通じて決定しなければならない。 ・2008 年 5 月 1 日、労働調停仲裁法が施行された。 ・2008 年 9 月 18 日、労働契約法実施条例が公布・施行された。 **(改善)** ・労働契約法第 19 条に、使用者が合法的に労働契約を解除することができる 14 の事由を明記した。		
		JEITA 日機輸	(5)	労働者の要求の過激化	・中国全土： －サボタージュやストライキなどの示威行動により賃金や福祉条件の過当な向上要求をされる労務リスクが高まり、安定した経営活動の阻害要因となりつつある。2010 年 4 月以降、他業界の外資系企業、並びにグループ内企業にて、		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					ストやサボタージュが多発。 －ストライキ権の権利や規制に関する法的な根拠が曖昧。 －政府の指導は、工会（共産党組織）活動の強化とそのチャンネルを通じての課題解決を推奨。これは法的な規制ではなく、行政的な指導であり、工会への求心力が弱い企業にとっては、経営側は弱い立場に陥りやすい。		
					(対応) ・2008 年に労働契約法と労働紛争調停法が施行された中国では、個別労働紛争の受理件数が 2007 年の 35 万件から倍増し、2008 年約 69 万件に上った。 ・2010 年 5 月～6 月、中国の沿海部を中心に複数の都市で賃金引上げを求めて自動車会社等の外資系企業で労働者によるストライキが頻発した。 ・中国の労働紛争に関し、2012 年における労働紛争受理件数が 641,202 件、集団的紛争が 7,252 件となっている（2013 年中国統計年鑑）。		
		JEITA 日商 JEITA 日機輸	(6)	労働紛争に関する法律の未整備	・中国のストライキ、サボタージュ（罷業）に関する法律が不完全で「ストライキの権利を有する」という規定がない。つまりストライキの権利の保障も権利行使の具体的な規範もない中で現実としてストライキ事件が頻発している。ストライキに対し、法律で禁止していないため、許可していると解釈されていることが推定される。ストライキが発生した企業では、一種の規制のない状態の中で解決を図ることになり、混乱が拡大する事例が発生している。 日中関係悪化を原因とするストも発生している。 ・労働争議等に対する法規制が曖昧で解決に多くの時間と労力を要する。	・ストライキ、サボタージュ（罷業）に対する法整備が望まれる。	
					(対応) ・2014 年 6 月 9 日、厦門市(アモイ市)の労働争議仲裁委員会は企業側がストライキを起こした従業員を解雇したことは、労働契約法に違反しているとする中国国内で初めての裁定を下した。米国企業の全額出資子会社の工場移転計画の決定を不満として従業員が断行。企業側は企業従業員規則に対する重大な違反を理由に、従業員の労働契約を解除すると通知したため、仲裁を行うこととなった。		
		JPETA	(7)	就労ビザ取得手続の煩雑･遅延	・中国で就労ビザを取得する場合、会社関係の書類や申請書以外にも健康証明書、居住証明書や公安局への届等、必要な書類や手続き等が多く、取得までに非常に時間がかかる(3 か月以上)また、中国語が話せない外国人が取得する場合は非常に困難で結局、中国のコンサルタント会社を通じて行うこととなり、費用負担も多い。	・制度･手続きの緩和を希望する。	
					(対応) ・就業ビザ（Z ビザ）の更新手続き期間は地域により実際の手続き所要期間に差がある模様。例、2013 年 9 月時点で、北京 15 営業日、上海 7 営業日、天津 5 営業日（2013 年 9 月 27 日付通商弘報）。		
		JEITA 日機輸	(8)	出向者の就労許可取得要件の厳格	・日本からの出向者の就業許可取得に際して、高学歴(大学卒業以上)者という規制があり、該当しない人での優秀人材を出向者として、確保できない。	・就業許可取得の規制を高校卒業者以上に下げて頂きたい。ルールが不明確。	
					(対応) ・外国籍従業員の学歴に関する就労条件（北京）： ①学士及びそれ以上の学位を有し、2 年及びそれ以上の関連業務経歴を有すること。 ②学士及びそれ以上の学位を有さず、北京にて緊急に補充を要する重要技術工芸研究任務を担当する高級技能者は、国外技術資格認証を保有すること。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 日機輸	(9)	外国人居留ビザの更新手続きの長期化	・2013 年 7 月の入管法改正により、外国人居留ビザの審査が長期化、5 業務日→15 業務日となった。都市により所要時間が異なるという情報もあるが、北京市はほぼ 21 日間で運用。今回の法改正により、居留ビザ延長申請などでパスポートを預けている期間の出張や会議等の商業活動に対して、大きな制約が生じている。 ・ビザ、居留許可の申請手続きに時間が掛かる、また必要書類が増え煩雑化している。パスポートを預ける期間が長期化しており、この期間は出国できない。	・ビザ審査期間の短縮化を強くお願いしたい。 ・業務に支障が出ることから手続きの期間短縮化、簡素化をお願いしたい。	・中華人民共和国「外国人出入国管理条例」第 30 条 ・新出入国管理法 ・新外国人出入国管理条例
					(対応) ・2013 年 7 月、改正出入国管理法が施行され、外国人居留ビザの更新手続きに 15 営業日以内を要することとなった。		
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(10)	**査証手続の地域差・不統一**	・都市により（時には同じ都市でも）ビザの手続書類や所要時間が異なる。過去の経緯や担当官の違いにより書類が異なることがある。 ・2013 年 9 月 1 日より外国人出入境管理条例が改正され、VISA 手続きが大幅に変更となったが、今なお各地域により必要書類や必要手続き期間が異なっているなど混乱が生じている。 ・無錫地区において、VISA 手続き上、無犯罪証明書と中国現地での健康診断受診が必要となっており、手続きが煩雑である。	・都市による差、担当官による差・裁量の余地をできる限りなくし、平準化を図る事を要請したい。 ・早期に必要手続きの統一化と期間の短縮を実現頂きたい。 ・無犯罪証明を不要とし、健康診断も本国での事前診断による代替を可能として頂きたい。	・外国人の中国における就業管理規定（1996 年 5 月） ・外国人出入境管理条例
		JPETA	(11)	香港からの入国手続の遅延	・香港は返還後も 1 国 2 制度の下、中国本土とは異なる制度となっている。その影響もあり、陸続きの中国側(シンセン)に行く場合は、返還前と同様にイミグレーションを通過する必要がある。外国人は通過する度に、パスポート確認等が必要であり、人の往来が多い時はイミグレーションを通過するだけで 1 時間近く時間がかかる。	・香港で労働ビザを保有している場合は中国への出入国は緩和措置が欲しい。	
		JEITA	(12)	制度による転勤、海外出張の困難	・現地社員を転勤させる場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない（抵抗がある）。このため、関係会社への転勤、海外出張に支障がある。 子供は戸籍地でしか就学できないため、家族を残して単身赴任せざるを得ない。 海外出張に行く場合、パスポート、ビザの取得のために戸籍地へ戻る必要がある。	・戸籍制度の改定。	
		日機輸	(13)	残業時間の規制の厳格	・現行労働法で決められた残業時間の制限は、急激に発展している経済市場の現状と合わず、法律を遵守するのが困難となっている。	・現状に合う柔軟性が欲しい。	
		日機輸 日機輸 日商 建産協	(14)	**在留外国人の社会保険強制加入義務による二重払い負担増**	・2011 年 7 月 1 日に試行された「中国社会保険法」により、中国で就業する外国人も中国の社会保険加入が義務付けられることになっている。 日本人は普通、日本の社会保険に加入しており、更に中国で加入すると二重加入となり、コスト増につながる。 ・2011 年 7 月の社会保険法改定により、駐在員に対しても中国の社会保険制度が適用されることで会社負担が増大。（2011 年 12 月に全員加入したが、運用や徹底がばらばら） ・中国政府が外国人就労者に対し、社会保険への加入を義務づけたため、中国で事業を行う日本企業と駐在員は社会保険料を日中両国で二重に支払わなければならない。 ・外国人の社会保険法への加入義務化による二重払い、社会保険コストの増加。地方によって法規制が異なる。	・早く二国間協議を締結し、二重加入の問題を回避するようにして頂きたい。 ・社会保険協定の締結による二重払い解消。 ・日中両国での二重徴収を解消していただきたい。 ・日中社会保険協定の早期締結。	・中華人民共和国社会保険法 ・社会保険法第 97 条 ・中華人民共和国社会保険法：主席令第三十五号 ・中国国内で就業する外国人が社会保険に加入することに関する暫定弁法（中華人民共和国人力資源・社会保障部令第 16 号）2011 年 9 月 6 日付

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸			・中国人民のみならず、外国人労働者に対しても社会保険、年金に強制的に加盟を義務づける。 ・広州では最終詳細は決まってないが、2012 年度には、外国人の社会保険料が徴収される見込み。 ・「外国人が中国国内で就業する場合、本法規定を参照して社会保険に加入する。」という条項が加わり、外国人の中国における社会保険加入義務化の可能性が発生した。（※現在上海は様子見の状況） ・何の予告も無く一方的に通達が発せられた。具体的な対応方法が省・市によってバラバラであり、不明な点も多い。日本人出向者の人件費がアップし、そのまま利益を圧縮する。 ・2011 年 10 月より中国で働く外国人も社会保険の加入が義務化された。都市により対応が異なるが、順次加入が必要となる。	**・母国で支払っている者に対しては、対象から外していただきたい。** **・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。日本との二重課税の回避。** **・中国と社会保険に関する二国間或いは多国間の協定を締結。** **・日本政府－中国政府による 2 国間社会保険協定の早期締結。** **・中国内の各市での実施がバラバラ、徴収基準に関しても統一制がない。**	
		自動部品 日商			・2010 年 10 月の中国社会保険法の公布、2011 年 7 月からの施行を経て、同年 10 月 15 日には外国人に関する実施細則の適用が始まり、当社現地駐在員に対する保険料納付が既に開始され、コスト負担が増大している。	・日中間の社会保険協定の早期締結。	
		自動部品			・2011 年 7 月に外国人個人に対する社会保険加入が義務付けられ、企業にとっては日本との二重加入になり費用負担が増加（現状、上海市の細則が発布されていないため、上海については未納税）。	・日中間の社会保障協定を早急に締結し二重加入による費用負担を軽減して頂きたい。	
		日製紙			・上海市では外国人就業者の社会保険（養老・医療・失業・生育・労災）の強制加入について、未だ取扱いの細則を発表していないが、北京市等では既に実施されている。いずれ他省市でも同様に適用されることが予想され、更なるコストの上昇要因となる。また、社会保険料の二重払いと掛け捨て(養老保険)等の問題となる虞もある。	・早期に日本と中国が社会保険に関する二国間協定を締結、発効を目指して頂きたい。	
		JPETA			・北京に所在する子会社に日本人駐在員を派遣しているが、日本の社会保険制度に加入し保険料を支払っているにも関わらず、北京においても社会保険料が徴収されており、2 重負担となっている。	・日中社会保障協定にて、保険料の 2 重負担を廃止してほしい。	
					(対応) ・2011 年 7 月 1 日に「社会保険法」が施行され、中国国内で就業する外国人（外国人就業証、外国専門家証、外国常駐記者証などの就業証、外国人居留証または外国人永久居留証を保有する者）の社会保険（従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、出産育児保険）への加入が義務付けられた。 ・2011 年 10 月 15 日、外国籍人員に対する「社会保険法」（主席令第 35 号）を実施する「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」（人力資資源社会保障部令第 16 号）が施行された。同暫定弁法には負担金額の基数や負担比率、納付時期などの情報が規定しておらず、各地域によって実務対応に差異が生じてきている。 ・2011 年 10 月から日本と中国は日本からの要請によって二国間社会保障協定の早期締結に向けて取り組んでいくことで合意しており、現在協議中である。なお、現在中国と社会保障協定を締結して発効済みとなっている国はドイツや韓国など 12 カ国で、署名済みだが発効されていない国が 3 カ国。ドイツでは養老保険と失業保険の加入が中国で免除され、韓国の場合は養老保険のみ免除。ただし、ドイツと韓国の協定締結は社会保険法制定前に発効されているため、制定後にどのような動きになるのか不透明。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(15)	従業員基本養老保険･失業保険の滞在要件の不合理	**･養老保険は 15 年間の保険料納入によってはじめて、養老金が受領できる仕組みになっており、事実上、保険金を支払った日本人が受け取るのは困難。** **医療保険について、外国人が通常診療に行く医院が、保険対象外とされているケースがあるという問題がある。**	･早く二国間協議を締結し、二重加入の問題を回避するようにして頂きたい。	･中国社会保険法
		日商	(16)	社会保障協定の締結遅延	･2011 年に施行された「社会保険法」により、外国人にも中国で社会保険料加入が義務づけられたが、実際の運用は地方政府が制定する実施細則に基づくため、ここ上海市では強制加入に至っていないが、すでに運用開始している都市（北京ほか）もある。	･昨今の日中関係悪化のためか、日中社会保障協定の早期締結に向けた進展が見られない。	･社会保険法
		日機輸 建産協 化粧品	(17)	**社会保険制度の地域格差･運用の不統一**	･本件、2012 年要望事項であるが、2012 年報告した状況のまま運用が開始され、それまで対象外であった外国人労働者が社会保険加入対象となり、対応も地域によってばらつきがある。 ※2012 年要望：これまで中国社会保険は外国人労働者を対象外としてきたが、2011 年より適用となった。しかしながら、各地域によって運用が全くまちまちであり、統一された規定、ガイドラインがなく、地域だけでなく担当者によっても対応が異なる。またそれによって見解も頻繁に変更され、企業側では対応そのものはもちろん、費用の見通しも立てることが困難である。 ･2011 年 7 月 1 日「中華人民共和国社会保険法」が施行され、中国で就業する外国人も社会保険加入が義務付けられた。 社会保険として①養老保険(年金)②医療保険③失業保険④労災保険⑤生育保険(出産に関わる医療費)の 5 種類にて概算として労使併せて 1 駐在員約 80 万円/年間となる。しかし、北京、青島駐在員は加入が義務付けられ、ほぼ加入しているが、上海、大連等は任意にて必ずしも加入が徹底されていない。 背景として養老保険については 15 年以上納付しないと年金受給資格がない、日本との 2 重加入となる、医療保険については保険が適用される病院が限定されている等、掛け捨てとなるケースが多く、細則も不十分であると聞いている。弊社がある余姚市からも加入の指導もない等地域により異なるが、一方では加入しない場合は罰金が科せられるという動きも出てきている。 ･中国には34省直轄市特別区があるが、社会保障制度の運用が地域毎に異なっている。しかもガイドラインもない中で、突然企業負担増が発表されるなど、企業としてはその対応が非常に困難となっており、負担増が経営に影響することも少なからずある。	･引き続き、社会保障協定の早期締結に向け交渉を加速して欲しい。 ･日中社会保障協定の締結により双方にとって有効且つ現実的な取り組みを望む。 ･個人と会社負担が明確にわかるようなガイドラインの統一が必要。	･中華人民共和国社会保険法 ･労働保障法
					(対応) ･2011 年 10 月 15 日に社会保険法の実施規則である「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」が施行されたが、負担金額の基数や負担比率、納付時期などが規定されておらず、地域によって実務対応に差異が生じている。		
		日機輸	(18)	外国人社会保険制度の不明確	･2013 年 6 月に事業所税の未払について指摘を受け、その時担当官から「日本人は何名いるか？」と質問され外国人社会保険を支払うように催促があったが、「払う意思はあるが、現在瀋陽日本人会でも基準を明確にして欲しいと政府に申し入れをしている最中であり、具体的指示があれば払います」と一時回答したが、どの保険を、いつから遡り、何名分払いしなさいとの具体的催促はない。	･税徴収は担当レベルで行わず、基準、次期、具体的内容を公示･説明してから一斉に実施して頂きたい。	･中国社会保険法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(19)	**労務派遣の厳格化**	・2013 年 7 月 1 日に労働契約法が改正され、労務派遣が厳格化された。特に派遣可能職務（三性）と総量規制は企業および社員の働き方に大きな制限を加えるものとなっている。 **・人員の比率制限強化や同工同酬（同一労働同一賃金）の意識アップなどにより、人件費が上昇する。昨年 10%との意見徴収案が出たが、正式決定されていない。先が読めない中、企業の方針決定が困難。**	・規制を緩和し多様な働き方を可能とするよう見直し頂きたい。 ・地域の労働力供給や GDP レベルなどを配慮し、適切な比率策定のほか、扱い細則の充実化も望ましい。	・中華人民共和国労働契約法 ・労働者派遣暫定規定 ・労働契約法 ・労務派遣暫定規定
					(対応) ・2014 年 1 月 24 日、人的資源社会保障部は「労働者派遣暫定規定」を発表した。労働者派遣暫定規定は、 ①各企業の派遣労働者を受け入れることができる数の上限に関し、「派遣先は派遣労働者の使用において全従業員数の 10%を超えてはならない」（第 4 条）と定めた。企業は生産経営の実績に基づき調整案を策定し、2016 年 2 月 29 日までに規定の比率まで徐々に削減する。この期間を過ぎれば処罰を受ける。この猶予期間中に比率の上昇は許されない。 ②「三性」に関し、「臨時的業務」が「存続期間が 6 か月を超えない業務」、「補助的業務」が「主要な業務のためにサービスを提供する主要でない業務」、「代替的業務」が「労働者が学習・休暇等のため就労不可能な期間に、それを代替する業務」と定義した。このうち「補助的業務」については、従業員代表大会あるいは全従業員の討論によってその該当する職務の案を提出し、それについて派遣先企業は労働組合または従業員代表との協議のうえ、企業内に公示しなければならない。 ③労働契約法で定められ派遣労働者の「同一労働同一賃金の権利」は、福利厚生において同一となることを規定した(9 条)。		
		化粧品	(20)	管理職社員の就労制約が厳しい	・中国には 3 つの労働体系があるが、『良いとこ取り』の解釈がされており、管理職になればなるほど有利な体系となっており、昇格するほど、勤務時間に制約が発生（日本とは逆）する。 ①標準勤務体系：一般従業員（1 か月の残業時間 36 時間以内） ②総合勤務体系：生産現場で働く従業員（季節変動を考慮し、3 か月の残業時間 108 時間以内） ※①②で残業時間を超えた企業は罰せられるため、生産変動時の対応が厳しい。 ③不定時勤務体系：管理職、販売部門（基本的に与えられたミッションを時間内でこなす勤務体系） ※③の制約があるため、管理職は残業対応を行った場合は、全てその時間が休暇へと振り替わる。	・現状に合わせた体系に再編して欲しい。 ・事前申請をすれば、①②を超えても特例が認められる。 ・③の解釈方法の再考与えられた業務をこなすことが前提の体系のため、残業⇒休暇振り替えはおかしい。	・労働契約法
		日機輸	(21)	残疾人就業保障金の企業負担の増大	・残疾人就業保障金暫行規程に基づく規程雇用人数（在籍人員×1.5%）に対する保証金について、現在は段階的移行措置として還付されているが年々負担が増加している。 また、在籍人員の多くを外来工が占めており、規程雇用人数となる残疾人が近隣にいないため、単なる税負担になっている。	・規程雇用人数算出の定義、率の見直し。	・残疾人就業保障金暫行規程
		日機輸	(22)	医療保険の対象医院の限定	・医療保険について、外国人が通常診療に行く医院が、保険対象外とされているケースがあるという問題がある。	**・医療保険の適用できる医院、特に外国人がよく使う医院を増やしてもらいたい。**	・中国社会保険法
17	知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	知的財産保護の不足、執行不足	・行政執行の弱さ、刑事告訴を行う際の高い基準、軽い罰則など執行・運用面での問題点が大きい。悪質化の傾向にあり、摘発も一層困難になってきている。中国国内のみならず海外市場での被害も拡大。	**・行政執行力の強化、刑事告発の際の基準の見直し、知財行政スタッフの専門性スキルの向上、罰則強化等。** **・海外市場での被害への対応強化。** **・現行法律に準拠した法的解釈、ガイドラインの制定。**	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		建機工 全楽協			･商標権と著作権の侵害が著しい。 ･知的財産関連の法整備と国家としての運用管理が諸外国に比べて遅れており、模造品、偽造品の問題が後を絶たない。	･取り締まり強化と法令整備。 ･知的財産保護のための法整備と運用徹底。	
					(対応) ･「知的財産権海関保護条例」が 2004 年 3 月 1 日施行され、税関で知的財産権の保護を求める場合、旧条例では権利者は税関に対象となる権利を事前に届け出なければならなかったが、新条例ではこの届出が不要となり、権利侵害の疑いのある輸出入貨物について申請書、権利侵害を立証する証拠を提出して保護を求めることができる。但し、届出制度自体は存続し、税関は届出済みの知財権を侵害する疑いのある貨物を発見した場合には権利者に通報するなど、届出の有無で権利の保護内容に差がでる懸念がある。 届出有効期間は、7 年から 10 年となり商標権、実用新案権及び意匠権の保護期間と一致することとなった。更に、税関の調査権について、税関が侵害の疑いのある貨物を差し押さえても、荷受人、出荷人が異議を申立てれば税関は侵害調査を中止する旨旧条例では規定されていたが新条例では削除されたことから異議申立てによる調査中止はなくなった。 なお、差し押さえを申請する際に権利者が貨物と同額を超えない担保の提出や差し押さえの申請書や権利侵害の事実を証明する証拠及び担保を 3 営業日以内に提出ことは改正されておらず海外の権利者にとって依然として負担は大きいものとなっている。 ･税関で知的財産権を侵害する貨物が発見された際に、知的財産権の権利者側が差し押さえる場合に提供する「担保」について、2004 年 7 月 1 日から施行された「海関における知的財産権海関保護条例」実施弁法により明確化された。本実施弁法は 2004 年 3 月 1 日施行の改正「知的財産権海関保護条例」の施行手続きを定める。 例えば、担保の金額は、条例では「貨物と等価を超えない」とされていたが、実施弁法では、 (1) 貨物の価値が 2 万元未満の場合は貨物の価値に相当する担保、 (2) 貨物の価値が 2 万元以上 20 万元以下の場合は貨物の価値の 50%に相当する担保で、2 万元を下回らないこと、 (3) 貨物の価値が 20 万元を超える場合は 10 万元の担保を提供しなければならない旨基準が規定された。 また、担保供託は、現金のほか銀行又はノンバンクの保証書でも可能となった。知的財産権の権利者は 20 万元を下回らない総担保を提供する「総担保」制度も導入され、事前に一定額の担保を海関(税関)に提出しておくことにより、権利侵害被疑物件が発見される度に担保金を提出する必要はない。 ･2004 年 9 月から 2005 年 8 月にかけて知的所有権保護のスペシャルアクションを 15 の省、自治区及び直轄市で 3 段階について実施する。各地区の知的所有権部門は実施方案を制定し、次いで実施組織の編成し取締りアクションを展開し、定期的にその進展状況を中央の管轄部署に報告すると共に、検査の総括が国務院へ報告される計画となっており、その実効性について疑問を呈する向きもあるが中国当局の知的所有権違反に対する取締り強化の意思が表れている。 ･最高人民法院最高人民検察院は、2004 年 12 月 22 日、知的財産権侵害活動を処罰するため刑事事件の法律運用について規定する「知的財産権侵害における刑事案件の処理についての具体的な法律運用に関する若干問題の解釈」を施行した。同解釈は、知財権侵害に対する訴追基準を引下げや用語の定義の明確化など知的財産権の保護強化を図った。 例えば、 －登録商標権者の許諾を得ないで同一種類の商品について登録された商標と同一の商標を使用する「商品登録商標許称罪」は、(1) 不法経営金額が 5 万元以上又は違法所得金額が 3 万元以上の場合、(2) 2 種類以上登録商標を虚偽表示し、不法経営金額が 3 万元以上又は違法所得金額が 2 万元以上の場合、3 年以下の懲役と罰金を課す。また、(1)不法経営金額が 25 万元以上又は違法所得金額が 15 万元以上の場合、(2)2 種類以上登録商標を虚偽表示し、不法経営金額が 15 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上の場合、3 年以上 7 年以下の懲役と罰金を課す。 －不法経営金額は、行為者が知的財産権侵害行為を行う過程で、製造、貯蔵、輸送、販売した権利侵害製品の価値とする。 －他人の特許を許称する「特許許称罪」は、(1)不法経営金額が 20 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上の場合、(2)2 つ以上の他人の特許を虚偽表示し、不法経営金額が 10 万元以上又は違法所得金額が 5 万元以上の場合、3 年以下の懲役と罰金を課す。 －「著作権侵害罪」は、違法所得金額が 3 万元以上の場合には、刑法第 217 条の規定の「違法所得金額が比較的大きい」場合に属し、(1)不法経営金額が 5 万元以上の場合、(2)著作権者の許諾を得ないで、文学作品、音楽、映画等の作品を複製発行し、複製品の数量合計が 1,000 枚以上の場合、3 年以下の懲役と罰金、違法所得金額が 15 万元以上の場合には、「違法所得が極めて大きい」とし、(1)不法経営金額が 25 万元以上の場合、(2)複製品の数量合計が 5,000 枚以上の場合、3 年以上 7 年以下の懲役と罰金を課す。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					－「商業秘密侵害罪」は、権利者に 50 万元以上の損失をもたらした場合、3 年以下の懲役と罰金、250 万元以上の損失をもたらした場合、3 年以上 7 年以下の懲役と罰金を課す。 ・2004 年 12 月 22 日、最高人民法院及び最高人民検察院は、運用指針となる「知的財産権侵害刑事裁判の具体的な法律適用に関する若干の問題についての解釈」を施行し、同日全国で一斉摘発を行なった。同指針は、「著作権者の許可なく書籍、音楽、映画、テレビ及びビディオ作品、コンピュータソフトウェアなどの作品を合計で 5,000 枚以上コピーし販売した者は著作権侵害罪として 3 年以上 7 年以下の懲役刑及び罰金を科す」など刑事罰の基準が明記された。 ・2005 年 10 月、米国、スイス及び日本は TRIPS 協定第 63.3 条に基づき、中国に対し知的所有権の取得可能性、範囲、行使及び濫用の防止について中国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般的に適用される行政上の決定に関する情報の提供を求めた。 ・2007 年 5 月 23 日、米中戦略経済対話が開催され、両国は知的財産権に関する法律の執行を強化することで合意した。 ・2008 年 8 月 25 日、中国専利法第 3 項改正案が全人代常務委員会の第 1 回審議に提起された。 ・2008 年 8 月 29 日、中国専利法第 3 次修改正草案に対してパブリックコメントを募集した。 ・2012 年 5 月 13 日、日中韓投資協定の署名が行われ、知的財産権の保護義務、透明性のある知的財産権制度の確立・維持（第 9 条）が規定された。 ・2014 年 5 月 17 日、日中韓投資協定が発効。第 9 条に締約国は自国の法令に従って知的財産権を保護する義務を負い、また、知的財産権に関する透明な制度を設立・維持する義務等を負うとの規定を新たに導入。（＊この規定は日中投資協定及び日韓投資協定には無い。） **(改善)** ・模造用自動二輪車、商標権、海賊版 CD 訴訟で、外資系企業に対して勝訴判決が行われるなど、都市部を中心に公正な裁判が期待できる等 WTO 加盟を契機に改善が出てきている。 ・2009 年 9 月、深セン市政府は、業務の重複と職責の不明の解消、知的財産権保護の強化、監督管理責任の強化、ワンストップサービスの提供などを図るため、知的財産権保護を所管する知識産権局と工商行政管理局、製品品質法違反行為の取り締まりを所管する質量技術監督局を統合して市場監督管理局を設立した。		
		日機輸	(2)	特許分割出願の困難	・親出願が係属していないと、その分割出願（子出願）が係属していても、更なる分割出願（孫出願）ができない。	・親出願の係属の有無にかかわらず、分割出願できるようにしてほしい（所謂、係属している子出願からの孫出願を認めてほしい）。	・審査指南第一部第一章 5.1.1
		日機輸 日機輸	(3)	特許クレーム補正の文言の限定	**・クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。 また、OA 応答時にクレームを追加する補正が認められない。** ・PPH 申請時に補正が認められないと、PPH 制度の目的が果たせない。 例えば、第 1 庁（先行庁）で、クレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて、中国（後続庁）において PPH 申請を行う場合、PPH 申請の際に補正ができないと、補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。	**・他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をして欲しい。 ・OA 応答時にもクレームを追加する補正を認めて欲しい。** ・PPH 申請時に補正の機会を与えてほしい。	**・特許法第 33 条、審査指南第二部分第八章 5.2 補正 5.2.1 補正の要求、実施細則第 51 条第 3 項** ・実施細則第 51 条
		JEITA 日機輸	(4)	不明確な第一国出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。	・第一国出願義務の緩和撤廃、または法令条文の明確な規定をお願いしたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(9)	実用新案の評価報告書の取扱の不適当	・実用新案の評価報告書がなくとも訴訟を提起できる。また、評価報告書の請求者は、特許権者及び利害関係者（権利継承者、専用実施権者、権利者から特別に認められた通常実施権者）に限られ、被告を含む第三者は請求できない。	・訴訟を提起する際には、評価報告書の請求を義務づけて欲しい。少なくとも、被告を含む第三者も請求できるようにして欲しい。	・特許法第 61 条第 2 項 ・実施細則第 56 条、同 57 条 ・審査指南第五部分第十章 2.2 請求人の資格
		JEITA 日機輸	(10)	実用新案権、意匠権の権利行使時、原告と被告の格差	・実用新案及び意匠出願は、いずれも実体審査なしで権利登録されるので、権利の確実さは欠けていると理解している。しかし、権利者は、この不確実な権利を、損害賠償責任をほとんど負わずに、容易に権利行使ができるようになっている。また、権利行使された側は、中国特許庁へ「権利評価書」を請求することができず、権利の確実さを確認する手段すらない。	・日本のように、権利者は「権利評価書」を持たずに、権利行使することを禁止すること、権利者は、「権利評価書」を持たずに、権利行使する場合、損害賠償責任を負うこと、また、何人も「権利評価書」を請求できるようにすることを求める。	・中国特許法および関連法律・規則など
		JEITA 時計協 日機輸	(11)	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	**・商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎる為、侵害行為が繰り返されているのが実情である。** **1）損害賠償額、罰金額が極めて低い。取締り行政機関、案件により従来に比べて高い罰金額が科されるなど改善の兆しも見えるが、少額の罰金しか科されない場合も少なくない。損害賠償については押収された侵害品が多い場合認められることもあるが、代理人（調査会社）の働きかけ次第という面もあり、十分とは言えない。また、タッグ、取扱説明書、外箱等の付属品の罰金額の算定が極めて低い。** **2）商標権侵害行為に対する行政上の罰金に一貫性が感じられない。各地の行政機関および案件により罰金の額はまちまちである。** **3）罰金の納付が行われない場合、侵害者は実質に逃げ得状態になっている。取締り行政機関より出頭命令が出ても罰金の納付に現れない侵害者に対して、督促状の送付、それでも出頭しない場合ビジネスライセンスの剥奪等の処分が下されるようだが、場所、会社名を変え、法定代表人を他人名義にすれば、実質処分を逃れビジネスを再開することが可能。** **4）権利者に対して侵害事実/侵害者の処罰/侵害品の処分についての情報開示が十分でない。** **5）広州駅西口時計市場の店頭で販売されている模倣品の数量は減少した。但し、模倣品流通の絶対量に大きな変化はなく、店頭での対面販売から、摘発の対象になりにくいカタログ、ネット販売へ移行しているものと思われる。多くの模倣品がインターネット（商取引プラットフォーム、独立サイト）で販売されている。** **6)海関の廃棄ルールは明文化されているが、AIC/TSB/PSB の廃棄ルールが不明確。** **7)実際の摘発において、偽物業者は居住区に倉庫・組立工場等をおき、現状では公安以外の AIC/TSB 等の行政機関は踏み込めない。** **8）一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害が繰り返されているが（再犯）、取り締まり機関が再犯者をどの様に把握しているか不明である。**	**・1. 1）** **①再犯が起きないよう厳しい罰則の適用を要望する。過去に行政処罰を受けている者に対しては、不法経営金額が 5 万元以下でも刑事罰の適用を要望する。** **②再犯を行った侵害者に対しては、営業許可証の没収を要望する。再犯者は自動的に PSB 案件へ移送を要望する。** **③タッグ、取扱説明書、外箱等の付属品に対しては被模倣品（真正品）の販売価格に基づいた罰金額の算定を要望する。** **④行政摘発を行った後、取り締まり機関が刑事案件への自主移送を積極的に推進して頂くことを要望する。** **2）各地の行政機関の罰金額のばらつきを無くし、罰金額の算定基準明確化を要望する。** **3）未出頭者に対しては刑事案件に切替えるなど罰則強化を要望する。** **4）①侵害内容（差押リスト）** **②違反者への処罰（処罰決定書/証明書）** **③侵害品の処理（廃棄）の確認（廃棄証明書）これらの書類を常に権利者に提供することを要望する。** **5) 当局によるインターネット上の取締り、カタログ販売に対する取締りの強化を要望する。商取引プラットフォームの提供者に対して、規制・取締りの強化、権利**	・商標法第五十六条 商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含む。 ・商標法実施条例第五十二条 登録商標の専用権を侵害する行為に対する罰金額は、不法所得の 3 倍以下とする。不法所得が算出しがたい場合、罰金額は 10 万元以下とする。 ・商標法第五十二条一 ・私営企業暫定条例 41 条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
						侵害品の削除プログラムの改善を要望する。 **6) 行政機関の廃棄処理ルールを、明確にすることを要望する。** **7)AIC/TSB の行政機関が、居住区でも摘発ができるようになることを要望する。** **8) 身分証明書の ID 番号を登録し、全ての取り締まり機関が前歴を確認できるシステムを作り、再犯者を厳重に管理する事を要望する。**	
		電線工 JEITA 日機輸			･模造品対策･･･申告から承認までの時間が掛かり、統一的な対策が打てないため、自己防衛するしかない。 ･商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎるため、侵害行為が繰り返されている。 同一犯による再犯行為がある。	･行政機関による処罰の厳格化。 ･全国範囲の案件データベース構築、個人の違法行為、懲罰記録の全国的な共有化。	
					(対応) ･2004 年 12 月 21 日、最高裁判所と最高検察所の連名で「知的財産権侵害関連の刑事案件処理の具体的法律適用に関する若干問題の解釈」規定を公布し、知的財産権侵害罪の適用要件の緩和を行った。 ･2007 年 4 月、「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)」により、商標の不正使用及び著作物の違法な複製も含む知的財産権に関し、訴追基準（閾値）における法人･個人の差の撤廃により、法人に関する閾値が実質的に従来の 3 分の 1 に引き下げられた。 ･中国刑法第 217 条に規定された「著作物侵害罪」に関する訴追基準（閾値）のうち、複製点数基準を 1000 から 500 に引下げた。 ･2007 年 4 月、米国は、効果的かつ抑止力のある救済措置を定めた TRIPS 協定第 41 条や、商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製についての刑事罰の適用を定めた TRIPS 協定第 61 条等との整合性を巡って、WTO 協定に基づく協議要請を行い、同年 9 月にはパネルが設置され、日本も第三国として参加している。 ･2009 年 1 月 26 日、WTO パネルは、中国の知的財産権法に対する米国の申立て（DS362）において、肯定否定両面のある裁定を下した。米国は、一部の著作権法、関税法、刑法が知的所有権の貿易関連の側面に関する WTO 協定（TRIPS 協定）に基づく中国の義務を満たしていないと主張した。パネルは、中国法が内容次第では著作権を認めないことや違法な商標を除去することで当該品の市場への流入を認める条項を違反とした米国の主張を支持した。しかしながら、パネルは、模倣行為及び海賊行為に対する中国の刑事起訴基準に対する申立てなど、その他の米国の主張は斥けた。 **(改善)** ･2008 年 12 月 27 日、全人代常務委員会は改正特許法を公布し、10 月 1 日に実施する。改正法では、特許侵害行為に対する罰金を違法所得の現行 3 倍を 4 倍に引き上げ、また違法所得がない場合、現行 5 万元から 20 万元に引き上げた。		
		JBMIA JEITA 日機輸 日商	(12)	模倣品の横行･国際的拡散	･中国で製造された模倣品は、中国国内での流通により、国内市場の撹乱要因となっているのみならず、中東、アフリカ、アジア等、世界各地に拡散し、それぞれの地域における自社製品販売活動にも悪影響を与えている。	･こうした費用負担を削減し、対策の実効性を上げるためにも、全国レベルでの更なる法体制の整備、並びに摘発、制裁措置の強化をお願いしたい。	･中国商標法 52 条 1 号、5 号 ･特許法 ･商標法、等

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JBMIA JEITA 日機輸 日商			・模倣品問題に対する防止策が、まだ不十分、不徹底。関連法については整備が進んできてはいるが、現状、まだ監視や制裁が十分と言える状況にはなっていない。	・模倣品の摘発や対応には、調査会社関係費用や、現地調査、真贋鑑定等のための人員派遣等、多額の経費が必要。こうした費用負担を削減し、対策の実効性を上げるためにも、全国レベルでの更なる法体制の整備、並びに摘発、制裁措置の強化をお願いしたい。	
		フル工 製薬協			・偽物品が頻発。 ・中国で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。偽造医薬品は、単に知的財産権（特許権、商標権）の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないよう取り締まることが重要である。	・偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。	
		日商			・香港の業者に当社の商標を登録されていた（類似商品群）。商標登録審査が公平・精密になされているとは思えない。恣意的に日本ブランドを中国に取り込もうとしているのかと疑念が生じる。		
		日商			・偽物天国。もくらたたき状態であり、根絶は 100％不可能。偽物に対するニーズも根強い。それ以上に腹立たしいのは、地方公安が「摘発してやるから金を出せ」と現地弁護士オフィスと結託して模倣品摘発商売をしていること。もし金を出さず、模倣品で健康被害でも発生すればペナルティが課せられるという噂もあり、対処に困惑している。		
					(対応) ・模倣品・海賊版の横行等の知的財産権侵害品に対する中国におけるエンフォースメント強化の必要性については、TRIPS 理事会・中国 TRM の場で日本、米国、EU から指摘がなされており、我が国は、日中経済パートナーシップ協議等の二国間協議において度々改善を要請している。 ・2007 年 5 月 23 日、米中戦略経済対話において、米中両国は、模倣品・海賊版の取り締まりに関する情報交換を行うことで合意した。 ・2008 年 4 月 25 日、米国は 2008 年版「スペシャル 301 条報告書」を発表し、引き続き中国を模倣品製造国として批判し、「優先監視国」に指定している。 ・2009 年 11 月 19、20 日、日中両国政府は、知財法制日中協議第 1 回会合を開き、日本側からインターネットを使った販売で模倣品をサイトから削除するよう求めた。また、中国で没収した模倣品が再び流通するのを防いだり、地方での厳正な監視、処分を求めた。 ・2012 年 9 月、財務省の発表によると、知的財産権侵害物品の輸入差し止め件数は、2012 年 1～6 月 13,978 件に上り前年同期比 22％増加し、うち中国からのものが 94.3％を占めた。 ・2009 年 OECD 調査は、国内に流通する被害とインターネット上の被害を除く模倣品・海賊版の貿易被害額が、年約 2,500 億ドル（約 25 兆円）に上ると試算している。（OECD 調査「模倣品・海賊版による経済的影響（第 2 期）」 ・2010 年、日本企業が中国発の模倣品による被害状況を中国発模倣品比率でみると、世界各国・地域でその比率は 50％前後に上っている。（特許庁「2011 年度模倣被害調査報告書」） ・2011 年の日本税関による知的財産侵害物品の輸入差止件数は 23,280 件に上り、その 91.2％が中国（香港を除く）から輸出されたものであった。		
		時計協	(13)	意匠権取得に係る制度の不備・不足	・意匠権取得に係わる問題点として、以下があげられる。 1)意匠出願における実体審査の導入 意匠出願に対する審査手続き上、実体審査がなく形式審査のみで、実質的に書類が形式上整っていれば新規性が認められない出願も登録されてしまう。「専利法改正により、10 件までの類似意匠を 1 出願にまとめられるようになったが実態審査が無い為権利的に不安定であり制度活用が出来ない。	・1）実体審査を行う制度に変更し、権利の安定化が図られることを要望する。 先願意匠権との類比に関する実態審査を実施し、類似意匠の権利の安定性を高めて頂きたい。	・専利法第 23 条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					2) 意匠権の権利期間 中国の意匠権の権利期間は、出願日から 10 年となっている。因みに、日本においては、意匠法改正により設定登録から 15 年から 20 年に変更なり、欧州 25 年、米国 14 年、韓国 15 年である。中国の権利期間は短く、定番商品の保護に十分でない。 3) 部分意匠制度の導入 独創的である部分が模倣されても、物品全体としての意匠権しか取得できない為、意匠権が及ばず、有効な手立てが取れない。 4) 新規性喪失例外規定適用拡大の導入 新規性喪失例外規定は存在するものの、その適用範囲は、政府主催または公認の展示会などで初めて開示された場合等に限定され、実際には適用の可能性が極めて低いのが現状である。	2) 国際水準に合わせて、審査制度を導入すると共に、より長期間の権利保護を要望する。 3) 国際動向に合わせ、部分意匠も保護できる制度を導入して欲しい。 4) 適用範囲を、日本同等に政府主催や公認の展示会以外の個別展示会及び販売活動等「出願人の行為に起因して公知となった場合」などにも適用できるよう範囲を拡大して欲しい。	
					(対応) ・上海市工商行政管理局は、市場の監督強化と商標偽造行為を厳しく取り締まる通達を出した他、人民法院、公安局および検察院と協力して、商標偽造行為法規の整備を検討するなど改善の動きも強化されている。 ・2008 年 12 月に公布された改正特許法では、意匠権の要件に創作非容易性が加えられ、意匠権の要件が改正前に比べ厳格化した。		
		時計協	(14)	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	・中国において意匠権が存在しないあるいは登録されるまでの間での製品形状模倣品対応は、不正競争防止法に頼らざるを得ないが、中国の不正競争防止法では、依然、商品の知名性が必須要件であり、新しい商品の形状模倣に対しては実効性がない。 法釈(2007)2 号で、法解釈の基準が明確にされた点については評価する。	・中国の不正競争防止法における適用要件の追加を要望する。具体的には日本の不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号（デッドコピー条項）と同様な条項を盛り込んで頂きたい。	・反不正当競争法第 5 条 2 号
		時計協 JEITA 日機輸 日機輸

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ･2010 年 3 月 10 日、政府は 2010 年 10 月から 11 年 3 月まで実施していた「知的財産権侵害および模倣品･粗悪品の製造･販売を摘発する特別プロジェクト活動」を、さらに 6 月まで延長することを決定した。		
		時計協	(16)	差押さえ担保金申請手続の不合理	･担保金: 1)総担保金申請しない場合には従来通りの担保金支払となる。担保金額の決定方法が依然不透明である。インボイス表記金額では無く、各税関の裁量で決定されているように思われる。 2)総担保は、最大 1 年間（申請が認められた日から同年 12 月 31 日まで）有効となるが、1 月 1 日からの適用を受けるためには、その 2～3 ヶ月前までに申請し担保金を預けなければならない。一方、預けた担保金は、適用される年の翌 6 月 30 日から 180 日以内に返還されることになるので、総担保を継続して利用するために権利者は、2 年目以降は実質的には 2 年分の総担保を預ける必要がある。	･1)算定基準の明示を要望する。 2)継続して総担保を利用する場合には、一旦、預けた総担保を翌年以降も利用できるようになる事を要望する。そもそも権利者が担保金を負担しないで済むような（日本や欧米のような）システムの変換を要望する。	･条例第 14 条 ･弁法第 22 条 ･知的財産権税関保護における総担保の受付について（税関総署公告 2006 年第 31 号）
					(対応) ･2009 年 3 月 3 日に公布された知的財産権税関保護条例実施規則の改正により、知的財産権者が差押さえの際に税関に提供する担保は、金融機関の保証書でもよいこととなった（第 24 条）。		
		時計協 時計協 時計協 JEITA 日機輸	(17)	差押さえ後の処理の不透明･遅延	･税関は侵害貨物の没収を決定した場合、荷受人、荷送人の情報を含む弁法 28 条に規定される 5 項目に関する情報を権利者に通知することとなっているが、徹底されていない。 ･侵害貨物の処分決定に関する情報開示が不十分である。 ･権利者は、貨物差し押え期間中の倉庫保管･処理費用等を負担しなければならない。 ･侵害品押収に関する倉庫の費用について各地税関の格差が大きい、費用明細は不明瞭または提供されない、費用の計算期間も法定の最長期間で計算される場合が多い。	･左記に関する実施の徹底をお願いしたい。 ･侵害貨物の処分内容公開を要望する。 ･貨物差し押え期間中の倉庫保管･処理費用は、侵害当事者が負担することを要望する。 ･税関による、倉庫費用明細の権利者への提供の義務化。	･弁法第 35 条 ･条例第 20～27 条 ･弁法 28 条 ･弁法第 31 条 ･条例第 25 条
					(対応) ･2009 年 3 月 3 日、知的財産権税関保護条例実施規則の改正が公布され、税関が貨物を差し押さえた後、知的財産権者と貨物の荷受人･荷送人とが貨物の処理について協議することができるとする条項（27 条 3 項）が規定された。同改正規定は、7 月 1 日より施行される。		
		時計協 JEITA 日機輸	(18)	差押え申請手続期間の延長の必要	･3 労働日以内の差押さえ申請:税関から侵害疑義貨物が発見されたとの通知を受けた場合、権利者は 3 労働日以内に侵害品か否か判断し差押さえの申請を行わなければならないが、遠隔地の税関の場合、3 労働日以内に手続を取ることは極めて困難である。 ･差止時の真贋鑑定に際し鑑定者の出頭が必要だが、時には現場で判断不可能なものがあり持ち帰ってから二度手間で判断するなど、スムーズな鑑定ができない場合がある。	･必要な場合、申請の期限延長を認めて欲しい。 ･真贋鑑定のために一部の税関ではデジタル画像のメールでの送付をしてくれるが、地方を含めて全ての税関で同様の対応をしてもらいたい。そのデジタル画像も文字板面と裏蓋面の両面の拡大写真をお願いしたい。 ･権利者にとって負担が少ない、スムーズな鑑定を行うためのあるべき運用の検討。	･弁法第 21 条･条例第 16 条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(19)	著名商標等冒用商号の登記問題	・世界的に著名な登録商標が無断で第三者の商標などに使用され、これと同じ、または類似の社名が多数登記されている。これら著名商標冒用商号が、中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される反不正競争法違反事件が発生。	・著名商標等冒用商号の登記審査の厳格化。	
		JEITA 日機輸	(20)	著作権法改正案の問題点	・2013 年 1 月 23 日付で国務院法制弁公室から「中華人民共和国著作権法」（意見募集稿）に対する意見募集が行われており、現在も改正作業中である。同意見募集稿において、そのまま制定された場合、懸念される点は以下の通りである。 第 13 条 1 項 3 号　同一性保持権の例外規定が設けられていない。	・「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」については同一性保持権の適用がないことを明らかにすべき。	・著作権法改正
		JEITA 日機輸			・15 条、20 条 法人著作の扱いが不明確。また、例外扱いとなる著作物に製品設計図が含まれるべき。	・第 15 条（法人著作）と第 20 条（職務著作の扱い）の関係が不明確である。例外扱いとなる著作物に製品設計図が含まれるべき。製品設計図と、建設・工事設計図、コンピュータプログラムを区別する正当な理由がない。	
		JEITA 日機輸			・20 条、36 条 職務著作、職務実演について、然るべき奨励を与えなければならないとの規定。	・業務上の著作物の創作、実演に対しては、給与により対価が支払われているため、さらなる奨励金は不要である。	
		JEITA 日機輸			・43 条 1 項 1 号 無許諾無償で認められる私的複製の範囲の減縮。	・諸外国でも許容されている利用実態を反映すべく、現行法と同様に、①私的学習、研究に加えて鑑賞目的を追加し、②対象を「文字による著作物」に限定せず、③部分的な複製ではなく、その著作物全体の複製が認められるようにすべき。	
		JEITA 日機輸			・65 条 2 つ以上の著作権集団管理組織が同じ利用方式について同じ利用者から利用料を徴収する場合に、「統一した利用料徴収基準を共同で制定しなければならず」と定めている点。	・利用料徴収基準は統一させずに、著作権集団管理組織間で競争をさせるべきである。	
		JEITA 日機輸			・68 条、69 条、71 条 技術的保護手段に関する広義な定義と限定的な例外規定。	・「閲覧」、「鑑賞」、「運用」に係る技術をも著作権法で保護される技術的保護手段とするのは、65 条の「著作権及び著作隣接権を保護することを目的として」と照らしても広すぎると考える。 回避禁止規制は、積極的な回避や改変行為を禁止するのにとどまるものであるべきである。技術的保護手段の回避が認められる場合が極めて限定的で、合法的に回避できるケースが担保されない。	
		JEITA 日機輸			・76 条 損害賠償の金額に関して、「合理的な倍数又は 100 万元以下の額を選択」できるとして法定損害賠償制度を導入している点。 また、「2 回以上著作権又は著作隣接権を故意に侵害した場合、前項により算出した賠償額の 2 倍から 3 倍をもって賠償額を確定することができる」と懲罰的損害賠償制度を導入している点。	・著作者に対する損害賠償という観点では、実損害額が賠償されれば十分である。 悪質な侵害に対しては、刑事罰・行政罰により対応すれば足りる。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(21)	税関の侵害認定基準の不明確	・海外会社から受注し、製造・輸出される OEM 生産品が国内の商標権を侵害するか否か、侵害認定基準が不明確で税関など執行機関の判断に幅がある。	・行政執行力の強化、刑事告発の際の基準の見直し、知財行政スタッフの専門性スキルの向上、罰則強化等。 ・海外市場での被害への対応強化。 ・現行法律に準拠した法的解釈、ガイドラインの制定。	
18	技術移転要求	日商	(1)	工場新設・拡張及び新モデル導入の認可取得に自主ブランド車と新エネルギー車導入義務付け	・新工場建設や拡張、新モデル導入の認可取得に自主ブランド車と新エネルギー車の導入が義務化されている。工場建設認可と引き換えに、関連の無い自主ブランドと新エネルギー車を通じた新技術の中国への移転を強要する形となっている。	・工場や新モデル導入認可と自主ブランド・新エネ車導入を切り離していただきたい。	
		特殊鋼	(2)	貸与技術の改良による所有権の合弁/協業企業への移転	・中国技術輸出入管理条例第 27 条では、合弁及び協業企業が貸与技術を少し改良しただけで貸与先の中国企業の所有するところになるなど技術借用先である中国企業に有利な法律があり、合弁及び協業にリスクが伴う。	・左記条例の撤廃及び知的所有権保護法の制定。	・中国技術輸出入管理条例第 27 条
		日機輸 化粧品	(3)	企業機密情報ノウハウの開示要求	・“情報セキュリティ技術事務設備基本セキュリティ要求”の適用に基づき、中国の政府当局より社外秘の技術の開示を要求される可能性があり、多くの日本企業が危惧している。 ・これまでに 3 件の新原料が承認された。その際にいずれも多くの承認情報（技術情報）が公開されている。しかしながら、それらの情報の中には企業のノウハウも含まれており、通常は非公開情報扱いになるものである。	・JBMIA の“事務機器情報セキュリティ TF”による業界を通じた情報収集とそのサポート。 ・企業のノウハウとなる情報は非公開としてほしい。特に製法や独自設定の試験法など。	・中国国家標準 ・新原料申請許可時の運用
		日機輸	(4)	中国広東省への物品の輸出	・2012 年 11 月頃より適用された、中国広東省の一部地域の通関当局の規制により、当該地域へ輸出する物品は型、治工具、部品を含めてすべて有償支給することが義務付けられた。 同じ広東省内でも本規制の適用有無のバラツキがあること、また、今後他省への展開の可能性の先読みが出来ないことで、以下の問題が懸念される。 ①為替交換手数料の発生による経費の増大。（円⇔RMB） ②当該事業所だけの輸出特別ルール制定に伴う業務上の混乱。	・JBMIA 活動により、ルールの適用範囲、時期について中国の検討状況を事前に入手できるような仕組み、働きかけの検討。	・中国の輸入通関に関する法令。
		日機輸	(5)	事実上の合弁要求による技術移転要求	・応札制度に資格要件があり、高級資格の取得は政府と関係のある業者に限定されているため、事実上大型政府案件は中国企業との合弁会社を設立をしなければ応札できない。合弁会社設立は、実質的に技術移転要求である。	・中国との政治的関係もあるが、政府大型案件は日本コンソーシアムで応札できるようにしていただきたい。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸 日商	(1)	国際整合性のない中国独自の国家規格の策定	**・事務機器（プリンタ、複写機等）の情報セキュリティ及びネットワークカメラ等の監視システムに関して、ISO、IEC 等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。** **また、複写機・複合機の再製造に関する国家規格の検討が進められているが、再製造業者の再製造品について、オリジナル製造業者の品質保証の観点から問題となる規定が含まれている。** ・モータの世界的な高効率化が求められており、日本の規格も来年 4 月から変更になるが、中国は国際基準と少し違っているため、専用のモータが必要となっている。	**・WTO/TBT 協定を遵守し、国際整合性のある国家規格の作成を行って頂きたい。** **・困難の排除、世界標準と同等の規定適合。** **・なお、日本からの意見に関して、合理性のあるコメントについては国家規格に反映させるようにしていただきたい。** ・高効率規制を国際基準と合わせていただきたい。	・中国標準化法 ・中国標準化実施条例 ・GB/T 28181-2011

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ・2014 年 3 月 5 日～3 月 15 日の間、中国工業情報化部、987 項目の工業標準に対する再審査結果への意見公募を実施。 （http://gzly.miit.gov.cn:8080/opinion/noticedetail.do?method=notice_detail_show&noticeid=730） ・2014 年 7 月 1 日、中国標準化管理委員会（SAC）は、電気機器など 108 項目の強制国家標準（9 項目）及び推薦国家標準(99 項目)を公布（2015 年 1 月 22 日施行）。 ・2014 年 7 月 14 日、中国工業情報化部、676 項目（機械、自動車、航空、軽工業、繊維等）の業界標準（航空業界 41 項目は強制、その他は推薦）を公表（2014 年 11 月 1 日施行）。 ・2014 年 7 月 21 日、中国国家認証認定管理委員会は、中国強制性製品認証制度（CCC）の実施規則に関する第 23 号公告を公布（2014 年 9 月 1 日施行）；17 種類の電化製品に対する CCC 実施規則を改定し、技術進歩や新製品開発、適用可能な証明基準の改善に伴い対象製品を拡大した。 －第 23 号公告（http://www.cnca.gov.cn/tzgg/ggxx/ggxx2014/201407/t20140721_20896.shtml） ・2014 年 9 月 15 日、中国国家質検総局と中国標準化管理委員会、電気機器、情報技術製品、鉄鋼製品など 259 項目の強制国家標準(29 項目)及び推薦国家標準（230 項目）を連名で公布（2015 年 7 月 1 日～2015 年 10 月 1 日施行）。 －国家標準公告 2014 年第 21 号の URL（http://www.sac.gov.cn/gjbzgg/201421/）		
		JEITA 医機連 日機輸 日機輸 全楽協 全楽協	(2)	CCC 取得手続の煩雑・不透明	・中国から部品単品をサービスパーツ等で出荷する際、CCC マーク（中国強制製品認証制度）に関する規制が厳しく、発送の際に時間がかかったり、費用が発生したりする問題が多発している。取引先の中国ベンダーから直接出荷させようにも、そのベンダーも嫌がる。また、対象品の判断も年度により変化したり、商検局の担当でも異なる。 ・CCC 等の認可取得で取扱説明書を提出しているが、機能名称等の訳語に対してしばしば修正指示があり、審査官によって度々異なる見解が出る。（時には台湾語の表示に対しても、修正要求がある）。属人的で曖昧な指示に苦慮することがある。 ・現在、中国検験検疫局の規定により、一部の電子商品を輸入するために、有害物質が含まれていないことを証明する 3C 証明書を輸入者が中国検験検疫局へ提出する必要がある。 製造元（国・企業）によっては 3C 証明書の発行が困難な為、場合により輸入者側で 3C 免除申請等の特別処理が必要だが、その申請の提出書類が多く申請に手間がかかる。 ・CCC 等の認証手続きが煩雑で時間がかかりすぎて販売に影響する。 ・CCC 取得時の申請に関する提供情報が細かすぎる。	・規格/機能/部品名称等の公式中文表記を文章を持って明示頂きたい。 ・3C 免除申請の簡素化。 ・認証手続きの簡便化、審査期間の短縮。 ・簡素化して欲しい。	・強制的製品認証管理規定（CCC） ・GB5296.2-2008 等への盛り込み ・中国検験検疫局の規定
					(対応) ・2001 年 4 月 17 日、国家質量技術監督局と国家輸出入検験局検疫が合併し、国家質量監督検験検疫総局（AQSIQ）が発足し、基準認証の一元化の努力が開始された。 2001 年 8 月には国家質量技術監督局と国家輸出入検験検疫局のそれぞれ認証部門が合併して国家認証許可監督管理委員会(CNCA)が設立された。 2001 年 12 月には、国家質量監督検験検疫総局と国家認証許可監督管理委員会は、WTO 加盟時に約束した内国民待遇を実現するため対象製品リスト、標準・技術法規及び合格判定手続き、認証マーク、費用基準に関する 4 つの統一を実施すると発表した。この結果 4 つの法令が 2001 年 12 月 3 日に公布され、2002 年 5 月 1 日、新たな中国強制認証が創設されて CCC マークが施行されることとなり、長城マーク及び CCIB マーク制度は 2003 年 4 月末に廃止された。CCC マークの制度は、2003 年 5 月 1 日以降、完全実施される予定であったが、SARS 問題から 8 月 1 日実施に延期された。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･日本政府は、中国国外にある工場の場合には、認証取得までに半年から 1 年程度を要する場合があるのは、初回工場検査について海外の適合性評価機関による実施が中国から認められないためであり、TBT 協定第 6.4 条（外国の適合性評価機関の国内における適合性評価活動への参加奨励規定）及び中国の加入に関する作業部会報告書パラグラフ 195 に違反する可能性ありとして、2007 年 11 月の TBT 委員会において行われた中国 TRM において、上記問題点について是正を求めたが、「海外の適合性評価機関が審査を行うためには政府間での MRA の締結が必要である」として、前回と同じ回答がなされた。 ･2007 年 12 月に行われた経済産業省と国家認証認可監督管理委員会との会合で、日中間の相互承認の取組に向けて、①両国の適合性評価制度に関する情報交換及び比較分析の実施、②相互承認の範囲及び形態に関する議論、③それら研究成果の取りまとめ等の準備作業を 3 年以内に完了するという作業スケジュールが合意された。 ･2009 年 7 月 16 日、国家質量監督検験検疫総局は、修正強制製品認証管理規定（以降「規定」）の電子版を公表した。この修正規定は、6 つの章と 62 の条項で構成されており、中国強制認証（CCC）の認証プロセスを規定している。同規定は以下の 4 つの基本思想を持つ。 1) 統一的な強制規格、任意規格及び適合性評価手続、 2) 統一的な目録、 3) 統一的な CCC マーク、 4) 統一的な手数料の水準。 この修正規定は 2009 年 9 月 1 日に施行される。 ･2009 年 9 月 1 日、修正された「強制認証管理規定」が施行された。本修正規定は、旧規定と較べ、(1)認証手続を更に具体的に規定した、(2)認定機構の認定活動の条件が更に厳格化した、(3)主管部門の監督責任が強化された、(4)多くの明確な罰則が定められたと評価されている。 ･2011 年 5 月 11 日、中国国家認証認可監督管理委員会は、特定の電気･電子機器に関する中国強制認証（CCC）の実施規則を修正する認監委 2011 年第 9 号公告を公布した（2011 年 8 月 1 日より施行）。指定された電気･電子機器は、(1)電線部品、(2)家庭用及び類似用プラグ･ソケット、(3)家庭用及び類似用固定式電気装置スイッチ、(4)工業用プラグ･ソケット･連結器、(5)家庭用及び類似用器具連結器、(6)サーマルカットオフ、(7)家庭用及び類似用固定式電気装置電気附属品、(8)小型ヒューズ用管状サーマルカットオフである。同公告の狙いは、CCC 取得手続きを簡素化し、企業が負担する認証コストを軽減し、CCC の執行をより便利にすることにある。 **(改善)** ･輸入品と国産品との統一的な対象産品リスト、技術基準、マーク及び費用基準が確立した。 ･ホームページ上での情報提供の開始など透明性の改善が図られた。		
		日商 化粧品	(3)	加工食品用原料のラベル要件の厳格化･煩雑	･新食品衛生法において、「預包装食品」への中文ラベル及び中文説明書の添付を要求されている。「預包装食品」の定義が最終消費者に直接販売される商品ということであれば理解できるが、加工用の原料に対しても適用され、中文を理解出来ない海外のサプライヤーに対しても同様の要求をされるとすると対応に無理が生じる。 ･特に食品において、2012 年に比較して中文ラベルの表示チェックが厳格になった。一度正式承認を得た内容でも、後日表示修正を求められるケースが発生した。	･加工用の原料については、中文表記不要（もしくは英文表記）とすることを要望したい。 ･一度正式承認した製品については表示確認は免除とする。	･国家質量監督検験検疫総局 2012 年第 55 号
		医機連 医機連	(4)	**医療機器の認証制度の試験･検査手続の煩雑、要件の恣意的追加**	･日本から中国へ販売するにあたり、許可申請が必要となっている。特に医療機器については、ＳＦＤＡにおいては現地での型式試験と膨大な資料の提出を求められている。臨床評価資料やリスク分析資料は、企業秘密な部分もあり提出に苦慮した。 ･中国で医療機器販売に必要な SFDA 認可取得に時間が掛かりすぎる。認可取得のための実機臨床試験完了後に次から次へと要求項目が追加され多大な時間、費用を費やす。認可のための公式な要求事項が政府内で固まっていないものと思われる。	･提出資料をもっとシンプルにしてもらいたい。特に、日本国内で販売が許可された製品の申請については、必要と考えられる資料のみの提出にして欲しい。 ･認証制度の透明化し、役人に対する教育も行って欲しい。	･SFDA ･SFDA 局令 16 号 ･医療機器登録管理方法 ･YY/T　0664-2008 （国家食品薬品監督管理局発行）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		医機連 医機連			・中国での医療装置販売に当たって、国家食品薬品監督管理局（＝SFDA 当局）での製品登録が必須であるが、これまでソフトウェアに対する検査がなかったものの、2012 年に入ってから方針が一転した。 ソフトウェアは種類が多く、バージョンアップも頻繁に行われ、前記方針転換は各社への工数負担は膨大。 ・医用機器審査においてソフトウエアの改訂 REV を申請時と出荷時で固定にしなければならないという要求が追加された。実際申請から生産取得まで 2 年近くかかるのに、2 年間ソフトウエアの REV が変更されないなんてありえないが、要求されている。審査官も法律だから仕方が無いという回答。	・製品登録時におけるソフトウェアに対する検査を免除あるいは緩和して欲しい。 ・ソフトウエア REV 固定の要求の撤廃。	
					(対応) ・2014 年 3 月 31 日、中国国務院は、「医療器械監督管理条例（改正）」（中国国務院令第 650 号）を公布（2014 年 6 月 1 日施行）し、①健康へのリスクのレベルに応じて 3 分類して、低リスクの医療機器への監督の緩和、②生産・流通・使用段階での管理を緩和、③医療機器の定義の洗練、④違反・不順守の罰則を強化している。但し、輸入医療機器の事前登録要件は現行のまま。 －中国国務院令第 650 号（http://www.gov.cn/zhengce/2014-03/31/content_2651127.htm）		
		医機連	(5)	医療機器に関する規制の重複	・一部医療機器については中国 SFDA 登録の他に、中国強制認証(CCC)の取得が必要であり、それぞれ定期的に更新手続きが必要となっている。同手続きで審査される多くの項目は重複している二重規制となっている。	・中国強制認証範囲から医療機器を除外していただきたい。	
		医機連	(6)	限定された検査能力証明書の提出	・輸入医療機器に対して自社試験結果を提出する場合には、以下が要求されている。 政府に認可された実験室認証機関により公的に認められた関係企業検査実験室は、IEC60601-1 規格に従って実施する全ての検査能力があることを示す証明書（証明書：認可された範囲を体現できるべく、例えば、具体的製品又は規格等）を所持すること。 この要求に基づき、ISO17025 の認証を求められている。	・この趣旨は、行われた試験が適正に行われたことを証することと確認しているが、必ずしも ISO17025 ではなくとも例えば、MDD Annex 2（3）や若しくは ISO13485 の認証を取得していることによっても自社試験を認めていただきたい。	・中国公告 13 号（2009 年 3 月 23 日発布）
		JEITA 日機輸	(7)	危険化学品輸入の MSDS 発行機関の限定	・2012 年から危険化学品の輸入は指定された機関から発行される化学物質安全データシート（MSDS）を要求されている。現在のリストには 2800 種類の化学品を含まれており、しかもリストは拡大の傾向にある。発行されている MSDS も有効期間は一年だけ。	・過去どおりに、指定された機関ではなく、その他のルートで用意した MSDS も認められるようにして頂きたい。	
		JEITA 日機輸	(8)	過度に厳格な危険物工場保管許容基準	・工場内の危険物保管許容量が低すぎる。在庫許容量が1日使用料の最大 2～3 日分と消防局から指摘されたが、現実的に危険物等の補材在庫 2～3 日は不可能。	・許容率の向上。	
		日商	(9)	危険品登記、申請手続の煩雑	・危険品登記申請について、要求が厳し過ぎ、申請書類と必要資料が多すぎる。	・申請手続を明確・簡略にして頂きたい。	
		化粧品	(10)	非危険品証明書の取得煩雑	・非危険品の証明取得に対する手続きの負荷が大きい。化粧品用植物エキス原料は種類が多く、一品の検査費用が 800～3000 元程度要し、また非危険品証明書の有効期間が一年間のため、万一、毎年の更新検査が必要となった場合は、マンパワーだけでなく、費用面での負荷も甚大となる。	・非危険品の検定証明の有効期間を取り消す、もしくは更新検査を不要とする。	・輸入輸出危険化学品を管理する『輸出入検査検疫機関が検査検疫を実施する出入国商品目録（2012 年）』調整の通知（質検総局と税関総署国家総合公告 2011 年第 203 号）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
							･検験検疫類別調整商品目録 ･税関監督条件調整商品目録 ･第二部分　輸入法定検験検疫目録に明記された危険化学品品名表〔58 種〕
		化粧品	(11)	危険物の取り扱い手続きの不明瞭	･中国には品質がほどほどに良く、低コストな原材料が多く存在するため、中国外の生産拠点での使用を検討していた。そこで上海市に危険物を取り扱えるよう営業範囲の拡大を申請したところ、会社責任者（総経理、副総経理）による中文での危険物保管、通関業務に関する試験を急遽課されることとなった。	･実際の実務を行うのは各セクションの部長以下の担当であり、受験資格をもっと緩和すべきである。	･2012 年上海市安全生産条例のうち『安全標準化評審標準』の第 5 番 3 条
		日機輸	(12)	製品安全規格変更による高地対応の追加	･規格見直しにより、中国以外に要求されていない 5000m 高地対応の規格が要求され、かつ、対応できていない製品へのマーク表示を求められている。しかし、販売側 5000m 対応でない製品と旧製品をどう見分け、販売上フォローすれば良いのか運用できない規格となっている。	･高地規格自身の見直し。	･GB4943.1-2011
		日機輸	(13)	異なる規制要求の混合監査	･節マークの工場監査時に、本来対象ではないはずの CCC 規格アップグレード状況を確認され、「次回の（CCC）工場監査までに規格アップグレードを完了すること」という通達に対して、節マーク工場監査時点で製品の新規格対応が完了していないとして NG とされた。	･各認証毎の確認範囲を明確にし、認証取得者に対して明確なアナウンスをしていただきたい。	･AQSIQ 第 117 号令　強制的製品認証管理規定 2009.7.3
		建産協	(14)	製品使用許可の自治体毎の差異と矛盾	･中国における新しい製品（産品）を使用するに当たり、生産許可証を求められる。「工業製品生産許可証管理弁法」および「工業製品生産許可証管理条例」に規定されていない製品についても省によっては求められる。かつ、生産拠点での許可証の取得を指示されるが当該地区の省では取得できない。（当該地区の管轄当局は必要ないとの見解を出す）代替手続きを折衝するも、局、団体によって見解がことごとく異なり、この為、生産拠点外の地区･省での使用が事実上出来ない事態になっている。（特に江蘇省の他省生産品への排他的とも取れる対応が顕著）	･外商企業に対する国家レベルの許可･認証マニュアルなどの整備等。	･工業製品生産許可証管理弁法･条例
		日機輸	(15)	認証維持管理ルールと規制対応要求の矛盾	･中国安全規格 GB4943.1-2011 への規格アップグレードに際し、CCC 認可のアップグレードは次回の工場監査までに完了すれば良いが、製品は新規格の施行日である 2012/12/01 から新規格に対応しなければならない、という要求を受けた。 通常 CQC は「認可取得後に製品への反映を行うこと」というルールに基づいて工場監査の際にも確認を徹底しているが、上記要求はこの前提を覆すものであり矛盾している。	･規格対応要求と認証機関の要求が矛盾しないように認証機関側が明確な指示を出していただきたい。 左記の例であれば、CCC 認可のアップグレード納期を「次回の工場監査まで」などとはせずに、「規格施行日まで」としていただいた方が混乱を生じなかったと思われる。	･情報処理機器、通信端末機器　強制認証新版標準 GB4943.1-2011 の実施要求に関する公告 （2012-04-10 CQC 標準変更情報より）
		日機輸	(16)	回線規格と製品安全規格の矛盾	･FAX 機の雷サージ試験の規格が発布されたが、事務機よりきつい規格となっている。各国の FAX に対する規格と比較しても厳しい規格となっている。	･欧米と整合のとれる規格を制定してほしい。	･YD/T993-2006

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(17)	認証評価試験所の評価基準のばらつき	･部品認証に関する見解が試験所によって異なり、他の試験所で問題とならなかった部品が認められない場合がある。 【フォトカプラの例】 A 試験所： 内部沿面距離が記載されていない VDE 認可証＋内部沿面距離を記載した構造図で OK。 B 試験所： 内部沿面距離もしくは熱サイクル試験結果が記載された認可証を提示しなければ NG。	･認証評価のための評価基準（判断基準）をより明確にし、できれば申請者にも公開していただいて、試験所･担当者によるばらつきが極力生じないようにしていただきたい。	･AQSIQ 第 117 号令 強制的製品認証管理規定 2009.7.3 ･中国国家認証認可監督管理委員会公告 认监委 2010 年第 27 号 关于修订信息技术设备、音视频设备强制性认证实施规则的公告 ･GB4943.1-2011 情報処理装置の安全性 第一部 一般要求事項
		化粧品 化粧品	(18)	化粧品に関する新原料承認の判定基準の不明確	･1990 年に発令された『化粧品衛生監督条例』に新原料の定義が明記されているが、実際の審査時における新原料の判定根拠が不明確。現在、特殊用途化粧品の認可について SFDA の専門家が審査する際、衛生部が 2007 年に発行した『国際化粧品原料標準中文名称』に収載される成分を既存原料として判断しているが、法的効力を有すものではない。現在、SFDA が新原料の判定根拠を明確にするために、『中国での既存原料リスト』を作成中だが、このリストに収載される原料の範囲が狭く、”非”特殊用途化粧品に配合されている原料は殆ど含まれていない。現在の運用に用いられる『国際化粧品原料標準中文名称』に収載されている原料数量より、半分以下の約 6000 種程度になる見通しで、今後の新製品開発への影響が懸念される。 ･2009 年以来、新原料の承認基準が不透明なため、承認が遅延･不許可が発生しており、当社製品の市場導入が困難となっている。不許可とされた原料はいずれも混合原料（複合原料）であるが、単体に分離し、安全性を証明するように求められた。しかし、分離することは技術的コスト的に非常に困難であるだけでなく、単離したものを評価することは科学的にも疑問である。	･新原料の管理範囲を『化粧品衛生規範』中のポジティブリストに収載されている種類に限定し、定義の明確化を図る。 ･新原料に該当しないものを特殊用途化粧品に配合する場合は、メーカー責任において安全性を評価し使用できる事とする。 ･混合原料に関しては、科学的かつ合理的な判断のもと承認基準を見直していただきたい。	･化粧品新原料申請及び審査評価指南 ･化粧品衛生監督条例 ･中国で既存原料リスト（案）第一回～第三回
					(対応) ･我が国は、2011 年 6 月の TBT 通報に対して、また 2012 年 6 月には中国政府の TBT 照会所に対して、懸念を表すコメントを送付。また、2011 年 11 月以降の TBT 委員会において、TBT 協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、科学的根拠のない規制は緩和し、審査基準、･審査手続を明確化すべきことを要望した。米国及び欧州も同様に懸念を表明。〔2013 年版不公正貿易報告書〕		
		化粧品	(19)	化粧品に関する新原料申請手続の煩雑	･新原料審査における SFDA からの技術資料とデータの要求内容が非常に厳しく、且つ審査中に専門家から新規の要求が頻繁に発生している。要求される技術資料の中には安全性と無関係の生産条件データや検証試験が含まれている。現状では殆どの化粧品会社で対応しきれておらず、実際に直近 4 年間に許可された原料は 3 種類のみであり、いずれも許可までの時間は 2 年程度を要した。	･安全性と無関係の要求の見直し等、現状に則した審査の内容及び基準の適正化。	･化粧品新原料申告と審査指南
		建産協	(20)	日本の安全規格等の導入の必要	･①建築物の主な仕様、工法 ②シックハウス等の運用状況 ③衛生陶器･バス等において日本が有している耐久性･使い勝手の良さ（高齢者仕様等）あるいは日本製デザインに対するニーズ		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
20	独占	化粧品	(1)	曖昧な法規定	・独占禁止法の規定が曖昧。例えば、禁止を定めている「その他の独占的協定」の「その他」に何が含まれるのかは、執行機関の解釈・裁量に委ねられてしまう恐れがある。	・独占禁止法の規定を明確にしてほしい。	・独占禁止法　第二章第十三条・第十四条
					(対応) ・中国の独禁法は 2007 年 8 月 30 日、全国人民代表大会常務委員会で採択・公布され（中華人民共和国主席令第 68 号）、2008 年 8 月 1 日に施行。執行機関として、国家発展改革委員会が価格独占行為に係る独占合意、市場の支配的地位の濫用および行政執行権限濫用行為に関する業務、商務部が事業者集中審査、国家工商行政管理総局が価格独占行為以外の独占合意、市場の支配的地位の濫用および行政執行権限濫用行為に関する業務を担っている。中国政府は近年、独禁法の法執行力の強化に向けた動きを強めている。 2013 年以降、複数の外資系企業が中国の反独占法違反行為で摘発され処罰される事件が増加し、かつ、罰金等の行政処罰も厳格化・高額化してきている。2013 年外資系企業のカルテル行為に対する初の処罰事例として、価格法違反のカルテルでサムスン電子など韓国と台湾のパネルメーカー6 社、独占禁止法の第 14 条に違反し再販売価格を不当に操作していたとして粉ミルクメーカー9 社、外資系眼鏡レンズメーカー7 社に制裁金を科した。 2014 年になって、さらに多数の企業を対象とした中国独禁法の処罰事例が増えており、価格カルテルでアウディ、クライスラーなど欧米自動車企業及びそのディーラー（2.8 億元）、日系企業を含む外国自動車部品企業 12 社（12.4 億元）、浙江保険協会および保険会社 22 社（1.1 億元）、市場支配的地位の濫用で IDC 社、米クアルコム社（調査済み）、米マイクロソフト社（調査中）などがあげられる。 ・2014 年 8 月 20 日、中国国家発展改革委員会は外国の自動車部品メーカー等 12 社が自動車部品等の価格独占協定を行い独禁法（第 13 条第 1 項第(1)号）に違反したとして、前年度売上高の 4～8%、12.4 億元（日本円で 200 億円超）に上る課徴金を科すと発表し、行政処罰決定書を公表した。発布された処罰書は「違法事実及び証拠」及び「行政処罰の根拠規定及び決定」という構造をとっている。 （http://www.sdpc.gov.cn/gzdt/201409/t20140918_626088.html） （http://www.sdpc.gov.cn/gzdt/201409/t20140918_626087.html） 中国では、これまでカルテル調査・処罰に関しては、一部の案件が反独占局のウェブサイトに紹介されているのみで、処罰書自体は公開されていない。今回の処罰書自体が公表されたことは異例の措置であると言える。 ・2014 年 8 月、在中国 EU 商工会議所は中国当局に対して、中国が独禁法の執行で欧州企業に対する脅迫的な行為が横行しており外国企業ばかりが標的にされているのではないかと疑問を呈した。また 9 月、ルー米財務長官は、中国の汪洋副首相に書簡を送り、中国が独禁法の執行で外国企業を不当に狙い撃ちしているとして米側の不満を伝えた。（9 月 15 日付 WSJ、及び Bloomberg） ・2014 年 9 月 16 日、中国商務部のスポークスマンは、「欧米の経済団体が中国のことを外資叩きだと非難しているが、これは個別の企業が感情的になっているだけで、決して投資環境が悪化したことを意味しない。……国家発展改革委員会に　よる独禁法違反調査・処分の件数のうち外資は 10%しかない。また、工商行政管理総局の同様の調査においても外資は 5%しかない。よって、外資叩きとの批判は当たらない」と反論した。		
		日機輸 日商	(2)	事業者集中審査の煩雑・遅延	・事業者集中申告に要する時間が長期化（立案までに数ヶ月を要す）しており、迅速な投資に悪影響を与えている。 ・経営者集中事前届出を行う際に、手続が膨大かつ複雑で、所要時間が長く、中国経済に資する案件の実施が遅延することがある。また、安全審査制度についても上記同様の懸念がある。	・商務省、その他関係当局において、迅速な審査体制の構築をお願いしたい。 ・審査が三段階まで及ぶことがあるが、その基準を明確にして頂きたい。 ・審査時間の短縮を図ることで中国経済並びに商務部の更なる発展を願い、 ①商務部の経営者集中事前審査担当者の増員、 ②商務部・国家発展改革委員会・国家工商総局間の一層の情報共有、 ③業界協会のほか、M&A 案件に経験豊富な弁護士等の外部専門家の意見聴取等を検討頂くよう要望する。	・独占禁止法 ・経営者集中審査弁法 ・外国投資家による中国国内企業の買収合併の安全審査制度の確立に関する国務院弁公庁の通知 ・外国投資家による中国国内企業の買収合併の安全審査制度実施に関する規定

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(3)	企業結合届出の全世界売上高要件	･親会社や兄弟会社等を含むグループ企業の全世界売上高が 100 億円を超えるような企業結合は商務部への申告が必要となるため、中国市場での売上げが全く発生しない企業結合であっても、届出が必要となる。	･全世界売上高の要件を削除し、中国国内の売上高のみを基準に商務部への届出を判断していただきたい。	･中国反独占法第 21 条
		日商	(4)	企業統合届出内容の不明確	･企業統合の商務部への届出内容の要件が不明確であり、届出をなかなか受け付けてもらえず、中国当局の承認が得られるまでに要する期間が不明確である。	･届出受付の要件を明確にしていただきたい。	･中国反独占法第 21 条
21	土地所有制限	日製紙	(1)	林業用地使用権取得手続の不透明･遅延	･林業用地としての土地使用権は、県が発行する林権証という形で確保されるが、県によっては手続きに数年を要する。県によっては財源、人材不足で運用が難しい場合がある。一方、遊休地の有効利用は今後、需要が増し、より複雑、高度な情報処理が必要となる。上部組織（市、省）の専門部門で運用を一括管理するべきである。林権証発行の効率化と林権証取引の促進を図る施策を出すことで、地域経済発展と土地利用率の向上が期待できる。	･手続の迅速化と簡易化を要望する。	･森林法 ･農村土地承包法
		日機輸	(2)	土地所有制限	･100％外資企業の土地所有が認められていない。（共産主義国であり、自国民にも認めていないが）	･安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。	
					(対応) ･2007 年 10 月 1 日、物権法が施行された。物権法は、総則、所有権、用益物権、担保物権、占有の 5 編、19 章 247 条から構成されている。所有権について、各種の不動産と動産を国有財産、集団所有財産および私有財産に分類し、それぞれの所有権の帰属について詳細に規定している。「国家、集団、私人の物的権利は法律の保護を受ける。いかなる組織･個人もこれを侵してはならない」とする。公共の利益のため集団所有の土地の収用、または個人所有の建物を収用、移転、撤去する場合の補償原則を明確にした。 具体的には、①私有財産の平等保護、②農地･住宅用地など土地使用権の期限満了後も延長可能、③農地の収用には保証金支払いを義務付け、などを定めている。		
		自動部品	(3)	土地使用権取得継続の予見可能性不足	･現在の土地使用契約が期間満了となった場合にどうなるのか不明。	･既に建屋建設済なため、使用権ではなく所有権を譲渡してもらうか契約期間を無期限としてほしい。	
		日製紙	(4)	借り入れた国有林場への農民による不当な所有権･使用権の立証	･植林用地を国有林場から借りているが、周囲の農民が所有権･使用権を主張し、植林地が農民に占拠されることがあり、収穫できなくなる。/植林用地管理費をアップして見回りを強化し、農民の占拠が起きないように努めている。	･中国において、土地所有権･使用権は難しい問題であり、他の植林会社も同じような問題を抱えているとのこと。使用権に対する対価を支払うのであるから、保証されるようになってもらいたい。	
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	中国版 RoHS 指令の不透明	･電子情報製品汚染制御管理弁法（中国 RoHS）の検討（新管理弁法の制定･重点管理目録の制定･対象製品の追加、3C 認証実施規則、国家推薦電子情報製品自発的認証制度の施行など）に際して、関係する企業等との協議の場が少なく、EU RoHS との違いなど制度全体が分かりづらいものとなっている。適合性評価(認証制度)について中国の認証機関だけで評価能力（分析能力、分析結果の信頼性、安定性、工場監査等）が不足せずに対応できるのか懸念される。	･先行する EU や各国 RoHS との整合性を保ち、Step1 の延長線となる、企業の自己適合宣言の方式（IEC/TR62476、ISO/IEC17025 など）を採用する方向で、認証側･被認証側双方の負担を軽減していただきたい。	･国家推薦電子情報製品自発的認証制度 ･中国 RoHS（電子電気製品汚染制御管理弁法など）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸			**・中国 RoHS の管理弁法（案）のもと、関連する標準・規格（案）が様々存在し、制度全体がわかりづらいものになる恐れがある。**	**・規制案については引き続き、意見募集の機会を設けていただきたい。 ・企業による自己適合宣言（符合性声明）に理解いただき、規制当局側・実行企業側双方にとっての負担軽減に配慮いただきたい。 ・管理弁法・標準・規格の改訂にあっては、施行時期を合わせることや FAQ を充実させること等により、わかりやすい制度にしていただきたい。**	
					(対応) ・2007 年 3 月 1 日より、いわゆる中国版 RoHS と呼ばれる「電子情報製品汚染制御管理弁法」が実施された。これは実施の段階で以下の 2 段階に分けて行われる。 (1)第 1 段階：企業は、ラベルまたは製品説明の中で危険／有害物質について自己申告しなければならない。 (2)第 2 段階：「電子情報製品汚染制御重点管理目録」を作成し、該当する製品目録に記載されている製品については強制的に証明をうけなければならない。 ・2008 年 2 月 1 日、「電子廃棄物環境汚染防止管理弁法」が発効した。これにより、メーカー、輸入商および販売者の 3 者が E-廃棄物のリサイクルに対し責任があることが明確になった。また、E-廃棄物は、政府の指定を受けたライセンス所有の機関または個人によって処理または加工されなければならず、さもなければ違反者には罰金が課される。 ・2009 年 3 月 4 日、「廃旧家電および電子製品回収処理管理条例」が公布された。 ・上記「第 2 段階」の実施は、当初 2010 年夏ごろを予定していたが、2011 年夏現在未だ対象製品も確定しておらず、実施は大幅に遅れると予測されている。一方、2010 年 7 月、中国 RoHS の改正案が公表され、審議が行われている。主な改正点は、対象範囲の拡大（電子情報製品から電機電子機器へ）、第 2 段階の CCC 認証取得義務が緩和される可能性があること等。 ・2010 年 5 月 18 日、「国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証に関する実施意見」を公布し、また 2011 年 8 月 25 日、「国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証実施規則、製品目録及び例外要求」を公布してコンピュータ、プリンタ、TV、携帯電話の完成品、部品、材料に関し自主認証制度を設けた。 ・2010 年 10 月 21 日付で TBT 通報がなされたが、2011 年 3、6、11 月、2012 年 3 月の TBT 委員会で、日本、EU、韓国が懸念を表明し、二国間会合においては認証制度を EU の RoHS 指令同様に企業の自主宣言方式とすること及び自動車・電池・部品等を除外することを要望した。これに対し中国は、カタログは 2011 年 8 月に公表しており、かつ任意の認証制度となるため、これ以上の TBT 通報は不要とした。（2013 年版不公正貿易報告書）		
		日機輸	(2)	中国版 WEEE の一般消費者向け/企業向け適用の一律性	・廃棄電気電子製品回収管理条例（中国版 WEEE）で、一般消費者向け製品（B to C）と企業向け製品（B to B）は維持、管理手法が異なり、一律同じ手法で回収・処理するのは困難である。例えば、企業とのサービス契約、保守契約に基づき製品をメンテナンスしている場合などは、メンテナンスしている企業が製品の維持、管理をしているため、メンテナンスしている企業が既に自主的に回収リサイクル活動を行っている。	・一般家庭で使用している家電製品とは区別し、企業向け製品（B to B）は、回収処理基金対象から外していただきたい。	・中国「廃棄電気電子製品回収処理管理条例」の第七条
					(対応) ・2009 年 2 月 25 日、環境保護部等の 9 省庁が共同で「廃棄電気電子回収処理条例」（国務院令 551 号）を公布し、2011 年 1 月 1 日施行。 ・2010 年 9 月、「廃棄電気電子製品処理目録」（第一次品目リスト）を公布。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの 5 品目を対象品目とした。 ・2012 年 7 月 1 日、「廃棄電気電子回収処理基金管理弁法」を施行。本管理弁法により、いわゆる“中国版 WEEE”が実質的に施行されることになった。 －中国国内の生産者・輸入者から 1 台ごとに一定額（TV13 元、冷蔵庫 12 元、洗濯機 7 元、エアコン 7 元、パソコン 10 元）を記金として徴集し、認定された回収処理業者に 1 台ごとに一定額（TV85 元、冷蔵庫 80 元、洗濯機 35 元、エアコン 35 元、パソコン 85 元）を補助金として支給する。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日鉄連 JEITA 日機輸	(3)	産業廃棄物処理の認定業者数不足	･ISO 取得のために ISO 基準に則った認定処理業者を起用したい現地工場が、認定業者不足のため処理が遅くなったり、高いコストを強いられたりしている。 ･処理資格のある企業が限られており、処理費用が高騰している。	･ISO 認定業者の全国的な増強。 ･汚染処理能力の向上、関係法規の厳格化を期待。	
					(対応) ･2007 年 10 月、中国商務部および国家環境保護総局は、各地方の商務･環境管理行政官庁に対し、輸出企業に対する環境監督･管理を強化する通達を公布した。 ･2008 年 5 月 1 日、中国環境保護部は、「環境情報公開弁法（試行）」を施行した。弁法は、環境保護部門および汚染物質排出状況」が深刻な企業に対して、環境に係る重要な情報を国民に公開することを強制し、汚染物質排出状況が深刻な水準でない企業に対しては、環境情報の公開を奨励している。 ･2009 年 1 月 1 日より、リサイクル経済の発展を目的とする「循環経済促進法」が施行された。 ･2009 年 2 月 25 日、「電器･電子製品廃棄･回収管理条例」を公布し、2011 年 1 月 1 日より施行する。 いわゆる家電リサイクル法であるが、廃棄電子製品の処理業者の操業資格の認定、環境保護関連規定の遵守、政府による奨励、監督管理、罰則等に関する規定も含まれる。 ･2010 年 12 月 15 日、中国環境保護部は『廃棄電器電子製品処理目録』に掲載された廃棄電器電子製品や中古電器電子製品を処理する資格証書の申請･取得に関する条件及び手続きの詳細を定めた『廃棄電器電子製品処理資格許可管理弁法 』を公布した（2011 年 1 月 1 日より施行）。同弁法は、中国の廃棄電器電子機器指令（WEEE） の実施細則となるものである。同弁法は、所轄政府機関の責任、資格証書の取得条件及び手続き、監督･管理、法的責任などについて定めている。		
		日製紙 日機輸 日機輸 日製紙 日商 全楽協	(4)	**大気汚染対策の不十分**	･駐在員･現地従業員がいる上海･北京の大気汚染が深刻化。現在はマスク配布や空気清浄機設置などで対応しているが、汚染指数の高い日に無理に出社させることは社員の健康保護の観点から厳しくなってきており、今後の通常業務への悪影響が心配される。ハードシップや駐在員家族の一時帰国など、福利面での対応を迫られる可能性もある。 また当社の工場ではないが、江蘇省では市政府からボイラー停止協力を要請されるなど、操業への影響が出ている会社もある。 ･PM2.5 等の大気汚染による駐在員･現地従業員への健康被害発生の懸念。大気汚染発生源疑いとして部品ベンダーへ操業停止の行政指導発生、それに伴う当工場操業への影響。 ･派遣する駐在員（家族）が大気汚染問題で赴任を躊躇。駐在中に子供が生まれた場合、幼児への影響を考え帰任希望あり。 ･工場排水または PM2.5 の蔓延により、従業員の健康被害を心配している。 ･北京･上海等の大都市における大気汚染(PM2.5)や鳥インフルエンザウィルス感染等により、昨年（2013 年）の観光目的で中国へ入国した日本人観光客は前年比 35%減（約 51 万人）となる。 ･大気汚染の深刻化、健康被害の不安。	･中国政府に対し、至急抜本的な環境対策を進めるよう、日本からも強くアプローチいただきたい。 ･大気汚染発生源での対策。 ･悪い情報を強調するだけでなく実態に則した報道を望む。 ･早期改善に向けた政府の強力なリーダーシップを望む。	
					(対応) ･2014 年 7 月、「上海市大気汚染防止条例」を可決し。10 月 1 日から施行。罰則の強化と長江デルタ地域における大気汚染防止の協力などを規定。 ･2014 年 8 月 6 日、中国財政部、国家税務総局及び工業情報化部は、「新エネルギー自動車の購置税（車両取得税）免除に関する公告」（2014 年第 53 号公告）を連名で公表；2014 年 9 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までの間、要件を満たした純粋電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車に対して車両取得税を免除。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(5)	二輪車の都市乗り入れ規制	・都市部では、自動車の普及とともに、二輪車が環境、交通安全のためという理由で差別的に、都市部への乗り入れが制限されている。自動車同様に、排ガス規制対応しているのに差別されるのは不合理である。一方で電動二輪車が免許不要で都市部の車道を走っているのはおかしい。	・二輪車の都市乗り入れ規制を撤廃あるいは緩和していただきたい。	・都市ごとの独自規制
		日商	(6)	燃費規制の企業平均値算出方法の問題	・第三段階燃費規制への企業平均値算出の際に輸入車と現地生産車のグルーピングが認められず、輸入車のみ扱っている会社の規制値達成が難しい状況となっている。	・輸入車と現地生産車のグルーピングを認めていただきたい。	・第三段階燃費標準及び管理弁法
		JEITA 日機輸	(7)	廃棄物処理枠の設定	・中央政府の指導の下、各地方政府は大気悪化時に工業企業の排気制限や車両運行規制策を講じている。汚染物の処理量に枠が設定され、超過分は処理できず、敷地内に放置されたままになっている。	・企業に稼動調整が必要な場合、計画的な活動が望ましい。	・地方政府が制定する大気悪化への対応法規
		日商	(8)	安全性証明のための動物実験の強制	・中国当局は、国内で販売される全ての化粧品について、動物実験による安全性データの提出を義務付けている。近年の世界的な動物愛護意識の高まりを背景に、当社は化粧品開発における動物実験の全廃を目指しているものの、中国で販売している製品については動物実験を廃止することが出来ず、目標実現への障害となっている。	・代替法データや既存データを受け入れる方向での法律の改正。（2013 年 11 月に中国当局は当該規制の廃止に関する意見募集を開始しているものの、現状では先行きの見通しは不透明。）	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	時計協	(1)	**公証・認証取得の煩雑**	・中国政府関係当局に対し委任状、訴訟関連資料等を提出する際に、領事館認証を要求される。領事認証を得るには、大使館に 2 度出頭するなど煩雑であり、時間を要する。領事認証を不要とすることを望む。	・領事認証に代えてアポスティーユの付与のみで足りるようにして欲しい。 ・現状では、香港・マカオのみ適用範囲となっており、中国本土へ適用拡大を要望する。	・ハーグ条約（外国公文書の認証を不要とする条約）の中国本土への適用拡大 ・外国企業駐代表機構登記管理条例
		医機連 医機連	(2)	許認可手続の大幅な遅延	・薬品包装用硝子材料の新規登録（基本組成変更等）や既存の製造販売許可証更新にあたり、申請から交付までに 1 年以上の期間が必要となり、業務上大きな障壁となる。 ・製造、販売の許認可が 2012 年 11 月までの期限であったため、2012 年 7 月に延長申請を提出したが、毒カプセル事件による認可作業の凍結などもあり、延長申請から 1 年半経った現状でも認可が下りない状況で、製造、販売とも停止せざるを得ない状況になっている。	・せめて既存証明書の更新ぐらいは数ヶ月で発行して欲しい。 ・政府機関側の問題であり、合弁側では何も出来ない状態。	・国家食品薬品監督管理局所管 ・薬品包装用材料及容器許可証
		JEITA 日機輸 日商	(3)	法規にない行政指導	・社名変更手続き（申請から社名を変更した営業許可証取得まで 2 か月半を要した）において、社名そのものへの注文、増資検討や定款変更を要求など法令とは別の次元での要求が様々な政府部門から提示される。地域によって、または同じ地域でも管轄する地区によっても当局の見解が異なる（保税区企業の増値税還付の取扱いなど）。 ・ロイヤルティの率、金額など、当事者間の商業的な合意であるべきものに対して行政指導が入る。この指導については、法的な根拠は無く、また、文書での確認もなく、専ら口頭での条件付けになっているという不明朗な形で行われているのが現状。	・法令の中身を曖昧にせず詳細な規定公布と全国及び関係するすべての政府部門への徹底。 ・当事者間の合意を尊重して頂きたい。	
		日機輸	(4)	地方による法規の運用・解釈の不統一	・危険化学品安全管理に関し、同じ法律であっても、所在地の当局毎に、運用や法規制の解釈に大きな差があり、統一した方法で対応できない（個別最適が必要で負担が増加する）。	・地方による運用の差をなくして欲しい。	・危険化学品安全管理条例 ・危険化学品登記管理弁法 ・法制

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商			・関税、外国送金、資本出資等に係る法制運用において、上海地域（都市部）と地方において解釈が異なり、同じ対応ができない状況にある。	・法制運用の標準化、統一化。	
		日製紙 自動部品	(5)	地方政府の許認可の恣意性	・当社は苗木生産の苗圃を持っているが、地元の県政府の一部にユーカリが環境に悪いという考えがあり、苗圃の生産許可の取得に多くの交渉を要する。 ・官僚社会の弊害として何事も役所の許可を得なければ業として行えない。例えば輸入代金決済に関して、緊急輸入の AIR 代を請求する発票の発行が認められない（営業範囲に「輸送業」が無いため）。また、許可範囲自体も担当者の解釈によって変わり不透明である。	・理由もなく、苗圃の営業許可更新を拒むような事はやめる。 ・ユーカリ植林に対する正しい理解。 ・担当者の判断（癒着の温床）に任せるのではなく、本業に関連する業務は全て許可範囲内として頂きたい。	・会社法・外資企業法
		JEITA 日機輸	(6)	地方政府の臨時経済促進施策の享受の限定	・経済不況時、一般的には、地方政府より臨時的な経済促進施策が出て来るが、当社はその施策効果を享受することが少ない。（例：11 年下期経済不振の時、無錫政府より投資、借金、販売促進のための展示会が多い会社に優遇政策を出した。対象期間は 11 年 10 月～12 年 3 月。内容の一つ：設備投資 1000 万元以上、投資額の 5%を奨励）	・地方政府関係部門との交流チャンスを増やす。 ・迅速な決断、決裁のルール。	
		JEITA 日機輸	(7)	消防用設備のメンテナンス業者認定基準の不明確	・蘇州市では 2013 年より、消防用設備のメンテに 2 種類の業者が必要になった。1 つはメンテ業者でもうひとつはメンテ効果の年度チェック業者で、それぞれ消防局から認定されているが、外部からはそれぞれの業者の認定基準が区別しにくい（類似している）。2 種類の業者を雇うことにより、費用が 2 元/㎡から 3 元/㎡に増加した。	・メンテ効果年度チェック業者の別認定を取り消して、チェック責任はメンテ業者自分に持ちます。消防局は抜き取り検査で、不合格であれば、メンテ業者を懲罰する。（建物の消防設計責任と同じやり方）	
		日製紙	(8)	子女教育に関する非現実的なテリトリー制限	・華東地区においては、近接する江蘇省、浙江省の会社に勤務（この場合居留証発行地は会社所在地）しているものの、生活の利便性、子女の教育及び駐在員、家族の安全の観点から、上海に居住している駐在員が多い。上海市では、最近になって、居留証の発行地が上海市以外であることを理由に、子女の入園、入学を拒否する幼稚園、学校が増えてきている。（以前から、内規があったが、最近になって厳しく適用している模様）	・現状を鑑み、融通のきいた配慮をして欲しい。	
24	法制度の未整備、突然の変更	建産協 JEITA 医機連	(1)	法律の頻繁な突然の変更	・輸出入や労働に関する法制度が頻繁に改正される。また、事前の説明がないまま、突然、改正、施行されることが多く、対応に苦慮している。 ・2011 年 10 月 1 日から、従来の開発区商検局が廃止されて、大連商検局に統合された。従来の開発区商検局から CCC に対する優遇として、税関 HS コードによれば CCC 強制認証目録なるものの、部品自身は強制認証範囲に属さないものに対しては「CCC 認証目録外認証書必需なしリスト」で即通関できた。しかし統合により急遽廃止になり、新しい対応方法として『凭条』（ping tiao）を申請し直さなければならなくなった。 それにも増して、新方法であるため商検局内部も新体制の混乱、基準が決定してないために検査すら実施しない状況が続き、部品が通関されず生産に多大な影響があった。	・法改正等に関し、外資系企業に事前に十分な説明を実施するように要請頂きたい。 ・前触れもなく通知即施行とせずに、充分な猶予期間を設けて、政府としても準備をしてからの実施を頂きたい。	・SFDA 認証 ・CCC 認証

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		医機連			・中国における薬事法（医療機器クラスⅡ）を取得手続き中、終了間際に当該装置がクラスⅡ→クラスⅢへ格上げされ、追加項目対応、販売開始が数か月延びた。	・（現地社員が情報入手していなかったことも考えられるが）中国では制度改定は国策で「待ったなし」の場合が多く、今回も猶予期間等なく即実施されてしまった。今後は猶予期間、予告期間を設けて法改定を実施して頂きたい。	
		JPETA			・あまりに多岐に亘る変更が、法令、条例、税制（税率を含む）などで行われる為、ここに列挙できないが、絶えず条件が変わることで同一条件下での継続的な商売が難しい。	・せめて実施までの適正な期間が必要である。	
		日商			・法制度・当局の政府の政策等が、急に変更・改正された場合があり、変更・改正の頻度が高い。	・恒久的な法制度・政策を制定して頂きたい。変更・改正する前に、十分に説明していただきたい。	
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 日商 日製紙 電線工 日商	(2)	関係当局・担当者による法制度解釈の不整合・不統一	・税務管轄と税関管轄の法規制間に不整合が生じグレーになっている部分が存在。（増値税還付スキーム他） ・法律の表現が明確でなく、税務局/税関/外貨管理局当の部門間、担当者による解釈の違いがあり、取引開始後にﾄﾗﾌﾞﾙが生じるﾘｽｸあり。例えば、一日游での直接取引の可能性の解釈等。 ・当局の企業窓口担当者の実務能力レベルにより、企業からの問合せや法規の解釈に対し不適当な回答が行われ、それにより企業側の実務処理に誤解を与えたケースも少なくない。 ・担当者が異なると判断が異なる、同一事象でも地域が異なると判断が異なる、などのケースが多く、確認・リスク回避に多大な時間と労力を要する。 例：輸出加工区出荷の場合の税還付解釈の地域間格差、納税解釈の税務担当者間格差 ・税法などの法律問題について、実務の問い合わせに対して当局はせいぜい口頭で回答し、担当者・責任者が変わると問題が生じかねない。 ・規制の改定が行われても、地域間で運用に差が見られる。所轄部署による差もある。 ・法の運用にあたっては、各地域により取扱いが異なるだけではなく、各窓口担当により、書類の要否・申請の可否等が異なる。 ・法の解釈または要求内容が担当官によって、統一性のないことが散見され業務の安定性に影響を与えるケースがある。 ・出資者変更手続きおよびロイヤルティの支払手続きにおいて、事前確認では要求されていない書類および領事査証の追加取得要請による手続き、支払遅延が起こる。当局の担当官ごとの必要書類や書類内容解釈の違いによる非効率かつ煩雑な手続きが行われている。 ・当局の問合せ窓口の担当者が明らかに説明してくれない状況がある。同じ問題に対し、当局の担当者により違う回答をもらったこともある。	・部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。 ・当局窓口担当者の実務レベルを高める継続的な努力を強く希望する。 ・部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。 ・部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。 ・部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。 ・法運用の安定化を望む。 ・法の解釈等につき行政を通じて統一性を求める。 ・必要書類の明確化。 ・当局の問合せ窓口の担当者のレベルをアップさせ、正確な回答を頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商			・政府各部門間の危険品に対する規則（解釈）が違う。 例えば、 ①税関の判断標準：危険物明細書、MSDS 〔日商事務局注：MSDS は Material Safty Data Sheet の略。「化学物質安全性データシート／化学品安全説明書」の意。〕 ②安監局判断標準：危険化学品名録	・各部門間が縦ではなく横の調整をして頂き、法律・規則（解釈）を統一して頂きたい。	
					(対応) ・2008 年の中国 TRM の場で、中国は GATS 第 14 条にある「公衆道徳の保護、公の秩序の維持」の観点からゲームの製造販売を制限していると説明。 ・2009 年 9 月 28 日、オンラインゲーム出版の事前審査及び輸入オンラインゲームの審査認可の権限を持つ新聞出版総署は、国務院の『三定』規定及び中央編纂の関連解釈を徹底的に実施し、オンラインゲームの事前の審査認可及び輸入オンラインゲームの審査認可の管理を更に強化することに関する通達（新出聯[2009]13 号）を公布した。		
		日機輸	(3)	法律の実施・運用の地域格差・不統一	・社会保険料の徴収についても実施細則・運用は地方任せで、地域によって対応のスピード感、対応内容もまちまちである。	・このような対応は是非改善してもらい、法律を公布する際には実務レベルまでの詰めを行って頂くか、あるいはあとで細則等を出すにしても速やかな対応をお願いしたい。	・中国法制
		日商			・関税、外国送金、資本出資などの運用において、東北省など地方と上海地域とで、解釈の違いがあり、事業上、その情報把握に苦慮している。	・法規制解釈の標準化。	
		日商			・法律は一つでありながら運用（解釈）が地方/担当者によって異なるケースが散見される。最近の法律等の改正は一応のパブコメをやるが、基本的にはやってみて影響や状況を見ながら修正していくというスタイルが目立つ。立法の仕組みが日本や欧米と異なることは理解しているが、発布の前に十分な議論がほしい。	・運用(解釈)の統一。 ・運用を鑑みた発布前の充分な議論。	
		日鉄連			・例：営業税から増値税に変更するにあたり、海外売上 100%のコンサルティングサービスに対しては免税との規定がある。この規定の運用が地域毎に違い、ある地域では免税とされていたものが、突如免税不可となり、遡及して納税するよう求められた。	・制度運用の透明化。	
		日機輸	(4)	法律施行の猶予期間の不足	・中国では、通常、強制標準については、公布から施行まで最低 6 カ月の期間が与えられるといわれている中で、本実施規則については、2011 年 9 月 14 日に公布され、2012 年 1 月 1 日から施行、つまり、2012 年 1 月 1 日以降、中国に上市される対象製品には、当局が指定するデザインに、製品毎の固有の情報を記載したラベルを表示することが要求された。我々メーカー側の準備期間を無視した日程感で進められた。	・法規制対応には準備期間が必要であるので、公布から施行までに、十分な準備期間をとって頂きたい。また、立法状況（現状、予定等）についての情報を事前に出して頂きたい。	・中国エネルギー効率ラベル実施規則（プリンタ/FAX）
		建産協	(5)	法律の実施運用規則の不備・発行遅延	・法律等施行後も、その細則が制定されるまでに時間がかかることが多く、実務面での対応方法がわからず、苦慮している。（役所に問い合わせても回答がもらえない。）	・法律等の施行後にすみやかに運用細則を制定するよう要請頂きたい。	・中華人民共和国社会保険法 ・外商投資のインターネット、自動販売機方式の販売プロジェクトの審査管理関連問題に関する通知 ・危険化学品安全管理条例
		日機輸			・上位の法規制が発効しているにもかかわらず、その法律を実際に運用するための下位規則、規制物質リスト、ガイドライン等が公表されるのが遅く、実際の対応が困難。	・下位規則やガイド等の準備をしてから法律を発効して欲しい。（準備が出来るまでは発効しないで欲しい。）	
		日商			・新法規が続々と乱造されているが、実際に施行する地方政府に細則が示されているようには思えない。最近の派遣法改正についても、実際の施行時期も明らかではなく雇用体系が固まらない。人治国家と言わざるを得ないのが現状。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(6)	ネット関係法規制整備の遅れ	・ネット関係の法規制整備の遅れ。企業に対する誹謗中傷もしくは社内情報漏洩等に対する法規制の規制枠組みが弱い。		
		JEITA 日機輸	(7)	個人情報保護関連法の未整備	・ネット上での個人住所の掲載、誹謗中傷に対し、プロバイダーへの掲載差し止めができない場合がある。労働争議や社内不正への対応を行った際の仕返し、脅し等に身の危険を感じる場合もある。	・個人情報掲載差し止め。 ・時と場合によるが公安の協力。	
		医機連	(8)	複雑・長期間の法規制	・CFDA などの法規制が複雑で、期間も長期にわたり、要求される資料も複雑である。 2014 年 1 月 1 日から EMC 規格適用が開始となり、新規申請分は、EMC 実機試験報告書の提出が必要となる。また、更新申請でも EMC 実機試験報告書の提出が必須となる。上記の試験期間を想定すると現在の認定スケジュールより、更に 3 ヶ月程度遅延が想定される。中国国内向け生産への影響が発生する。	・承認までの期間短縮をまずはお願いしたい。	
		自動部品	(9)	減資制度の未整備	・地方政府によっては減資制度が未整備、また外資誘致による収入にノルマがある地方政府にとって減資はマイナスでしかなく理解がないため、投資の回収が出来ない。	・減資制度の整備。	
		全楽協	(10)	法制度改正の政府機関間調整不足	・法制度が改正されても政府機関間の調整も十分に行われておらず、管轄する政府機関に問い合わせをしても変更内容に対する質問について明確な回答が出てこない。また、対応する担当者によっても見解が異なることがある。	・法改正等に関し、事前に十分な説明と準備を頂きたい。	・各種法令
		日商	(11)	法律改正に係る相談窓口の不備	・新旅遊法(2013 年 10 月)に伴い、従来の上海にある弊社が、取引先企業 A 社の海外旅行ライセンス利用する形態で初営業を行い、弊社が A 社からコンサルタント業務を受託するスキームが、当局から「ライセンスの名義貸し行為に該当する疑いがあるスキームである。」という指摘を受けた。	・早急な法律改正を相談できる日本国内の窓口を開設してほしい。	・中華人民共和国新旅遊法
		日機輸	(12)	税関勤務日・休業日の不透明及び突然な変更	・大型連休の際にほとんど連休直前でないと臨時開庁の日程が確定しない。普段、土曜日は勤務日であるが、突然休業する場合があり、出荷・輸出業務に支障が来たす。	・勤務日程の安定化及び休業日の早期発表。	
		JPETA	(13)	国民休日の直近の変更	・年間の休日は毎年決まった時期に国務院より発表されるが、直前(1 ヶ月未満)に日程が変更となる場合があり、生産活動・事業活動スケジュールに支障をきたす。	・一度決めた休日は変更しないでほしい。	
		日商	(14)	液化水素の法律・関連法規の未整備	・中国では、液化水素の機器設計、製造、貯蔵、運搬、販売、消費に関する民間企業向けの法律がない。クリーンエネルギーである液化水素を中国で普及させる事業を計画しようにも、できない状態となっている。	・民間企業向けの関係法令や基準を制定して欲しい。	
		JEITA 日機輸	(15)	高効率製品補助政策の不明	・省エネ製品の発展を促すためのトップランナー制度について長期的な検討を経ても結論が出ない中、企業の生産方針が決まりにくく、急遽変動が出て生産資源が無駄になるリスクがある。	・早期的な決定を期待。	・高効率製品の補助法規
		日商	(16)	木造建設施工専業ライセンスの不備	・木造建築に関する建設関連法規が施行されてからかなりの年数が経つが、現時点で木造を施工する為の専門ライセンスはない。また、ゼネコンライセンスの規程はビル等の大型建築物を施工する前提で作成されており、木造施工においては規程が過剰要求となっている。そのため、木造建築をベースに事業運営するには、ライセンスを維持するのに必要な人員配置等を行うにはコストが過大となってしまう。	・木造専業ライセンスを設定もしくは、ゼネコンライセンスに低層住宅専門のライセンスを設定することを望む。	・建築業企業資質等級標準（2001）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(17)	内装施工ライセンスによる受注可能金額の長期固定	・内装施工に関するライセンスは1級から3級まであるが、2001年に設定されたものであり、物価の上昇があるにもかかわらず各ライセンスで認められている受注可能金額が固定されたままである。一方でライセンス維持に必要な有資格者等の人件費は上昇しているため、受注金額制限がコストと釣り合わなくなっている。	・受注可能金額の増額もしくは有資格者制限の緩和を望む。	・建築業企業資質等級標準（2001）
25	政府調達	日鉄連 日機輸 日機輸	(1)	政府調達における自国製品の優先購入	・2009年5月26日、政府投資プロジェクトで政府調達に属するものについて、中国政府は中国国内で調達できないなど、合理的な条件が無い限りにおいて、自国製品を優先的に購入（バイチャイナ）するよう通達。輸入する場合は政府部門の同意が必要となる。現時点で法的拘束力や実際の運用規定が不明。 ・省エネラベルに対しての政府購買リストの製品カテゴリで、一部強制品目（プリンタ）は、中国製の製品に優先されている。他国で生産した製品を政府購買する場合、事前に審査を受けなければならない。国産品と輸入品に差を生じさせることは公平、公正でない。 ・政府調達の条件となっている「Made in CHINA」の為に、入札対応ができない、もしくは、入札の為の対応の負荷大。	・運用規定等の明確化、政府調達以外の分野への波及の回避。 ・省エネラベルに対しての政府購買リストに掲載できる条件は皆平等で公平性を確保いただきたい。 ・制限の早期撤廃。	・「内需拡大による経済成長促進の着実な実施に関して、プロジェクト建設への入札・応札の監督管理業務の更なる強化を行うことについての意見」（発改法規[2009]1361号附属書） ・政府調達国内製品管理弁法（未公布）第三条、第六条、第七条、第八条 ・政府調達輸入製品管理弁法 ・The Government Procurement Law of the People's Republic of China
					(対応) ・2009年12月25日、中国政府は、設備産業の独自開発を奨励する『重大技術装備自主創新指導目録』を公布した。同目録は、政府が国内産業に対し独自開発を望む240種類の設備を列挙しており、国内企業にとっての指針となる。この目録に列挙された設備は、(1)政府の研究開発、(2)製品商業化への財政優遇措置、(3)独自開発製品の政府調達政策、(4)中国で初めて製造される重大技術設備の利用において各種の優遇措置を受けられる。基本的に、同目録は、2010年公布される予定の『政府調達自主創新産品目録』がどのような内容になるかを知る手がかりとなる。 ・2010年5月、政府調達国内製品管理弁法案を発表し、パブリックコメントを求めた。国内製品の定義（国内生産コスト比率50%超の最終製品）や認定方法を規定している。		
		日機輸	(2)	WTO政府調達協定への未加盟	・GPA協定加盟の動向・目途が不明瞭である（国営企業を除く等、対象範囲の特定を希望）。	・最新情報の確認とご提供をいただきたい。	
					(対応) ・2007年12月28日、中国はWTO政府調達協定（GPA）加盟申請とイニシャル・オファーを行った。現在はオブザーバー国である中国のGPA加盟に向けた交渉が、2008年2月に持たれ、正式に始まった。 ・2007年12月、中国は政府調達加盟申請（初期オファー）を提出している。 ・2008年1月15日、財政部は政府機関の調達は、基本的に自国製品を対象とし、同部の許可無く他国製品の調達行為を禁止する旨を関連部門に通達を出した。同通達によれば、政府部門が他国製品を輸入する際は財政部の一連の審査を義務付ける。政府調達は技術移転や人材育成分野を優先させ、国が輸入を制限する産業や兵器などは国家発展改革委員会、科学技術部などの意見を仰ぐよう指示している。 ・2010年7月9日、中国はWTO政府調達協定加入交渉で改訂オファーを提出した。改訂オファーには、協定対象として15の中央政府機関が追加されたが、中国の政府調達市場の大部分を占める国有企業や地方政府機関は対象から除外されている。なお、適用基準額は、初期オファーよりも引き下げられている。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(3)	政府調達政策と自主創新政策との関係不明確	・「政府調達政策」と「自主創新」に絡む規則が複雑である。	・最新情報の確認とご提供をいただきたい。	
		日機輸	(4)	入札制度の形骸化	**・設備の入札において、入札自体が形骸化しており、費用・時間の無駄が生じている。或いは公正を著しく逸している場合がある。** **［具体例］落札後の価格交渉が常態化している。買い手の意に沿わない落札結果の場合、一方的なやり直しもある。一連のルールとフローが不明確である。** **⇒特に改善は見られない** **－入札が成立する要件、2 次入札のタイミングなどのルールが相変わらず不鮮明。** **－入札におけるハンドリング費の定義が不明確、など。**	・国際ルールに照らした入札規則として明文化（人治的な判断の余地を排除）し、買い手側の義務と責務も明確にして頂きたい。	
					(対応) ・2014 年 3 月 3 日、中国商務部、機械・電気製品国際入札実施弁法（試行）を公布。実施弁法（試行）では、国際入札に係る権限ある当局を指定し、国際入札の対象となる機械・電気製品の範囲と例外を規定して別表に HS コードを付して掲示している。 －商務部令 2014 年第 1 号【中国語】（http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201403/20140300504579.shtml）		
		日機輸	(5)	日中関係悪化による政府調達入札案件での日系企業敬遠	・当社商品の EWB（電子白板）は、従来中国の教育界等での需要が大きく、順調に販売を伸ばしていたが、12 年 9 月の日中関係悪化後、大口需要である入札案件において、日系企業が敬遠される傾向が強まった。 入札を担当する関係部門に対し、特に文書でそうした通達が回っている訳ではないようだが、どのレベルからは不明なるも、上部機関から口頭で、そうした意向が伝えられている模様。	・民間企業が商業活動を行う上で、日中間の政治動向による影響が出ないよう配慮して頂き、民間の事業活動、商行為に対しては、平等の機会を与えてもらうようにしてもらいたい。	・WTO 加盟国として当然守られるべき対応と思量。
		日機輸	(6)	応札制度の資格要件と事実上の合弁要求	・応札制度に資格等が求められるが、この資格が 1 システム導入にしても多種類が必要で、これらの資格取得が非常に困難である。 また、高級資格の取得は政府と深い関係にある業者のみに限定され、事実上大型政府案件は中国企業との合弁会社設立をしなければ応札できない。	・中国との政治的関係もあるが、政府大型案件は日本コンソーシアムで応札できるようにしていただきたい。	
		JEITA 日機輸	(7)	政府プロジェクトへの外資企業参入困難	・外資企業は市レベル以上の政府プロジェクト、例えば、863 工程（国家重点基礎研究発展計画）が担当できない。	・機密性低い市レベル以上のプロジェクトを担当できるような政策を整備していただきたい。	
26	その他	JEITA 日機輸 日商	(1)	日中関係悪化によるビジネスリスクの増大	**・尖閣諸島問題等での中国での日本企業および日本人へ対するデモ発生。靖国参拝問題等によりビジネス悪化リスクの発生。**	**・現地企業への配慮。**	
		JEITA 日機輸			・2012 年の日中リスク以来、販売は落ち込み、人員の採用が困難になったりと、生産活動に大きな影響が出ている	・現地会社への配慮を要望。	
		JEITA 日機輸 日商			・尖閣諸島事件等日中関係問題が経営活動に及ぼす影響。 例)日本製品の不買運動、反日デモ等による出向者の安全管理面での影響等。 ・旅行業界（事業）においては、日中外交問題（尖閣諸島問題）の影響により大きな打撃を受けている。	・両国民のマインドの回復につながる早期解決を望む。	
		JEITA 日機輸	(2)	電力供給不足	**・電力不足による停電の発生。（計画停電、夏場の電力逼迫時の突然の通達）**	・電力の安定供給。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸			･南方電網によると、2011 年 8 月の 31 日間にエリア全体でピーク時電力が 1000 万キロワット以上不足したのは 14 日あった。最大の不足は 1479 万キロワットで、需要の 15%分が不足した。	･早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。	
					(対応) ･広州市では、2008 年に入っても 1 月と 2 月、緊急電力制限措置がとられた。 ･2008 年 4 月 1 日、エネルギー消費の効率化や罰則強化を定めた「エネルギー節約法」が施行された。		
		日機輸	(3)	交通インフラの未整備	･内陸部物流事情改善の遅れが発生し、コスト増につながっている。	･内陸部インフラの整備。	
		日製紙	(4)	不法な損害賠償要求	･当社が林道を作り伐採を行うときに地元の農民が不法な損害賠償（ドロが田んぼに流れ込んだ等）を要求してくる。尚、この問題はエスカレートしており、伐採･輸送に深刻な影響を与えている。	･政府による地元振興につながるユーカリ植林のアピール、農民との仲裁。	
		JEITA 日機輸	(5)	腐敗	･贈収賄、接待等への規制が強化される一方で、地方では相変わらず贈答品の要求や、当社製品の提供、格安な価格指定による要求が後を絶たない。	･政府部門の更なる規制、企業への実態調査の実施を求めたい。	